

<p>日程第三 電波法の一部を改正する法律案 (内閣提出)</p> <p>日程第四 電波法の一部を改正する法律案 (原口一博君外三名提出)</p> <p>日程第五 通信・放送委員会設置法案(原口一博君外三名提出)</p>	<p>○議長(伊吹文明君) 日程第三、内閣提出、電波法の一部を改正する法律案、日程第四、原口一博君外三名提出、電波法の一部を改正する法律案、日程第五、原口一博君外三名提出、通信・放送委員会設置法案、右三案を一括して議題といたします。</p> <p>委員長の報告を求めます。総務委員長北側一雄君。</p>	<p>次に、民主党・無所属クラブ及びみんなの党提案に係る原口一博君外三名提出の電波法の一部を改正する法律案は、無線局の免許手続としてオーケション制を導入するとともに、現行の電波利用料制度を電波の経済的価値を反映した制度に見直す等の措置を講じようとするものであります。</p> <p>また、通信・放送委員会設置法案は、通信及び放送の分野における規律に関する事務を公正かつ中立に行わせるため、内閣府の外局として、通信・放送委員会を設置しようとするものであります。</p> <p>以上の三案は、去る五月十五日に本委員会に付託され、翌十六日新藤総務大臣及び提出者武正公一君からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、二十一日質疑を行い、同日これを終局いたしました。</p> <p>次いで、通信・放送委員会設置法案について内閣の意見を聴取した後、採決に入りました。</p> <p>まず、内閣提出の電波法の一部を改正する法律案について採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めました。</p> <p>〔賛成者起立〕</p> <p>○議長(伊吹文明君) 起立少數。よつて、本案は否決されました。</p> <p>次に、日程第五、原口一博君外三名提出、通信・放送委員会設置法案につき採決をいたしました。</p> <p>本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>〔賛成者起立〕</p> <p>○議長(伊吹文明君) 起立少數。よつて、本案は否決されました。</p> <p>次に、日程第三、内閣提出、電波法の一部を改正する法律案につき採決を行います。</p> <p>本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。</p> <p>本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>〔賛成者起立〕</p> <p>○議長(伊吹文明君) 起立少數。よつて、本案は否決されました。</p>
<p>○議長(伊吹文明君) 起立少數。よつて、本案は否決されました。</p>	<p>以上、御報告を申し上げます。(拍手)</p>	<p>次に、日程第四、原口一博君外三名提出、電波法の一部を改正する法律案につき採決をいたしました。</p> <p>〔賛成者起立〕</p> <p>○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。</p> <p>よつて、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。</p>	<p>以上、御報告を申し上げます。(拍手)</p>	<p>次に、日程第五、原口一博君外三名提出、電波法の一部を改正する法律案につき採決をいたしました。</p> <p>〔賛成者起立〕</p> <p>○議長(伊吹文明君) 起立少數。よつて、本案は否決されました。</p> <p>次に、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案について採決を行いました。</p> <p>〔賛成者起立〕</p> <p>○議長(伊吹文明君) 起立少數。よつて、本案は否決されました。</p>
<p>○議長(伊吹文明君) 起立少數。よつて、本案は否決されました。</p>	<p>本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。</p> <p>本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。</p>	<p>〔賛成者起立〕</p> <p>○議長(伊吹文明君) 起立少數。よつて、本案は否決されました。</p> <p>次に、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案について採決を行いました。</p> <p>〔賛成者起立〕</p> <p>○議長(伊吹文明君) 起立少數。よつて、本案は否決されました。</p> <p>次に、日程第六、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)</p>

論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(伊吹文明君) 採決をいたしました。本案を委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第七 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 日程第七、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長松本純君。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔松本純君登壇〕

○松本純君 ただいま議題となりました公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金

保険法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、厚生年金基金について、今後は新設を認めないこととし、その自主的な解散を促進するため、五年間の期限措置として、解散時に政府に返還する資産の分割納付の期限を十五年から三十年に延長するとともに、事業所間の連帯債務となるべき措置を講ずること、

第二に、施行日から五年後以降に存続する厚生年金基金について、その積み立て状況が一定の基準に該当しなくなつた場合、厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聞いて解散を命ずることができること

第三に、国民年金の第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料を追納できるようにするなどあります。

本案は、去る五月十日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、十五日、田村厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、民主党・無所属クラブより修正案が提出され、趣旨説明を聴取し、十七日から原案及び修正案を一括して質疑に入り、昨二十二日質疑を終局いたしました。

次いで、民主党・無所属クラブ提出の修正案について撤回を許可した後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党及びみんなの党より、政府は、施行日から十年を経過する日までに、存続厚生年金基金の解散等について検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする修正案が提出され、趣旨説明を聴取しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(伊吹文明君) 討論の通告があります。順次これを行います。高橋千鶴子君。

〔高橋千鶴子君登壇〕

○高橋千鶴子君 私は、日本共産党を代表し、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。（拍手）

厚生年金基金は、厚生年金の一部を基金が代行して運用する制度として、一九六六年に創設され、国の指導監督のもとに維持されてきた制度であります。

景気が右肩上がりのときは、企業はスケールメリットの恩恵を受けますが、運用利回りが予定期率を下回り、利差損が生じた場合には、代行割れを起こし、公的年金である厚生年金本体の財政を毀損するおそれがあります。

バブル崩壊後の超低金利政策のもと、資産に余力のある大企業を中心とした事業所は、事業主負担の少ない確定給付年金や確定拠出年金をつくつて、代行部分を次々に返上して、基金制度から抜け出していくました。

現在は、中小零細企業が集まつてつくられた基

金が大部分になつてゐるため、五百六十二基金のうち約百二十基金が代行割れとなり、その額は、四千二百億円程度と見込まれるとしています。倒産した事業所の負債まで、残された事業所が負わされるなど、基金を解散したくてもできないといふ声が次々と上がつっていました。

A I J 投資顧問問題で明らかになつたように、この間、資産の運用規制の緩和が行われ、また、基金が市場の実態と乖離した予定利率を設定しているのを政府が放棄してきたことなどが、事態をより深刻にしました。

本法案において、連帯債務を外して解散をやすくする条件を整えた点は、遅きに失したとはいえ、当然の措置です。

しかし、これから解散に向かう基金の事業所は、多くの負債を返済していかなければならず、それは事業本体の經營にも影響を与えることになります。これまでの経過から見て、こうした国の大企業の失敗のツケを、残された中小の事業者に負わせるという姿勢には、反対です。

年金の上乗せ給付は、退職金の一部でもあり、賃金の後払いの性格を持つものです。いわゆる健全とされる存続厚生年金基金のみならず、厳しい経済状況の中では基金運営を行つてきた中小零細企業に、ツケ回しをすべきではありません。企業年金連合会の支払い保証機能を強化するなど、受給権の保護が確実に図られるべきです。

次に、第三号被保険者の記録不整合問題について述べます。

この問題が発覚した二〇〇九年当時、年金保険料の十年追納を可能とする年金確保法案が国会で

は審議されており、早期に是正する機会はあったのです。それにもかかわらず、政府は、当初、この問題を一片の課長通知で取り繕い、それが批判されるや通知を廃止し、本法案による解決まで、実に二年以上が経過しました。政府の責任は重大であります。

煩雑な制度の周知不足や、既に受給されている方の権利をできるだけ守るために法改正であるといふなら、委員会審議でも明らかにしたように、この問題以外にも以前から指摘されていた課題があります。無年金障害者の救済、あるいは、年金と他の手当との併給制限の問題など、国会の決議などで解決を求められながら放置されてきた課題の解決もあわせて行うべきことを強く主張します。

いずれの問題も、公的年金制度による老後の生活保障が十分に果たせていないことの反映であり、改めて、国際公約である最低保障年金など、暮らせる年金制度への抜本改正を目指すべきです。

終わりに、アベノミクスで物価が仮に2%増となつたとしても、一気に特例水準の解消が行われ、マクロ経済スライドが初めて発動となります。年金は一円もふえず、実質減となります。

消費税の増税を行なながら、特例水準の解消やマクロ経済スライドによる給付削減は行つべきではないことを強く主張し、反対討論といいました。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、柚木道義君。
〔柚木道義君登壇〕
○柚木道義君 民主党の柚木道義でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、公的年

金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について、修正案に賛成、修正案を除く政府原案について賛成の立場で討論を行います。(拍手)

厚生年金基金制度については、経済金融情勢の大きな変化、運用実績の低迷等により、代行割れを著しく悪化させるリスク、加入者に多大な損害を与えるリスクがあります。

そのため、民主党は、こうしたリスクを、将来に残すことなく、完全に排除する必要があることから、この法律の施行日から起算して十年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散または他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう、速やかに必要な法制上の措置を講ずる旨の修正案を提出しました。

厚生労働委員会での審議を通じ、そうしたリスクを回避すべきとの共通認識が醸成され、法施行後十年が経過するまでに、全ての厚生年金基金が解散するか他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散することを規定する修正案について、五党で合意できることは大変に意義があります。

また、本法案に盛り込まれている第三号被保險者の年金記録不整合問題への対応策については、民主党政権が提出した主婦年金追納法案とほぼ同様のものであり、速やかに実施すべきだと考えます。

ただ、審議を通じて、アベノミクスによる物価上昇で実質的な年金が減つてしまふという事実が認められました。

海江田代表と安倍総理との党首討論で、海江田代表の、今のような急激な物価上昇は考えており

ませんでしたから、物価が上がったときに年金生

活者はどうすればいいのかとの質問に、安倍総理

から、物価が上がつていけば、物価スライドで年金は上がつていくとの答弁がありました。

しかし、名目上の年金は上がつても、年金生活者にとって名目以上に重要な実質的な年金はアベノミクスによる急激な物価上昇で減つてしまふという事実について、安倍総理の答弁は、あたかも物価が上がれば実質的な年金も上がる、国民の皆様に大いなる誤解を与えるものでした。

審議の中で、次のような試算が明らかになりました。

例えば、来年二〇一四年時点で、物価上昇率、賃金上昇率ともにプラス・マイナス・ゼロ%であつた場合と、物価上昇率が1%、賃金上昇率が〇・五%であつた場合とを比較すると、仮に物価が1%上昇した場合でも、二〇一四年四月時点の名目の年金はマイナス〇・五%の減、さらに、実質の年金はマイナス一・五%の減。二〇一四年四月に、皆さん、アベノミクスが目指している物価上昇率が2%，そして、賃金上昇率も2%になつた場合と比較しても、名目の年金はプラス〇・三%になりますが、実質の年金はマイナス一・七%の減になつてしまいます。

この場合、二〇一五年四月時点では、二年分合計で、名目の年金もマイナス〇・二%の減で、さらに、実質の年金に至つてはマイナス三・二%の減になつてしまします。また、二〇一五年四月で、物価上昇率2%，賃金上昇率1%と、仮に賃金上昇率が物価上昇率を下回つてしまつた場合には、二〇一六年四月で、マクロ経済スライド発動による実質の年金減とは別に、物価上昇先行によ

る年金の実質減が、基礎年金月額でマイナス六百

三十円、厚生年金月額でマイナス二千二百五十円となり、物価、賃金とも上昇率ゼロパーだつた場合と二年間合計で比較すると、基礎年金年額で約一万六千円の実質減、厚生年金年額で約五万七千円の実質減となってしまいます。

十年間合計なら、物価上昇先行による実質の年金減が、基礎年金約七万円減額、厚生年金約二十六万円減額となり、この物価上昇先行による実質の年金減の影響は、マクロ経済スライドによる減額とは別で、なおかつ減額幅も大きくなります。経済の専門家からも、このような実質年金削減こそが、2%インフレの実現を期待するもう一つの隠れた目的であるという指摘も出ております。

アベノミクスの隠れた狙いが年金の実質減ということであるならば、消えた年金問題ならぬ、安倍ノミクスで消える年金問題になつてしまいます。このように、アベノミクスでまさか実質的な年金が切り下げられるとは、全国三千万人の年金受給者は知られしておりません。ただでさえ、マクロ経済スライドで実質年金が切り下げられることが、〇四年、自民党政権下で強行採決で決まつております。アベノミクスで、それがさらに下がる。

アベノミクスには、株高、円安の一方で、長期国債金利の上昇や年金の実質減少などの不都合な真実があることも国民の皆様に明らかにしない安倍政権の姿勢は、不誠実と言わざるを得ません。認められた、マクロ経済スライドとは別に発生する、アベノミクスの物価上昇先行による実質年金の切り下げについて、安倍総理に直接お聞きしに出席いたただくことができませんでした。

安倍総理は年金問題から逃げているとしか思えません。

安倍総理は、ちなみに、きょう、この議場にいらっしゃるんでしょうか。私は、こういつた重要な廣範の審議、そしてまたこの採決の日にも、総理が、お席を見る限り、おいでにならないよう思いますが、このような姿勢こそが、国民の皆さんにとって、この年金問題を後回しにしているというふうに映つてしまふのではないかと懸念をしております。

アベノミクスの物価上昇による実質年金切り下げが進めば、今の若い世代が高齢者になるころには、年間所得百万円未満の高齢者貧困率が二五%にも達するおそれがあります。

アベノミクスによる年金格差拡大を是正することなくして、真に安心できる年金制度の構築はあり得ません。その上で、修正部分を除く政府原案についても賛成を表明し、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊吹文明君) これにて討論は終結をいたしました。

○議長(伊吹文明君) 採決をいたします。(発言する者あり) 静粛にしてください。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊吹文明君) 起立多數、よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

の趣旨説明

○議長(伊吹文明君) この際、内閣提出、自衛隊法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。防衛大臣小野寺五典君。

○國務大臣(小野寺五典君) 自衛隊法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送について、当該輸送に際して同乗させることができるもの範囲を拡大し、及び当該輸送の手段として車両を加えるとともに、外国の領域において当該輸送の職務に従事する自衛官が、その職務を行うに伴い自己の管理のもとに、入った者の生命等の防護のためやむを得ない場合に武器を使用することができるなどとする等の必要があります。

以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、在外邦人等の輸送の実施に際して防衛大臣が、外務大臣と協議し、確認する事項を規定するとともに、防衛大臣は、当該輸送の職務に従事する自衛官に同行させる必要があると認められる者等を同乗させることができることとしております。

○議長(伊吹文明君) 採決をいたします。(発言する者あり) 静粛にしてください。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊吹文明君) 起立多數、よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

衛官は、当該輸送に用いる車両の所在する場所、

当該車両による輸送の実施に必要な業務が行われる場所等においてその職務を行つに際し、その職務を行つに伴いその管理のもとに入つた者の生命

または身体の防護のための必要最小限の武器の使用ができることとしております。

そのほか、関係法律の規定の整備を行うこととしましております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊吹文明君) 自衛隊法の一部を改正する法律案の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。まず、長島昭久君。

[長島昭久君登壇]

○長島昭久君 民主党の長島昭久です。

私は、ただいま議題となりました自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、外務大臣及び防衛大臣に対し、民主党・無所属クラブを代表して質問いたします。(拍手)

この議場に、自衛隊法の改正案を上程してあるにもかかわらず、自衛隊の最高指揮官である総理大臣がおられない。甚だ残念であります。

今回、自衛隊法改正案によつて、自衛隊の海外任務がまた一つふえることになります。在外邦人を救出するに当たつて、これまでの海と空の輸送に加え、自衛隊による陸上輸送を可能にするといふものです。

第三に、在外邦人等の輸送の職務に従事する自

約が課されたままになつております。

この陸上輸送は、PKOに派遣された自衛官によるいわゆる駆けつけ警護と基本的な構造は同じです。

昨年、野田総理の補佐官を務めていた際に、私は、PKOに派遣された自衛官が、同じ地域で活動しているNGO、国連職員あるいは企業の方々が生命の危機に瀕した際に、その場に赴いて保護することができる法制度を構築するべく努力いたしました。しかし、内閣法制局の憲法解釈の壁に阻まれ、自衛隊に十分な権限を与えることができず、最終的には断念せざるを得ませんでした。

今回の陸上輸送は、基本構造が同じ駆けつけ警護に比べても、はるかに難易度が高いものであります。

陸上輸送は、突然的な緊急事態に際し、ほぼ未知の環境に入り込んで実施するものであります。

すなわち、PKOの駆けつけ警護は、自衛官が状況をほぼ知り尽くしたエリア内で移動して他人を保護するというものであります。しかし、今回の陸上輸送は、突然的な緊急事態に際し、ほぼ未知の環境に入り込んで実施するものであります。

そこで、防衛大臣、今申し上げたような陸上輸送にかかる状況の困難性について、自衛隊のオペレーションを統括する立場としてどのように認識しているか、まず伺います。

その上で、陸上輸送の任に当たる自衛隊の武器使用権限が十分なものかどうかという、今回の自衛隊法改正案をめぐる議論の核心について、以下、質問してまいります。

確かに、陸上輸送の難易度は高いものの、部隊が一たび邦人を保護下に置き、輸送を開始した後

は、邦人の命を守るための武器使用も柔軟に認められております。

しかし、輸送の出発点では、そうはいきません。

例えば、救出を求める邦人の皆さん、大使館の敷地内で集合して待機しているとします。そこに陸上自衛隊の輸送部隊が車列を組んで近づいていく。しかし、大使館が目前に迫つたその瞬間に、正体不明の武装集団が邦人たちに襲撃を加えましたとします。自衛隊がいまだ邦人を保護下に置いていないこの状況では、加害者、邦人、自衛隊がそれぞ三角形の頂点をなす位置関係にあります。この位置関係がポイントです。

隊は、邦人が襲われている姿を目の前にしながら、残念ながら、手をこまねいて傍観せざるを得ません。自衛隊には、襲撃を抑止するために、警告射撃を含め、必要最小限の武器使用を行うことすら認められていないからです。これが、現行の内閣法制局の憲法解釈であります。

理由は、この邦人を襲撃から守るための必要最小限の武器使用が、何と、憲法が禁じている武力行使に当たるおそれがあるからだというのであります。全く、一般常識では考えられない見解であります。

したがつて、私は、四月十六日の予算委員会で、この三角構造における自衛隊の武器使用基準は重大な立法上の不備ではないかと、内閣の立場をただしました。私の質問に対し、安倍総理は、課題は確かに残っている、自衛隊の最高指揮官としてじくじたる思いだと、何度も言つておられました。

しかし、そもそも、課題を残しながら新たな行動を自衛隊に付加することは、最高指揮官として余りにも無責任ではないでしょうか。それでは、解決すべき課題とは何でしょうか。この点について理解を深めるため、少々迂遠に聞こえるかもしれません、日本という国家の統治権能の行使のあり方について取り上げてみたいと思います。

ところで、私自身もかつてはそのように考えておりましたが、同僚議員の皆様の中にも、日本の統治権能は、日本の領域内あるいは日本国籍の船舶の中においてのみ行使されると思われている方がいらっしゃるかもしれません。

私は、五月十七日の外務委員会でこの点を取り上げ、外務省の政府参考人から、大要、次のように答弁を得ました。

日本の領域を超えた公海上を航行している外国船舶があるとして、この船舶で生じた事柄については、船舶の国籍国、すなわち旗国が排他的に統治権を行使する、これが大原則です。一方、その旗国の同意を得れば、我が國もその統治権能の一一部である執行管轄権を行使することができます。國際法上の説明は外務大臣の答弁に委ねたいと思いますが、日本の国内法上の答えは既に明らかです。

平成十一年三月十八日の外務委員会において、警察庁は次のとおり答弁しております。すなわち、警察による職權行使につきましては、國の公権力の行使に該當する行為でございますから、当然ながら、外国においては相手國の主權を侵すことのないよう、相手國の同意が得られた場合に限り、我が國の国内法の範囲でこれを行使することができるということになります。

つまり、ここで明らかになつたことは、日本の公務員が、外国の領域内で、その國の同意の範囲内で、統治権を及ぼし、執行管轄権を行使することには何ら問題はなく、その領域内に所在する者に対するても有効に機能するということであります。

要するに、本来統治権を行使すべき立場にある國の同意を得た上でであれば、我が國は、その領域外で生じた事案についても統治権能を及ぼすこと

ができるということであります。

したがつて、私は、公海上の外国船舶に対する公権力の行使と同様の議論が、他国の領域内においても行うことができると言えます。

そこで、もう一点伺います。

外国の領域で生じた事柄について、領域國の同意を得た上で、我が國の統治権を及ぼし、統治権能の一部である執行管轄権を行使すること、すなわち公権力を行使することに、一般國際法上の問題はあります。そして、その外国に所在する人々が日本の執行管轄権の行使を免れる國際法上の根拠はありますか。外務大臣の説明を求めます。

國際法上の説明は外務大臣の答弁に委ねたいと思いますが、日本の国内法上の答えは既に明らかです。

平成十一年三月十八日の外務委員会において、警察庁は次のとおり答弁しております。すなわち、警察による職權行使につきましては、國の公権力の行使に該當する行為でございますから、当然ながら、外国においては相手國の主權を侵すことのないよう、相手國の同意が得られた場合に限り、我が國の国内法の範囲でこれを行使することができるということになります。

つまり、ここで明らかになつたことは、日本の公務員が、外国の領域内で、その國の同意の範囲内で、統治権を及ぼし、執行管轄権を行使することには何ら問題はなく、その領域内に所在する者に対するても有効に機能するということであります。

しかも、刑法第二条の二は、この法律は、日本において日本国民に対する次に掲げる犯罪を犯した日本国民以外の者に適用するとして、殺人罪などを列挙しております。すなわち、外国の領域における日本人に対する殺人行為は、日本の刑法違反であります。

で日本人が襲撃を受けていたのにこれに有効に対処できない仕組みを維持しようとするのは、邦人保護に関して、政府として責任ある姿勢とは言えないと思います。

せつかく法改正を行うのに、現実の要請に応えられない、ましてや現場の自衛官に過重な負担をかけ続ける、これは余りにも無責任ではないかと思いますが、防衛大臣の見解を求めます。

これも四月十六日の予算委員会の質疑で明らかになりましたが、海上保安官の場合、我が国の領域の外にあっても、日本人が襲撃を受けた場合には、襲撃されたという外形的事象に基づいて、我が国の統治権能の一部である警察権行使して、その日本人の防護のために武器を使用することができます。加害者が国に準ずる組織であるかどうか、その国籍、職業、主義主張などを武器使用に先立つて調べ上げることは求められていません。もとより、そんな悠長なことをやつているひとまはおりません。

同僚議員の皆さん、自衛官も、海上保安官と同じ公務員であります。同じ憲法九条に服します。それなのに、統治権の範囲内で日本人を保護するために必要な武器使用を行うことが自衛官だけ認められないという内閣法制局の主張を放置したままでいいんでしょうか。法のもとの平等の観点からいっても、そうした欠陥を残したまま法案を通過させることは、国会の怠慢ではないですか。防衛大臣、三角構造において、何者かの襲撃を受けている邦人を保護することは、国際法上も、憲法九条との関係でも、何ら問題のない、日本の統治権の行使なのではないですか。にもかかわらず、目の前で日本人が攻撃を受けているのにその

命を保護できない制度にとどめておくことは、日本という国家が正当な統治権行使を放棄することになりますか。この点について、防衛大臣の見解を求めます。

改めて、安倍総理及び同僚議員の皆様に問い合わせたいと思います。

今回の自衛隊法改正に当たり、解決すべき課題とは何でしょうか。

冒頭申し上げましたとおり、私は、総理補佐官時代に、PKO活動における駆けつけ警護の制度を構築すべく、内閣法制局と議論しました。その際、法制局は、駆けつけ警護が警察活動であるとすればならないという主張を繰り返しました。実は、そこに課題解決のヒントがあつたわけです。

すなわち、これまで述べてまいりましたとおり、たとえ他国の領域内であつたとしても、その領域国の同意があれば、我が国の統治権の一部である行政警察権を及ぼすことができるわけです

から、三角構造において、日本人を保護下に置く

ために必要な武器使用を認めるとは、国家として正当な統治権行使であり、憲法解釈の変更ではありません。

PKOにおいても、今回の陸上輸送においても、あらかじめ領域国の同意を取りつけて自衛隊部隊を派遣することは改めて申し上げるまでもあります。

総理、課題が残っていると総理は言われました

が、今回の自衛隊法改正において残された課題とりません。

また、衆議院会議録第二十七号　自衛隊法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する長島昭久君の質疑

安倍総理は、施政方針演説の冒頭で、福沢翁の

言葉、「一身独立して一国独立する」を引用し、この壇

上から、国民に向かって、独立自尊の精神を喚起しました。

海外で頑張っている日本人の身体生命を、他の国や国際機関に依存することなく、我が国独立で守り抜くことこそ、総理が訴えた独立自尊ではな

いでしょうか。

集団的自衛権の行使も、憲法の改正も、大事な課題であります。そのようなことの前に、この

現行憲法の解釈の範囲内におさまる行為の合憲性を確実なものにすることが、内閣総理大臣として、あるべき姿勢ではないでしょうか。

最後に、真に実効性のある邦人保護を実現するため、改めて、総理そして副総理の決断を強く求め、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

（国務大臣岸田文雄君登壇）

○国務大臣（岸田文雄君）　長島議員にお答え申し上げます。

まず、外国における公権力の行使についてお尋ねがありました。

一般国際法上、外國の領域において公権力の行使を行なうことは、当該領域国に所在する人々に対する公権力の行使は、一般には、その同意の範囲で認められております。

また、在外邦人を保護するための自衛隊による

武器使用の法的性格についてお尋ねがあります。

お尋ねのような場合に、領域国との同意があれ

ば、国際法上、かかる武器使用は認められると言えますが、いわゆる駆けつけ警護のように、海

外に派遣される自衛官に自己保存型を超える武

器使用権限を付与することについては、憲法との関

係等から慎重な検討を要するというのが、従来の

政府の見解であります。

五月十七日の外務委員会において答弁申し上げましたとおり、任務遂行型の武器の使用について

は、課題が残っていると認識しております。お尋ねの点も含めて、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会で改めて検討いただいているところであり、その結果も踏まえて、何が必要かにつき検討してまいりたいと存じます。

そして、在外邦人等の輸送に関し、邦人を保護下に置くために必要な武器使用を認めることは、

憲法解釈の変更ではなく、内閣の決断で可能では

ないかというお尋ねがございました。

いわゆる駆けつけ警護のように、海外に派遣さ

れる自衛官に自己保存型を超える武器使用権限を付与することについては、憲法との関係等から慎

重な検討を要するというのが、従来の政府の見解であります。今回の自衛隊法改正案についても、この考え方のもとで取りまとめられたところであります。

先ほど答弁で申し上げましたとおり、任務遂行型の武器の使用については、課題が残っていると認識をしております。お尋ねの点も含めて、安全保障

の法的基盤の再構築に関する懇談会で改めて検討いただいているところであり、その結果も踏まえて、何が必要なのかについて検討してまいりたいと考えております。（拍手）

〔國務大臣小野寺五典君登壇〕

○國務大臣(小野寺五典君) 長島議員にお答えいたしました。

改正案に基づく陸上輸送の困難性への認識についてお尋ねがありました。

今般の改正により可能となる陸上輸送の場合、航空機や船舶による輸送と比べると、現地の陸上における活動の地理的範囲が広がります。

このため、現地当局の治安能力も踏まえつつ、在外公館等を通じて現地からの情報を得ることや、現地当局による警備の強化に係る申し入れ、調整や、自衛隊車両の移動の経路、手段等の選択などの方策をとることが一層重要になると考えられます。

今回の自衛隊法改正案は、在アルジェリア邦人に対するテロ事件の検証を踏まえ明らかになつた課題に速やかに対応するものです。

本改正案により可能となる陸上輸送の実施に際し想定されるさまざまなケースへの対応を検討し、不測の事態への対処方法の徹底を図るなど、現場で隊員が対応に苦慮することがないように十分配慮してまいり所存です。

一方、必要な制度の見直しについては、今後とも不斷の検討を行つていく必要があると考えております。

目の前で日本人が攻撃を受けているのに生命保護できない制度にとどめておくことは統治権行使の放棄ではないかとのお尋ねがありました。

一般論として申し上げれば、外国において拘束された邦人の救出、奪還といった任務を自衛隊に付与することについては、国際法や憲法の関係など、各種の課題があると考えております。

いずれにせよ、在外邦人の安全確保は政府の重要な任務であり、今後とも、必要な制度の見直しについて不断の検討を行つていく必要があると考えております。

今回の自衛隊法改正案において残された課題についてのお尋ねがありました。

在外邦人の安全確保は政府の重要な責務であり、今後とも、必要な制度の見直しについては、不斷の検討を行つていく必要があると考えております。

御指摘の、邦人の救出といった新たな任務を自衛隊に付与することについては、憲法との関係のほか、広く国民の理解を得られるか、派遣された隊員が現場で困ることがないかなどの各種の観点から検討を行うことが重要と考えております。

(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、阪口直人君。

〔阪口直人君登壇〕

○阪口直人君 日本維新の会の阪口直人です。

自衛隊法の一部を改正する法律案について質問します。活動を、国際社会の平和に貢献することで安全保障につなげるにはどうすればいいかという視点で質問させていただきたいと思います。(拍手)

アルジェリアにおけるテロ事件の発生を受けた際には、事件への対応を検証し、在外邦人の輸送に関しても速やかに現行法の不備を是正するべく対応し

てのこと、評価をしたいと思います。

テロ事件を受けて検討委員会を立ち上げたプロセスを御説明いただき、また、今回浮き彫りになつた課題は何だったのか、まずは防衛大臣にお聞かせいただきたいと思います。

今回新たに規定される自衛隊による車両での輸送については、従来の航空機や船舶による輸送と比べると、危険に直面する可能性が高まると思定されることから、その実施に当たっては、外務大臣、防衛大臣が、輸送の安全が確保されているか否かを判断することとされています。

では、どのような基準によって判断を行うのでしょうか。

アルジェリアのような国において、判断の根拠になる情報を収集するすべを持つているのでしょうか。今回明らかになつたように、アルジェリアでは、情報収集を行う十分なパイプがありませんでした。

研究者やNGOのネットワークを使つたり、政府同士では十分でない部分を議員外交で補うなど、あらゆる人的資源を総動員して情報を得る体制を構築した上で、近い将来は、情報収集のための専門機関の設立も必要だと思いますが、外務大臣及び防衛大臣の見解を伺いたいと思います。

さて、車両による輸送を行う際には、武装勢力などから襲撃や妨害を受けるなど、不測の事態が発生する可能性があります。一方で、武器使用にかかる規定は、現行の憲法解釈で許されているとともに、関連して、海外における自衛隊の活動を、国際社会の平和に貢献することで安全保障につなげるにはどうすればいいかという視点で質問させていただきたいたいと思います。(拍手)

アルジェリアにおけるテロ事件の発生を受けた際には、事件への対応を検証し、在外邦人の輸送に関しても速やかに現行法の不備を是正するべく対応し

私自身、カンボジアでの平和構築活動中に武装勢力から銃撃を受けた経験があり、当事者としての意識を持っています。

必要と判断すれば、駆けつけて、武器を使用して救出することはできるのでしょうか。このようない状況で自衛隊が素通りをするしかないならば、人道上も、国家としての尊厳を考えても、大きな問題だと思います。防衛大臣の見解を伺います。

今回の法案改正に向けた対応は迅速であつたと思いますが、これまでの自衛隊の海外活動の検証は、十分に行われているとは思えません。

私は、紛争後の平和構築という分野に現場で長くかかわってまいりました。一九九二年から三年にかけて、自衛隊を初めて海外に派遣したカンボジアでも、国連の平和維持活動に参加していました。一九九三年五月に実施された憲法制定議会選挙を自由公正に実施するため、ベトナム国境に近い山岳少数民族の村を拠点に選挙指導員として活動していました。

カンボジアへの自衛隊派遣は、まさに国論を二分する議論の末に決まりました。

日本政府は、当時のカンボジアでは比較的安全と言われたタケオ州に施設大隊を派遣して、道路の補修を行つていました。隊員の方々は本当に真摯な姿勢で任務に取り組んでいること、日本人として誇りを覚えました。任務は、各國部隊がPKOの任務を支障なく果たすために必要な簡易舗装を行うということでしたが、もつと日本の技術を生かして本格的な道路をつくりたいんだよ、こんなふうにおっしゃる隊員の方々もたくさんいらっしゃいました。

自衛隊の活動地域にも、地雷や不発弾が埋設されているリスクがありました。最初のPKOでもあり、今後の国際貢献の方向性を決める上でも、全員が無事任務を遂行して帰還することが大きな責任だつたと思います。

隊員の方々は高い意識で活動に取り組んでいましたが、当時の任務は、自衛隊が持つ能力、士気の高さを十二分に生かすものであったのかどうか、派遣した政府、そして政治の側には、真摯に検証する義務があると思います。

この点について、どのように実際に検証、評価され、その後の自衛隊の海外活動に生かされたのか、官房長官にお答えをいただきたいと思います。

さて、カンボジアにPKOを派遣したときのコストは、防衛省の負担分が百四億八千万円、また、内閣府の負担が十四・七億円で、合計百十九・五億円と報告をされています。イラクにおける自衛隊の活動は、予算執行ベースでは、陸上自衛隊七百三十七億円、海上自衛隊五億円、航空自衛隊二百二十六億円、合計九百七十億円とのことです。

しかし、政府の報告書には、その内訳は詳細には示されておらず、対費用効果についても記されていません。この点については検証されたのかどうか、財務大臣、お答えください。

今後の自衛隊の海外派遣、さらに日本政府の平和への取り組みを進化させる上で、今からでも、過去の自衛隊の海外派遣について、第三者を含めたさまざまな角度から検証し、評価、課題を明確

にすることが必要だと私は思います。この点について、官房長官及び防衛大臣の見解を求めたいと思います。

カンボジアにおいては、日本政府が簡易舗装した国道二号線、三号線などは、自衛隊が撤退し、最初の雨季が終わつた後にはもう多くの穴があります。そこで、通行に支障を来していました。現地では、日本の自衛隊は撤退したときに道路まで持つて帰つてしまつたと言われていました。どうして、日本は世界最高レベルの技術を持っているのに、こうなつてしまつたんでしょうか。現地の方々からは、何度も尋ねられました。

出発前の任務を途中で変えることは極めて難しいとは思いますが、状況の変化、二一〇の変化に対応すべく、途中で方針を変更する、調整することはできないのか、今後のためにも検討していたか。

さて、検証といえば、イラク戦争への関与に関して、例えば、イギリスにおいては大変大きな議論になりました。イギリスの独立調査委員会は、イラク戦争の開戦時に政策決定にかかわつたブレア元首相、そして当時財務相であったブラウン前首相などを証人喚問して、徹底的に追及を行つています。

イラク戦争は、開戦の根拠であつた大量破壊兵器は見つからず、また、十万人を超えるイラク人の死者が出ました。アルカイダとの関係も見つかりませんでした。米国のオバマ大統領がみずから、誤つた戦争であつたと言つております。

私は、當時の日本政府においてイラク戦争に閑

与した最高責任者であつた小泉元首相にも国会に来ていただき、何を根拠にイラク戦争への参加と自衛隊の派遣を決めたのか、その結果責任をどのように考えているのか、ぜひ証言をいただきました。

災害時において自己完結で対処できる自衛隊の能力の高さは、東日本大震災でも実証されました。

現代社会では、大規模災害が発生したとき、最初に救援活動に駆けつけることを各国が競い合っています。紛争後のPKOにおいても、同様です。各国部隊は、その活躍ぶりを国際社会、現地社会にアピールし、PKOが終わつた後の復興支援において少しでも有利なポジションを獲得すべく競い合っています。

例えば、カナダは、ファースト・イン、ファースト・アウトが、PKO展開における國の方針になつています。最も必要とされる場所に最初に入り、最も重要な任務を行うことを目指しているんです。独自の情報収集、分析を行う力、日ごろの準備が試される局面であり、これは日本にとっての大きな課題だと思います。

本法案にかかる在外邦人の輸送が安全に実施できるかどうかを判断する上で必要であり、自衛隊による安全保障、災害救援、平和貢献、さらには、経済戦略や外交交渉などの方向性を決め、正しい判断を行うために死活的に重要な情報収集・分析機能の強化、すなわち、インテリジェンス機能の強化などをどのように考えているのか、官房長官に伺います。

地震災害などが起きたときの対応は、自衛隊だけではなく、NGOなど、市民社会による支援も大きな力を發揮します。その場合、最も効果的と思われる対応を行うための枠組みが存在しない場合があります。

例えば、今、紛争が続いているシリアの難民を支援する目的で、トルコなど周辺国に医師を派遣する場合、アラビア語を理解する近隣の国の医者を緊急医療活動のために日本の費用で派遣する方が、素早く、かつ効果的な活動を行える可能性があります。

例えば、トルコにおいては、トルコで医師免許を取つた者ではなくては医療活動を行えない法律があります。

法律やスキームの壁があるから、救える命を救えないということがないように、災害や紛争が想定される地域での活動の可能性をシミュレーションした上で、最も効果的な活動ができるよう準備しておく必要だと思いますが、柔軟なスキームの構築に向けた政治の意思があるのか、外務大臣に伺います。

私は、最も大きな価値のある外交の一つは、武力紛争解決の仲介役、平和の推進役を果たすことだと考えています。

平和国家である日本は、アジアの紛争解決に大きな成果を生み出す可能性があると思つています。政府と市民社会の人的資源を総動員して、紛争の仲介という役割を積極的に果たすべきではないか。外務大臣の見解を伺います。

日本が武力紛争を仲介し、平和への道筋をついた国で、自衛隊が平和の定着に貢献し、市民社会が貧困の解決や制度づくり、人づくりに貢献する、このような活動を一体的に行うことができれば、国際社会における日本の価値が高まり、地位の向上につながるのではないかでしょうか。

カンボジアでのPKO活動に参加していたとき、任務の遂行中に銃撃されて亡くなつた中田厚仁さんという青年は、プロンペンでの研修中、私のルームメートでありました。お互いに、安定した生活を捨てて、なぜ危険なカンボジアに来たのか、よく話し合いました。

彼は言いました。平和をつくることに關して、誰かがやらねばならないことがあるとすれば、僕はその誰かになりたい。

国際社会においても、どこの国がやらねばならないことがあるとすれば、それは日本がやる、そんな気概を持つ国家にならなければいけないと思つています。

相手につけ入るすきを与えない防衛力を高めることと同時に、自衛隊の活用も含めて、国際社会の問題解決に積極的に寄与する姿勢を見せる、また、国際社会の問題解決のため、日本だからこそ提供できる能力を磨き上げ、尊敬される日本にならなければいけないと思います。

その意味でも、自衛隊の海外派遣を含むこれまでの外交方針を検証し、日本としての正しい方向性を探ることを改めてお願ひし、質問を終えます。

ありがとうございました。(拍手)

(号外)

官報

〔國務大臣小野寺五典君登壇〕

○國務大臣(小野寺五典君) 阪口議員にお答えをおいたします。

在アルジェリア邦人に對するテロ事件を受けた

検証委員会のプロセスと、浮き彫りになつた課題についてのお尋ねがありました。

検証委員会は、同事件に際しての政府の対応の検証を行うとともに、緊急事態に際し、在留邦人及び在外日本企業の保護のあり方等に関する基本方針をまとめたため、立ち上げられたものであります。本年一月二十九日から二月二十八日まで、計三回の会議を開催し、検証報告を取りまとめました。

彼は言いました。平和をつくることに關して、

同委員会の報告書では、在外邦人等の輸送に関し、現場と最寄りの空港との間に距離がある場合の輸送手段や、現行法の輸送対象者の範囲等が課題として認識されました。

今回新たに規定される、車両による輸送の安全の判断基準についてお尋ねがありました。

今般の改正により可能となる陸上輸送について

は、航空機や船舶による輸送と比べれば、現地の陸上における活動の地理的範囲が広がります。

このため、現地当局による警備の強化に係る申し入れ、調整や、自衛隊車両の移動の経路、手段等の選択などをとることで、予測される危険を回避することができます。こうした危険を回避する観点から、現地当局による警備の強化に係る申し入れ、調整や、自衛隊車両の移動の経路、手段等の選択など、いかなる方策をとることが可能か検討することが一層重要になると考えられます。

そのため、情報収集としては、在外公館による直接の現場確認や現地治安当局等からの情報により現地の治安状況や交通情報を得るほか、他国も同様の輸送を行う場合は、それらの国から、その実施状況に関する情報も収集いたします。また、在外公館職員が輸送経路等に赴くことが困難な場合には、その近傍に所在する在留邦人や進出企業からの情報も重要になります。

白衛隊による陸上輸送に際しては、在外公館等を通じ、派遣先国の治安、交通情報等を収集する

ことになりますが、今後、邦人が活躍する国については、御指摘のように、さまざまなものと組んでいます。

防衛省としても、政府全体の中での情報収集体制の強化拡充に取り組んでまいります。

邦人が襲撃を受けている状況に遭遇した際の対応についてお尋ねがありました。

一般論として申し上げれば、御指摘のような状況において、輸送の職務に従事する自衛官は、現地当局との連携を図りつつ、その時々において最善の手段を講じて対処することになりますが、その内容については、個別具体的な状況に応じて異なるため、一概に申し上げることは困難だと思います。

また、今回の自衛隊法改正案により、いわゆる駆けつけ警護が可能となるものではありません。

自衛隊の海外派遣の検証についてのお尋ねがありました。

過去の自衛隊の海外派遣については、活動終了後に、これをしっかりと検証、評価しているところです。こうした検証を通じ、例えば、国際社会の要請に迅速に対応できるよう、陸自の中央即応集団の隸下に中央即応連隊を新編し、国際平和協力活動への派遣が決定された場合に、速やかに先遣隊を派遣できる体制を整えたり、教育訓練や装備品の充実を図つたりしております。

今後とも、国際平和への取り組みを一層効果的なものとすべく、自衛隊の海外派遣についての検証、評価を不斷に行ってまいる所存でございま

〔國務大臣岸田文雄君登壇〕

○國務大臣(岸田文雄君) 阪口議員にお答えを申します。

自衛隊による邦人輸送の際の輸送の安全の判断基準と、そのための情報収集の手段についてお尋ねがありました。

自衛隊による邦人輸送の安全の判断は、当該輸送において予想される危険と、これを回避する方策について、防衛大臣が外務大臣と協議することとされています。

陸上輸送の場合、航空機や船舶による輸送と比べると、現地の陸上における活動の地理的範囲が広がるため、輸送の安全の判断に当たっては、まず一つは、現地の輸送拠点や輸送経路において妨害行為を受ける可能性など、より広い範囲において、現地当局の治安能力も踏まえつつ、予想され

る危険を把握すること、さらには、こうした危険を回避する観点から、現地当局による警備の強化

に係る申し入れ、調整や、自衛隊車両の移動の経路、手段等の選択など、いかなる方策をとることが可能か検討することが一層重要になると考えられます。

そのため、情報収集としては、在外公館による直接の現場確認や現地治安当局等からの情報により現地の治安状況や交通情報を得るほか、他国も同様の輸送を行う場合は、それらの国から、その実施状況に関する情報も収集いたします。また、在外公館職員が輸送経路等に赴くことが困難な場合には、その近傍に所在する在留邦人や進出企業からの情報も重要になります。

いざれにしましても、平素より、あらゆる資源

を総動員して情報をとることが重要であることは御指摘のとおりであり、アルジェリアにおけるテロ事件の検証報告書及び有識者懇談会の報告書の結論等を踏まえつつ、効果的な情報収集、分析が行えるよう、政府全体の情報の体制等も含め、さらには検討してまいりたいと存じます。

そして、国連PKOにおける状況の変化及び二ーズの変化への対応についてお尋ねがありました。

国連PKOへは、国連が求める二ーズや能力を備えたと判断される各国の部隊が派遣され、その任務は、国連からの指示に基づき行われます。

カンボジアへの派遣については、その実施の結果報告にもありますとおり、我が国として最大限の努力をした一方で、手探りの部分があつたとしており、今後、さらなる改善に向けて検討を進めています。

今日の国連PKOへの貢献では、過去二十年の経験をもとに、例えば我が國ODAと連携した活動や現地の能力強化を行うなど、オール・ジャパンとして総合的に取り組んでいます。

また、紛争や大規模災害に備えた我が国の取り組みについてお尋ねがありました。

紛争や大規模災害が発生し、人道支援を行う場合、国際社会、特に近隣諸国が協力することにより、効果的な救援活動を行うことが可能となるので、さまざまな可能性を事前にシミュレーションすることが必要であると認識をしております。

グローバルな取り組みとして、国連人道問題調整事務所が中心となり、災害対応に関する国際的

入れ調整のための体制を整えており、我が国も、このような作業に積極的に参加しております。

EAN地域フォーラムでの災害救援実動演習や日中韓三カ国機上演習への参加を通じて、関係国と

災害発生国の対応能力の向上に向けた取り組みを行っています。

引き続き、紛争や大規模災害に向けた事前準備に積極的に参加してまいります。

そして最後に、アジアの紛争解決に対する日本の役割についてお尋ねがありました。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していく中、この地域における平和と安定が維持されることは極めて重要です。

我が国は、これまでもアジアにおいて、国連ミッションへの要員派遣や選挙監視要員を派遣するなど、地域の平和と安定のために人的貢献を行つてまいりました。

例えば、我が国は、フィリピンのミンダナオ和平について、国際監視団への開発専門家の派遣や、和平交渉における国際コンタクトグループへの参加等を通じ、和平プロセスを全面的に支援しています。

また、紛争や大規模災害に備えた我が国の取り組みについてお尋ねがありました。

紛争や大規模災害が発生し、人道支援を行う場合、国際社会、特に近隣諸国が協力することにより、効果的な救援活動を行うことが可能となるので、さまざまな可能性を事前にシミュレーションすることが必要であると認識をしております。

今後とも、アシアの平和と安定に資する観点から、国連等を通じて、必要な貢献を積極的に行つてまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣(麻生太郎君) カンボジア及びイラクでの自衛隊の活動に関する予算執行の内訳、費用

対効果についてのお尋ねがあつております。

カンボジアにおけるPKO及びイラクにおける地域的な取り組みとしては、例えば、AS

中韓三カ国機上演習への参加を通じて、関係国とEAN地域フォーラムでの災害救援実動演習や日

災害発生国の対応能力の向上に向けた取り組みを行つております。

過日、政府が国会に提出をしておりますこれら

の活動にかかる報告書においては、御承知のとおり、こうした費用の詳しい内訳や費用対効果ま

では記載されていないものと承知をいたしております。

ただし、こうした外交、安全保障にかかる経費の開示の検証に当たりましては、経費の特殊な性格もあって、保秘や国益の観点に照らし、どのような方法で、どのような内容の開示を行うこと

が適切なのか、また一方、活動の費用対効果の検証を定量的に行うということは、これは極めて難しく、どのような手法なら有効な検証が可能なのかといった難しい課題もあるうかと存じております。

いずれにいたしましても、外交、安全保障上の重要施策の意義を国民に理解していただけるよう、担当府省がしっかりと説明責任を果たすこと

は、これは大変重要であります。今後とも、できる限り丁寧な説明に努めていくべきものと考えております。(拍手)

政府としては、これらの評価と課題を含む実施の結果をPKO法に基づき国会に報告しました

が、これに加えて、防衛省においては、この派遣の教訓、反省事項について、さらに詳細に検証を行つております。

また、その後、自衛隊派遣に際しては、カンボジアでの経験を踏まえ、現地情勢把握のための情報収集や要員の安全確保等に最大限努めているところに、自衛隊の体制整備を行つてきているところです。

過去の自衛隊の海外派遣の検証についてお尋ねがありました。

政府としては、過去の自衛隊の海外派遣についてお尋ねがありました。

過去の自衛隊の海外派遣についてお尋ねがありました。

政府としては、過去の自衛隊の海外派遣についてお尋ねがありました。

政府としては、過去の自衛隊の海外派遣についてお尋ねがありました。

政府としては、過去の自衛隊の海外派遣についてお尋ねがありました。

持つ高い施設整備能力と、厳しい自然環境下で業務遂行能力を發揮しつつ、カンボジアの平和と國家再建の基礎づくりに大きく貢献をし、国内外の

ティア要員が死傷するという事件が発生したこと

は、まことに痛ましく、残念であり、要員の安全確保が極めて重要であることを改めて認識いたしました。

政府としては、これらの評価と課題を含む実施の結果をPKO法に基づき国会に報告しました

が、これに加えて、防衛省においては、この派遣の教訓、反省事項について、さらに詳細に検証を行つております。

また、その後、自衛隊派遣に際しては、カンボジアでの経験を踏まえ、現地情勢把握のための情報収集や要員の安全確保等に最大限努めているところに、自衛隊の体制整備を行つてきているところです。

過去の自衛隊の海外派遣の検証についてお尋ねがありました。

政府としては、過去の自衛隊の海外派遣についてお尋ねがありました。

過去の自衛隊の海外派遣についてお尋ねがありました。

政府としては、過去の自衛隊の海外派遣についてお尋ねがありました。

過去の自衛隊の海外派遣についてお尋ねがありました。

政府としては、過去の自衛隊の海外派遣についてお尋ねがありました。

過去の自衛隊の海外派遣についてお尋ねがありました。

過去の自衛隊の海外派遣についてお尋ねがありました。

過去の自衛隊の海外派遣についてお尋ねがありました。

過去の自衛隊の海外派遣についてお尋ねがありました。

過去の自衛隊の海外派遣についてお尋ねがありました。

過去の自衛隊の海外派遣についてお尋ねがありました。

過去の自衛隊の海外派遣についてお尋ねがありました。

過去の自衛隊の海外派遣についてお尋ねがありました。

過去の自衛隊の海外派遣についてお尋ねがありました。

検証、評価、国会への報告を可能な限り充実させることに努めてまいる考えであります。

イラク戦争への参加と自衛隊の派遣についてのお尋ねがありました。

我が国は、イラクの復興と民生の安定を図り、
イラクが平和で民主的な国家として再建されることは、中東地域を含む国際社会の平和と安定に
とって極めて重要であり、我が国の国益にかなうものであったと考えます。

このような考え方のもとに、我が国は、イラクの
国家再建を支援するために、イラク人道復興支援
特措法に基づいて、イラクに自衛隊を派遣しまし
た。

自衛隊による対応措置は、イラクによる国家再建に向けた取り組みに貢献をし、イラクを含む各国や国際社会から高い評価を得たところであり、イラクの再建と国際社会の平和と安全の確保に寄与したと考えております。

なお、二〇〇三年のイラク戦争に関する我が国
の対応についての検証は既に行われており、昨年
十二月に外務省が検証の主なポイントを発表して
おり、政府としては、さらなる検証を行うことは
考えておりません。
小泉元総理の件については、国会で判断いただ
くべきことと考えます。

災害救援や紛争、テロ等への対処に当たつての情報収集・分析機能の強化及び人的資源の活用についてのお尋ねがありました。

国際社会における災害救援、人道支援や紛争、テロへの対処といった多様な課題に対し、我が国が自衛隊等により貢献していくことは、国際社会の平和と安定に資するとともに、我が国の国益に

もかなうものと考えます。

現地情勢が流動的な中で、こうした活動を的確に、そして安全に実施していく上で、我が国としての情報収集・集約・分析能力を一段と強化していく必要があります。そのため、在外公館などに一層取り組んでまいります。

○議長(伊吹文明君) 以上をもつて質疑は終了いたしました。

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いた
します。

午後二時二十九分散会

出席國務大臣

出席副大臣

防衛副大臣	江渡 聰德君	國務大臣	小野寺五典君	外務大臣	岸田 文雄君	法務大臣	谷垣 憲一君	厚生労働大臣	田村 壽久君	国土交通大臣	太田 昭宏君	防衛大臣	菅 義偉君	總務大臣	新藤 義孝君
-------	--------	------	--------	------	--------	------	--------	--------	--------	--------	--------	------	-------	------	--------

六三	六二	六一	五八	五七	五六	二六	二〇	一五	二四	三三	一〇	九八	八四	三四	二一	
浮島	伊藤	稻津	輿水	岡本	濱地	竹内	佐藤	西村	小池	椎名	阿部	三谷	林	井出	宮本	阿部
智子君	涉君			恵一君	三成君	雅一君	讓君	英道君	眞悟君	政就君	毅君	知子君	英弘君	庸生君	岳志君	寿二君

一 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の主要五品目の各品目ごとに、平成二十五年度予算において措置される対策費の予算額をご教示願いたい。また、予算額のうち、補助金等の内訳をご教示願いたい。

なお、それぞれの品目について、予算額が示されない場合は、予算額を提示することができない理由をご教示願いたい。

二 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の主要五品目の各品目ごとに、これまで投入された対策費の累計額を、可能な限り遡ってお示しいただきたい。その上で、それぞれの品目について、これまでの対策に対する評価をご教示願いたい。

なお、それぞれの品目にについて、累計額が示されない場合は、累計額を提示することができない理由をご教示願いたい。

三 一二において、金額を提示できない場合、政府は、各品目ごとの対策費を把握することなく、今後も対策を進めていくという理解でよいか。

四 ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策に対する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一八三第六九号
平成二十五年五月二十一日
内閣總理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員長妻昭君提出主要農産物に対する農業対策に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員長妻昭君提出主要農産物に対する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

一 及び二について
御指摘の「対策費」の意味を明らかではないが、御指摘の品目の生産、流通等の支援のための施策として、米、麦、てん菜等を対象とする経営所得安定対策、処理加工施設等の施設整備に対する補助制度等、その対象を品目ごとに区分せずに実施する施策を講じていることから、御指摘の品目ごとに、平成二十五年度における予算額及びその内訳をお答えすることは困難である。

また、平成二十五年度予算と同様に、御指摘の品目ごとのこれまでの予算額の累計額をお答えすることは困難であり、したがつて、当該累計額を踏まえたこれまでの施策に対する評価を成功しているとすれば、TPP対策は必要か。

また、TPP対策として、ウルグアイ・ラウン

ド関連対策と同様の対策をしていくのか、その場合はどうのくらいの予算規模を想定しているか、政府の見解をご教示願いたい。

質問番号ごとに、具体的にご回答をいただくことをお願いする。

右質問する。

お答えすることも困難である。

三について

一及び二について述べたとおり、御指摘の品目ごとに、予算額を把握することは困難であるが、政府としては、各品目ごとに、これまでの施策の効果、生産の実態等を踏まえ、引き続き必要な施策を講じていく考えである。

四について
ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策に対する評価に關しては、農林水産省が平成十二年七月に公表した「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の中間評価」において、御指摘の品目に關し、例えば、米及び麦については「稻作・畑作について、高生産性農業基盤整備、生産の効率化に必要な機械・施設の整備等を通じ、「大規模な水田農業の展開」、「スケールメリットを活かした畑作經營の展開」が推進されている」と、豚肉については「地域養豚の維持と経営の安定に寄与している」と、乳製品については「育成すべき酪農經營への生産枠の集約は徐々に進み、・・・その搾乳量割合は、平成六年二月時点の三十九パーセントから平成十一年二月時点には四十一パーセントとなっている」と、甘味資源作物については「でん粉工場の再編整備については、・・・六割まで順調に集積が進み、操業率の向上が図られている」と、それぞれ整理したところである。このように着実に効果が生じた事業がある一方、目標を達成した度合いが低水準にとどまった事業もあることから、当該対策については、反省すべき点もあつたと認識している。

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案

であり、また、現段階では、我が国は同協定交渉に参加しておらず、交渉結果について予断することはできないことから、お尋ねの同協定への対策について検討することは、時期尚早であると考えている。

2 前項の政令においては、次条から第五条ま

平成十五年五月二十三日 衆議院会議録第二十七号 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案及び同報告書

一六

で、第七条及び第八条に規定する措置のうち当該特定大規模災害に対し適用すべき措置並びにこれを適用する地区を指定しなければならない。当該指定の後、新たに次条から第五条まで、第七条及び第八条に規定する措置を適用する必要が生じたときは、適用すべき措置及びこれらを適用する地区を政令で追加して指定するものとする。

(借地契約の解約等の特例)

第三条 特定大規模災害により借地権(借地借家法第二条第一号に規定する借地権をいう。以下同じ。)の目的である土地の上の建物が滅失した場合(同法第八条第一項の場合を除く。)においては、前条第一項の政令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、借地権者は、地上権の放棄又は土地の賃貸借の解約の申入れをすることができる。

2 前項の場合においては、借地権は、地上権の放棄又は土地の賃貸借の解約の申入れがあつた日から三月を経過することによつて消滅する。
(借地権の対抗力の特例)

第四条 借地借家法第十条第一項の場合において、建物の滅失があつても、その滅失が特定大規模災害によるものであるときは、第二条第一項の政令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、借地権は、なお同法第十条第一項の効力を有する。

2 前項に規定する場合において、借地権者が、その建物を特定するために必要な事項及び建物を新たに建築する旨を土地の上の見やすい場所に掲示するときも、借地権は、なお借地借家法第十条第一項の効力を有する。ただし、第二条

第一項の政令の施行の日から起算して三年を経過した後においては、その前に建物を新たに建築し、かつ、その建物につき登記した場合に限る。

3 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百六

十六条第一項及び第三項の規定は、前二項の規定により第三者に対抗することができる借地権の目的である土地が売買の目的物である場合について準用する。

4 民法五百三十三条の規定は、前項の場合について準用する。

(土地の賃借権の譲渡又は転貸の許可の特例)

第五条 特定大規模災害により借地権の目的である土地の上の建物が滅失した場合において、借地権者がその土地の賃借権を第三者に譲渡し、又はその土地を第三者に転貸しようとする場合であつて、その第三者が賃借権を取得し、又は

転借をしても借地権設定者(借地借家法第二

条第四号に規定する転借地権をいう。)が設定されている場合における転借地権者(同条第五号に規定する転借地権者をいう。次条において同じ。)と借地権設定者との間にについて準用する。

ただし、借地権設定者が第二項において準用する同法第十九条第三項の申立てをするには、借

地権者の承諾を得なければならない。

(強行規定)

第六条 前三条の規定に反する特約で借地権者又は転借地権者に不利なものは、無効とする。

(被災地短期借地権)

第七条 第二条第一項の政令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に、同条第二項の規定により指定された地区に所在する土地について借地権を設定する場合においては、借地

法第九条の規定にかかわらず、存続期間を五年以下とし、かつ、契約の更新(更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。)及び

五年以下とし、かつ、契約の更新(更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。)及び

五年以下とし、かつ、契約の更新(更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。)及び

五年以下とし、かつ、契約の更新(更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。)及び

五年以下とし、かつ、契約の更新(更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。)及び

五年以下とし、かつ、契約の更新(更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。)及び

五年以下とし、かつ、契約の更新(更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。)及び

五年以下とし、かつ、契約の更新(更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。)及び

2 借地借家法第十九条第二項から第六項までの

規定は前項の申立てがあつた場合について、同

法第四章の規定は同項に規定する事件及びこの

項において準用する同条第三項に規定する事件の裁判手続について、それぞれ準用する。この場合において、同法第十九条第三項中「建物の譲渡及び賃借権」とあるのは「賃借権」と、同法第五十九条中「建物の譲渡」とあるのは「賃借権」の譲渡又は転貸」と読み替えるものとする。

3 第一項の申立ては、第二条第一項の政令の施行の日から起算して一年以内に限り、することができる。

(従前の賃借人に対する通知)

第八条 特定大規模災害により賃借権の目的である建物(以下この条において「旧建物」という。)が滅失した場合において、旧建物の滅失の当时における旧建物の賃貸人(以下この条において「従前の賃貸人」という。)が旧建物の敷地であつた土地の上に当該滅失の直前の用途と同一の用途に供される建物を新たに建造し、又は築造しうようとする場合であつて、第二条第一項の政令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間にその建物について賃貸借契約の締結の勧誘をしようとするときは、従前の賃貸人は、当該滅失の当時旧建物を自ら使用していた賃借人(転借人を含み、一時使用のための賃借をしていた者を除く。)のうち知っている者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(強行規定)

第六条 前三条の規定に反する特約で借地権者又は転借地権者に不利なものは、無効とする。

(被災地短期借地権)

第七条 第二条第一項の政令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に、同条第二項の規定により指定された地区に所在する土地について借地権を設定する場合においては、借地

法第九条の規定にかかわらず、存続期間を

五年以下とし、かつ、契約の更新(更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。)及び

2 借地借家法第十九条第二項から第六項までの

規定は前項の申立てがあつた場合について、同

法第四章の規定は同項に規定する事件及びこの

三条、第十七条及び第二十五条の規定は、適用しない。

3 第一項の定めがある借地権の設定を目的とする契約は、公正証書による等書面によつてしなければならない。

(従前の賃借人に対する通知)

第八条 特定大規模災害により賃借権の目的である建物(以下この条において「旧建物」という。)が滅失した場合において、旧建物の滅失の当时における旧建物の賃貸人(以下この条において「従前の賃貸人」という。)が旧建物の敷地であつた土地の上に当該滅失の直前の用途と同一の用途に供される建物を新たに建造し、又は築造しうようとする場合であつて、第二条第一項の政令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間にその建物について賃貸借契約の締結の勧誘をしようとするときは、従前の賃貸人は、当該滅失の当時旧建物を自ら使用していた賃借人(転借人を含み、一時使用のための賃借をしていた者を除く。)のうち知っている者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(強行規定)

第六条 前三条の規定に反する特約で借地権者又は転借地権者に不利なものは、無効とする。

(被災地短期借地権)

第七条 第二条第一項の政令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に、同条第二項の規定により指定された地区に所在する土地について借地権を設定する場合においては、借地

法第九条の規定にかかわらず、存続期間を

五年以下とし、かつ、契約の更新(更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。)及び

2 借地借家法第十九条第二項から第六項までの

規定は前項の申立てがあつた場合について、同

法第四章の規定は同項に規定する事件及びこの

確保に関する法律」に改め、「第五十二条」の下に「又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七条第一項」を加える。

理由

大規模な災害の被災地において、当該災害により借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るために、借地借家に関する特別措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

官報(号外)

本案は、大規模な災害の被災地において、当該災害により借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るために、借地借家に関する特別措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 特定大規模災害及びこれに対応して適用すべき措置等の指定
- 大規模な火災、震災その他の災害であつて、その被災地において借地権者の保護その他他の借地借家に関する配慮をすることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を特定大規模災害として政令で指定するものとし、この政令においては、適用すべき措置及び地区を指定しなければならないものとする」と。

3 借地短期借地権

- 1 の政令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、存続期間を五年以下とするとともに、更新を認めない短期の借地権の設定を可能とする制度を創設するものとすること。
- 4 貸借権の目的である建物が滅失した場合における従前の建物の貸借人の保護を図るための措置

- 1 の政令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、従前の建物の貸借人の保護等を図るために、借地借家に関する特別措置法の申入れをすることができる。これが、この法律案を提出する理由である。

1 平成二十五年五月二十一日
衆議院議長 伊吹 文明殿
〔別紙〕

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 東日本大震災被災地の実情に応じ、必要な範囲で両法を適用すること。
- 二 東日本大震災について改正後の被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法を適用する場合に、同法に基づく建物の解体費用については、従前の建物の貸借人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならないものとする」と。

5 施行期日等

- (一) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。
- (二) 罷免都市借地借家臨時処理法(昭和二十二年法律第十三号)は、廃止するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、大規模な災害の被災地において、当該災害により借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るために、借地借家に関する特別措置を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

右
国会に提出する。

平成二十五年四月九日
内閣総理大臣 安倍 晋三

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

三 改正後の被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法に基づく各決議に賛成しなかつた少數者が時価による対価の支払を確實に得られるよう、売渡し請求制度の内容及び趣旨について周知徹底を図ること。

四 貸借権の目的である建物が滅失した場合の従前の貸借人にに対する通知については、通知漏れが生じることを防ぐよう、従前の貸借人に対する通知制度の内容及び趣旨について周知徹底を図ること。

五 今後も大規模災害の発生が想定されていることを踏まえ、老朽化を原因とする区分所有建物の取壊し等の場合の法的要件等について、必要な検討を進めること。

三 改正後の被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法に基づく各決議に賛成しなかつた少數者が時価による対価の支払を確實に得られるよう、売渡し請求制度の内容及び趣旨について周知徹底を図ること。

四 貸借権の目的である建物が滅失した場合の従前の貸借人にに対する通知については、通知漏れが生じることを防ぐよう、従前の貸借人に対する通知制度の内容及び趣旨について周知徹底を図ること。

五 今後も大規模災害の発生が想定されていることを踏まえ、老朽化を原因とする区分所有建物の取壊し等の場合の法的要件等について、必要な検討を進めること。

第三章 区分所有建物の一部が滅失した場合に

おける措置(第七条—第十二条)

第四章 団地内の建物が滅失した場合に

措置（第十三条—第十八条）

第五章 罰則（第十九條）

附則

第一条中「により」の下に「その全部が」を加え、「再建等を容易にし、もつて」を「再建及びその敷地の売却、その一部が滅失した区分所有建物の及びその敷地の売却並びに当該区分所有建物の取壊し等を容易にする特別の措置を講ずることにより」に改め、同条の次に次の章名を付す。

第二章 区分所有建物の全部が滅失した場合における措置

第二条の見出しを「(敷地共有者等集会等)」に改
め、同条第一項「(場合)」に「(この場合に付)

め 同条第一項中「場合」の下は「(その災害により
区分所有建物の一部が滅失した場合(区分所有法

第六十一条第一項本文に規定する場合を除く。以

第一項の決議又は区分所有者（区分所有法第二条
下同じ）において、当該区分所有建物が第十一條

第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。)

全員の同意に基づき取り壊されたときを含む。」)を加え、「司条第六項に規定する敷地利用権一を

〔敷地利用権(区分所有法第二条第六項に規定する

敷地利用権をいう。以下同じ。」に、「は、次条第一項の決議をするための集会を開く」を「(以下「敷

（一項の決議をするための集会を開く）を（一隻地共有者等」という。）は、その政令の施行の日か

ら起算して三年が経過する日までの間は、この法律の三十九二二条二四、議会を開き、及ぶ管理

削る。

第六条の見出しを削り、同条第二号中「再建の集会」を「敷地共有者等集会又は団地建物所有者等集会」に、「第一条第四項」を「第三条第一項又は第十四条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第三条第一項又は第十四条第一項において準用する区分所有法第三十三条第一項本文の規定に違反して、議事録又は第三条第一項若しくは第十四条第一項において準用する区分所有法第四十五条第一項若しくは第二項に規定する書面若しくは電磁的方法による決議に係る書面若しくは同条第一項の電磁的方法による決議若しくは同条第二項の電磁的方法による合意が行われる場合に当該電磁的方法により作られる電磁的記録(次号において「議事録等」という。)の保管をしなかつたとき。

第六条を第十九条とする。

第五条中「第二条第一項」を「第一条」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「-」、「又は第七十条第一項」とあるのは「若しくは第七十条第一項又は同法第九条第一項、第十条第一項、第十一项第一項若しくは第十八条第一項」とする」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第四章 団地内の建物が滅失した場合における措置

(団地建物所有者等集会等)

第十三条 一団地内にある数棟の建物(以下「団地内建物」という。)の全部又は一部が区分所有建物であり、かつ、その団地内の土地(これに関

(団地建物所有者等が置く管理者及び団地建物する権利を含む。)が当該団地内建物の所有者(区分所有建物にあつては、区分所有者。以下この条において同じ。)の共有に属する場合において、第二条の政令で定める災害によりその団地内の全部又は一部の建物が滅失したとき(区分所有建物にあつては、その全部が滅失したとき、又はその一部が滅失した場合において取壟し決議若しくは区分所有者全員の同意に基づき取り壊されたとき。第十八条第一項において同じ。)は、当該団地内建物の所有者、敷地共有者等及び区分所有建物以外の建物であつてその災害により滅失したものに係る建物の敷地等に関する権利を有する者(以下「団地建物所有者等」という。)は、その政令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この法律の定めるところにより、集会を開き、及び管理者を置くことができる。

所有者等集会に関する区分所有法の準用等) 第十四条 団地建物所有者等が置く管理者及び団地建物所有者等が開く集会(以下「団地建物所有者等集会」という。)については区分所有法第二章第四節第二十六条第五項、第二十七条及び第二十九条第一項ただし書を除く)及び第五節(第三十条から第三十三条まで、第三十四条第二項、第三項ただし書及び第五項ただし書、第三十五条第一項ただし書及び第四項、第三十七

第三十五条第一項がかつて書面で第四項
第三条第二項、第四十二条第五項、第四十三条並び
に第四十五条第四項を除く。の規定を、議事録
並びにこの項において準用する区分所有法第四
十五条第一項及び第二項に規定する書面又は電
磁的方法による決議に係る書面並びに同条第一

項の電磁的方法による決議及び同条第二項の電磁的方法による合意が行われる場合に当該電磁的方法により作られる電磁的記録の保管及び閲覧については区分所有法第三十三条第一項及び第二項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定(区分所有法第二十五条第一項、第三十三条第一項ただし書、第三十四条第三項本文及び第五項本文、第三十五条第三項並びに第三十九条第一項を除く。)中「区分所有者」とあり、及び区分所有法第三十三条第一項ただし書中「建物を使用している区分所有者」とあるのは「団地建物所有者等」と、区分所有法第二十五条第一項中「区分所有者」とあるのは「団地建物所有者等(被災区分所有建物の再建築等に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第十三条规定する団地建物所有者等をいう。以下同じ。)」と、「規約に別段の定めがない限り集会」とあるのは「団地建物所有者等集会(特別措置法第十四条第一項に規定する団地建物所有者等集会をいう。以下同じ。)」と、区分所有法第二十六条第一項中「共用部分並びに第十二条に規定する場合における当該建物の敷地及び附属施設(次項及び第四十七条第六項において「共用部分等」という。)」とあり、同条第二項中「第十八条第四項(第二十一条において準用する場合を含む。)」の規定による損害保険契約に基づく保険金額並びに共用部分等」とあり、及び区分所有法第四十六条第二項中「建物又はその敷地若しくは附属施設」とあるのは「特別措置法第十三条に規定する場合における当該土地」と、区分所有法第二十六条第一項中「集会の決議を実行し、並びに規約で定めた行為をす

る」とあるのは「及び団地建物所有者等集会の決議を実行する」と、同条第四項並びに区分所有法第三十三条第一項ただし書、第三十九条第三項及び第四十六条第二項中「規約又は集会」とあり、並びに同条第一項中「規約及び集会」とあるのは団地建物所有者等集会」と、区分所有法第二十八条中「この法律及び規約」とあり、並びに区分所有法第三十九条第一項及び第四十五条第一項から第三項までの規定中「この法律又は規約」とあるのは「特別措置法」と、区分所有法第二十九条第一項本文中「第十四条に定める」とあら、及び区分所有法第三十八条中「規約に別段の定めがない限り、第十四条に定める」とあるのは「特別措置法第十三条に規定する場合における当該土地（これに關する権利を含む。）」の持分の」と、区分所有法第三十四条第三項本文及び第五项本文中「区分所有者の五分の一以上で議決権の五分の一以上を有するもの」とあるのは「議決権の五分の一以上を有する団地建物所有者等」と、区分所有法第三十五条第二項及び第四十条中「専有部分が数人の共有に属するとき」とあるのは「建物若しくは専有部分が数人の共有に属するとき又は一の建物であつて特別措置法第二条の政令で定める災害により滅失したものの所有に係る建物の敷地に関する権利若しくは一の専有部分を所有するための敷地利用権に係る同条に規定する敷地共有持分等を数人で有するとき」と、区分所有法第三十五条第三項中「区分所有者が」とあるのは「団地建物所有者等が」と、「その場所に、これを通知しなかつたときは区分所有者の所有する専有部分が所在する場所」とあるのは「その場所」と、同条第五項

中「第十七条第一項、第三十一条第一項、第六十一条第五項、第六十二条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条第七項」とあるのは「特別措置法第十五条第一項、第十六条第一項、第七条第一項又は第十八条第一項」と、区分所有法第三十七条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、区分所有法第三十九条第一項中「区分所有者及び議決権の各過半数」とあるのは「議決権の過半数」と、区分所有法第四十一条中「規約に別段の定めがある場合及び別段」とあるのは「別段」と、区分所有法第四十四条第二項中「建物内」とあるのは「団地内」と、区分所有法第四十六条第二項中「占有者」とあるのは「建物又は専有部分を占有する者で団地建物所有者等でないもの」と読み替えるものとする。

2 団地建物所有者等集会を招集する者が団地建物所有者等(前項において準用する区分所有法第三十五条第三項の規定により通知を受けるべき場所を通知したものと除く。)の所在を知ることができないときは、同条第一項の通知は、団地内の見やすい場所に掲示してすることができる。

3 前項の場合には、当該通知は、同項の規定による掲示をした時に到達したものとみなす。ただし、団地建物所有者等集会を招集する者が当該団地建物所有者等の所在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じない。

(団地内の建物が滅失した場合における再建承認決議)

第十五条 第十三条に規定する場合において、滅失した建物(区分所有建物にあつては、その全

部が滅失したもの又はその一部が滅失した場合において取壟し決議若しくは区分所有者全員の同意に基づき取り壟されたもの。以下同じ。)のうち特定の建物(以下「特定滅失建物」という。)が所在していた土地(これに關する権利を含む。)が当該団地内建物(その災害により滅失したもの)を含む。以下同じ。)の団地建物所有者等の共有に属し、かつ、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件に該當する場合に当該土地(これに關する権利を含む。)の共有者である当該団地内建物の団地建物所有者等で構成される団地建物所有者等集会において議決権の四分の三以上の多数による承認の決議を得たときは、当該特定滅失建物の団地建物所有者等は、当該土地又はこれと一体として管理若しくは使用をする団地内の土地(当該団地内建物の団地建物所有者等の共有に属するものに限る。)に新たに建物を建築することができること。

一 当該特定滅失建物が区分所有建物であった場合 その再建決議又はその敷地共有者等の全員の同意があること。

二 当該特定滅失建物が区分所有建物以外の建物であった場合 当該特定滅失建物の所有に係る建物の敷地に關する権利を有する者の同意があること。

前項の団地建物所有者等集会における各団地建物所有者等の議決権は、前条第一項において準用する区分所有法第三十八条の規定にかかるらず、当該特定滅失建物が所在していた土地(これに關する権利を含む。)の持分の割合によるものとする。

第一項各号に定める要件に該当する場合における当該特定滅失建物の団地建物所有者等は、同項の規定による決議（以下「再建承認決議」という。）においては、いずれもこれに賛成する旨の議決権を行使したものとみなす。ただし、同項第一号に掲げる場合において、当該特定滅失建物に係る敷地共有者等が団地内建物のうち当該特定滅失建物以外の建物の敷地利用権又は敷地共有持分等に基づいて有する議決権の行使については、この限りでない。

4 第一項の団地建物所有者等集会を招集するときは、前条第一項において準用する区分所有法第三十五条第一項本文の通知は、同項の規定にかかわらず、当該団地建物所有者等集会の会日より少なくとも二月前に、同条第五項に規定する議案の要領のほか、新たに建築する建物の設計の概要（当該建物の当該団地内における位置を含む。）をも示して発しなければならない。

5 第一項の場合において、再建承認決議に係る再建が当該特定滅失建物以外の建物（滅失した建物を含む。以下この項において「当該他の建物」という。）の建替え又は再建に特別の影響を及ぼすべきときは、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者が当該再建承認決議に賛成しているときに限り、当該特定滅失建物の再建をすることができる。

- 一 当該他の建物が区分所有建物である場合第一項の団地建物所有者等集会において当該他の建物の区分所有者全員の議決権の四分の三以上の議決権を有する区分所有者
- 二 当該他の建物が滅失した建物であつて滅失した当時において区分所有建物であつた場

官 報 (号 外)

合 第一項の団地建物所有者等集会において
当該他の建物に係る敷地共有者等全員の議決
権の四分の三以上の議決権を有する敷地共有
者等

三 当該他の建物が区分所有建物以外の建物で
ある場合 当該他の建物の所有者

四 当該他の建物が滅失した建物であつて滅失
した当時において区分所有建物以外の建物で
あつた場合 当該他の建物の所有に係る建物
の敷地に関する権利を有する者

第一項の場合において、当該特定滅失建物が
二以上あるときは、当該二以上の特定滅失建物
の団地建物所有者等は、各特定滅失建物の団地
建物所有者等の合意により、当該二以上の特定
滅失建物の再建について一括して再建承認決議
に付することができる。

7 前項の場合において、当該特定滅失建物が区
分所有建物であつたときは、当該特定滅失建物
の再建を会議の目的とする敷地共有者等集会に
おいて、当該特定滅失建物に係る敷地共有者等
の議決権の五分の四以上の多数で、当該二以上
の特定滅失建物の再建について一括して再建承
認決議に付する旨の決議をすることができる。
この場合において、その決議があつたときは、
当該特定滅失建物の団地建物所有者等(敷地共
有者等に限る。)の同項に規定する合意があつた
ものとみなす。

(団地内の建物が滅失した場合における建替え
承認決議)

第十六条 第十三条に規定する場合において、滅
失した建物以外の特定の建物(以下「特定建物」
といふ。)が所在する土地(これにに関する権利を

共有に属し、かつ、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件に該当する場合に当該土地(これに関する権利を含む。)の共有者である当該団地内建物の団地建物所有者等で構成される団地建物所有者等集会において議決権の四分の三以上の多数による承認の決議を得たときは、当該特定建物の団地建物所有者等は、当該特定建物を取り壊し、かつ、当該土地又はこれと一体として管理若しくは使用をする団地内の土地(当該団地内建物の団地建物所有者等の共有に属するものに限る。)に新たに建物を建築することができる。

一 当該特定建物が区分所有建物である場合その建替え決議(区分所有法第六十二条第一項に規定する建替え決議をいう。次条第一項第一号において同じ。)又はその区分所有者の全員の同意があること。

二 当該特定建物が区分所有建物以外の建物である場合 その所有者の同意があること。

前項の規定による決議については、前条第二項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、並びに同条第五項第一号及び第二号並びに第六項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第二項中「特定滅失建物」とあるのは「特定建物(次条第一項に規定する特定建物をいう。以下同じ。)」と、「所在していた」とあるのは「所在する」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「次条第一項各号」と、「特定滅失建物の」とあるのは「特定建物の」と、同項ただし書中「特定滅失建物に係る敷地共有者等」とあるのは「特定建

物の区分所有者」と、「特定滅失建物以外」とあるのは「特定建物以外」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「次条第一項の」と、同条第五項中「第一項の場合」とあるのは次条第一項の場合」と、「再建が」とあるのは「建替えが」と、同項から同条第七項までの規定中「特定滅失建物」とあるのは「特定建物」と、同条第五項及び第七項中「再建を」とあるのは「建替えを」と、同条第六項及び第七項中「再建に」とあるのは「建替えに」と、同項中「区分所有建物であった」とあるのは「区分所有者等集会」とあるのは「区分所有法第六十二条第一項の集会」と、「敷地共有者等の議決権の五分の四」とあるのは「区分所有者及び議決権の各五分の四」と、「敷地共有者等に」とあるのは「区分所有者」と、「同項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

3 区分所有法第三十五条第一項の通知をする場合において、会議の目的たる事項が前項において準用する前条第七項に規定する決議事項であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。この場合において、区分所有法第六十二条第五項の規定の適用については、同項中「同条第五項」とあるのは、「同条第五項及び被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）第十六条第三項前段」とする。

（団地内の建物が滅失した場合における建替え再建承認決議）

第十七条 第十三条に規定する場合において、特定建物が所在する土地（これに関する権利を含む。）及び特定滅失建物が所在していた土地（こ

れに関する権利を含む)がいざれも当該団地内建物の団地建物所有者等の共有に属し、かつ、当該特定建物及び当該特定滅失建物(以下「当該特定建物等」という。)につき次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件に該当する場合にこれらの土地(これらに関する権利を含む)の共有者である当該団地内建物の団地建物所有者等で構成される団地建物所有者等集会において議決権の四分の三以上の多数により当該特定建物の建替え及び当該特定滅失建物の再建について一括して承認する旨の決議(以下「この条において「建替え再建承認決議」という。)を得たときは、当該特定建物等の団地建物所有者等は、当該特定建物を取り壊しがれ、これらの土地又はこれらと一体として管理若しくは使用をする団地内の土地(当該団地内建物の団地建物所有者等の共有に属するものに限る。)新たに建物を建築することができる。ただし、当該特定建物等の団地建物所有者等がそれぞれ当該特定建物の建替え及び当該特定滅失建物の再建について建替え再建承認決議に付する旨の合意をした場合でなければならない。

一 当該特定建物が区分所有建物である場合その建替え決議又はその区分所有者の全員の同意があること。

二 当該特定滅失建物が区分所有建物であった場合 その再建決議又はその敷地共有者等の全員の同意があること。

三 当該特定建物が区分所有建物以外の建物である場合 その所有者の同意があること。

四 当該特定滅失建物が区分所有建物以外の建物であった場合 当該特定滅失建物の所有に

係る建物の敷地に関する権利を有する者の同意があること。

前項本文の場合において、当該特定建物等が区分所有建物（滅失した区分所有建物を含む。）であり、かつ、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件に該当するときは、当該各号に定める集会において、当該特定建物の建替え及び当該特定滅失建物の再建について建替え再建承認決議に付する旨の決議をすることができる。この場合において、その決議があつたときは、当該特定建物等の団地建物所有者等（特定建物にあつては区分所有者に限り、特定滅失建物にあつては敷地共有者等に限る。）の前項ただし書に規定する合意があつたものとみなす。

一 特定建物である場合 当該特定建物の建替えを会議の目的とする区分所有法第六十二条第一項の集会において、当該特定建物の区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数の同意があること。

二 特定滅失建物である場合 当該特定滅失建物の再建を会議の目的とする敷地共有者等集会において、当該特定滅失建物に係る敷地共有者等の議決権の五分の四以上の多数の同意があること。

3 建替え再建承認決議については、第十五条第二項から第五項まで及び前条第三項の規定を準用する。この場合において、第十五条第二項中「前項」とあり、並びに同条第五項第一号及び第二号中「第一項」とあるのは「第十七条第一項」と、同条第二項中「特定滅失建物」とあるのは「特定建物（次条第一項に規定する特定建物をい

う。以下同じ。）が所在する土地（これに関する権利を含む。）及び当該特定滅失建物」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第十七条第一項各号」と、「当該特定滅失建物の」とあるのは「当該特定建物等（同項に規定する当該特定建物等をいう。以下同じ。）」と、同項ただし書中「同項第一号」とあるのは「同項第一号及び第二号」と、「特定滅失建物に」とあるのは「特定建物以外」とあるのは「当該特定建物等以外」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第五項中「当該特定滅失建物」とあるのは「第十七条第一項の場合」と、「再建が」とあるのは「建替え及び再建が」と、「特定滅失建物の」とあるのは「特定建物の建替え及び再建等決議」とあるのは「当該特定滅失建物の」と、前条第三項中「前項において準用する前条第七項」とあるのは「次条第二項」と読み替えるものとする。

（団地内の建物が滅失した場合における一括建替え等決議）

第十八条 区分所有法第七十条第一項本文に規定する場合において、第二条の政令で定める災害によりその団地内の全部又は一部の建物が滅失したときは、第四条第一項及び区分所有法第六十二条第一項において準用する区分所有法第三十八条に規定する議決権の三分の二以上上の議決権を有する者

二 前号に掲げる場合以外の場合 区分所有者の三分の二以上の者であつて区分所有法第三十八条に規定する議決権の合計の三分の二以上上の議決権を有するもの

2 前号に規定する議決権の合計の三分の二以上上の議決権を有するもの

3 前号に規定する議決権の合計の三分の二以上上の議決権を有するもの

当該団地内建物の団地建物所有者等で構成される団地建物所有者等集会において、当該団地内建物の団地建物所有者等及び議決権の各五分の四以上の多数で、当該団地内建物につき一括して、その全部を取り壊し、かつ、当該団地内建物の敷地若しくはその一部の土地又は当該団地内建物の敷地の全部若しくは一部を含む土地（第三項第一号においてこれらの土地を「再建団地内敷地」という。）に新たに建物を建築する旨の決議（以下「一括建替え等決議」という。）をすることができる。ただし、当該団地建物所有者等集会において、当該各団地内建物ごとに、次に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者がその一括建替え等決議に賛成した場合でなければならない。

一 当該団地内建物が滅失した建物である場合 第三条第一項において準用する区分所有法第三十八条に規定する議決権の三分の二以上上の議決権を有する者

二 前号に掲げる場合以外の場合 区分所有者の三分の二以上の者であつて区分所有法第三十八条に規定する議決権の合計の三分の二以上上の議決権を有するもの

2 前号に規定する議決権の合計の三分の二以上上の議決権を有するもの

3 一括建替え等決議においては、次の事項を定めなければならない。

一 再建団地内敷地の一体的な利用についての

計画の概要

二 新たに建築する建物（以下この項において「再建団地内建物」という。）の設計の概要

三 団地内建物の全部の取壊し及び再建団地内建物の建築に要する費用の概算額

四 前号に規定する費用の分担に関する事項

五 再建団地内建物の区分所有権の帰属に関する事項

4 一括建替え等決議については、区分所有法第六十二条第三項、第四項本文、第五項、第六項、第七項前段及び第八項、第六十三条並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、これらの規定（区分所有法第六十二条第三項を除く。）中「区分所有者」とあるのは「団地建物所有者等」と、区分所有法第六十二条第三項中「前項第三号及び第四号」とあるのは「被災区分所有者等」と、区分所有法第六十二条第三項中「前項第三号及び第四号」とあるのは「団地建物所有者等（特別措置法第十三条に規定する団地建物所有者等をいう。以下同じ。）」と、同条第四項本文中「第一項に」とあるのは「特別措置法第十八条第一項に」と、同条本文及び同条第五項中「第三十五条第一項」とあるのは「特別措置法第十四条第一項において準用する第三十五条第一項本文」と、同項第一号中「建替え」とあるのは「建替え又は再建」と、同条第七項前段中「第三十五条第一項から第四項まで及び第三十六条」とあるのは「特別措置法第十四条第一項において準用する第三十五条第一項本文」と、同項第一号中「建替え」とあるのは「建替え又は再建」と、同条第七項前段中「第三十五条第一項から第四項まで及び第三十六条」とあるのは「特別措置法第十四条第一項において準用する第三十五条第一項本文」と、第二項」とあるのは「建替え又は再建」と、第二項」と、第三項並びに第三十六条並びに特別措置法第十四条第二項及び第三项」と、区分所有法第

六十三条第一項、第三項及び第五項並びに第六十四条中「建替え」とあるのは「建替え又は再建に」と、区分所有法第六十三条第四項中「建替えに参加する」とあるのは「建替え若しくは再建に参加する」と、「敷地利用権を買い受ける」とあるのは「敷地利用権(滅失した建物)特別措置法第十五条第一項に規定する滅失した建物をいう。以下同じ。)にあつては、敷地共有持分等(特別措置法第二条に規定する敷地共有持分等をいう。以下同じ。)を買い受ける」と、「建替えに参加しない」とあるのは「建替え又は再建に参加しない」と、「敷地利用権を時価」とあるのは「敷地利用権(滅失した建物)にあつては、敷地共有持分等)を時価」と、同条第六項及び第七項中「建物の取壊しの工事」とあるのは「建物の取壊し又は再建の工事」と、同条第六項及び区分所有法第六十四条中「敷地利用権」とあるのは「敷地利用権(滅失した建物)にあつては、敷地共有持分等」と、同条中「建替えを行う」とあるのは「建替え又は再建を行う」と読み替えるものとする。

第五章 執則

第四条中「第二条第一項を「第二条」に改め、同条ただし書中「再建の決議」を「再建決議、敷地売却決議又は第十八条第一項の決議」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第二条の政令で定める災害により区分所有建物の一部が滅失した場合において、当該区分所有建物が第十二条第一項の決議又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊されたときは、当該区分所有建物に係る敷地共有者等は、民法第二百五十六条第一項本文(同法第二百六十四条に

おいて準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、その政令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、敷地共有持分等に係る土地又はこれに關する権利について、分割の請求をすることができない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第四条を第六条とし、同条の次に次の章名及び五条を加える。

第三章 区分所有建物の一部が滅失した場合における措置

(区分所有者集会の特例)

第七条 第二条の政令で定める災害により区分所有建物の一部が滅失した場合においては、区分所有者は、その政令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、この法律及び区分所有法の定めるところにより、区分所有法第三

十四条の規定による集会(以下「区分所有者集会」という。)を開くことができる。

(区分所有建物の一部が滅失した場合における区分所有者集会の招集の通知に関する特例)

第八条 前条に規定する場合において、第二条の政令の施行の日から起算して一年以内の日を会日とする区分所有者集会を招集するときは、区分所有者集会の招集の通知その他の説明会の開催については、区分所有者集会の会日より少なくとも一月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について区分所有者に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。

第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有建物に係る敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であるときは、区分所有者集会において、区分所有者議決権及び当該敷地利用権の持分の価格の各五分の四以上の多数で、当該区分所有建物及びその敷地(これに関する権利を含む。)を売却する旨の決議(以下「建物敷地売却決議」という。)をすることができる。

同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

第二項の通知は、区分所有者が第二条の政令で定める災害が発生した時以後に管理者に対して通知を受けるべき場所を通知したときは、その場所に宛ててすれば足りる。この場合には、同項の通知は、通常それが到達すべき時に到達したものとみなす。

前項の通知は、区分所有者が第二条の政令で

3 区分所有者集会を招集する者が区分所有者に次の一項を加える。

2 第二条の政令で定める災害により区分所有建物の一部が滅失した場合において、当該区分所有建物が第十二条第一項の決議又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊されたときは、当該区分所有建物に係る敷地共有者等は、民法第二百五十六条第一項本文(同法第二百六十四条に

おいて準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、その政令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、敷地共有持分等に係る土地又はこれに關する権利について、分割の請求をすることができない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(前項の規定により通知を受けるべき場所を通知したものと除く。)の所在を知ることができないときは、第一項の通知は、当該区分所有建物又はその敷地内に見やすい場所に掲示してすることができる。

4 前項の場合には、当該通知は、同項の規定による掲示をした時に到達したものとみなす。ただし、区分所有者集会を招集する者が当該区分所有者の所在を知らないことについて過失があつたときは、到達の効力を生じない。

5 前項に規定する場合において、区分所有法第三十五条第一項の通知をするときには、前条第五項に規定する議案の要領のほか、次の事項をも通知しなければならない。

6 第四項の区分所有者集会を招集した者は、当該区分所有者集会の会日より少なくとも一月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について区分所有者に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。

7 前項の説明会の招集の通知その他の説明会の開催については、区分所有法第三十五条第一項本文及び第二項並びに第二十六条並びに前条第二項から第四項までの規定を準用する。

8 建物敷地売却決議をした区分所有者集会の議事録には、その決議についての各区分所有者の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。

9 建物敷地売却決議があつた場合については、区分所有法第六十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第一項、第三項及び第四項並びに第六十四

害しないように定めなければならない。

4 第一項に規定する決議事項を会議の目的とする区分所有者集会を招集するときは、区分所有法第三十五条第一項の通知は、同項の規定にかかるらず、当該区分所有者集会の会日より少なくとも二月前に発しなければならない。

5 前項に規定する場合において、区分所有法第三十五条第一項の通知をするときは、前条第五項に規定する議案の要領のほか、次の事項をも通知しなければならない。

6 第一項に規定する決議事項を会議の目的とする区分所有者集会を招集するときは、区分所有法第三十五条第一項の通知をするときには、前条第五項に規定する議案の要領のほか、次の事項をも通知しなければならない。

7 前項の場合には、当該通知は、同項の規定による掲示をした時に到達したものとみなす。ただし、区分所有者集会を招集する者が当該区分所有者の所在を知らないことについて過失があつたときは、到達の効力を生じない。

8 建物敷地売却決議をした区分所有者集会の議事録には、その決議についての各区分所有者の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。

9 建物敷地売却決議があつた場合については、区分所有法第六十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第一項、第三項及び第四項並びに第六十四

官報 (号外)

有法第六十三条第六項中「建物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第九条第一項に規定する建物敷地売却決議に基づく売買契約による区分所有建物及びその敷地(これに關する権利を含む。)についての権利の移転(以ト単に「権利の移転」という。「がない」と、同項ただし書中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「権利の移転がなかつた」と、同条第七項中「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは「権利の移転」と、「その着手をしないとき」とあるのは「権利の移転がないとき」と、区分所有法第六十四条中「建替えを行う」とあるのは「売却を行ふ」と読み替えるものとする。

三項から第八項まで並びに区分所有法第六十三
条第一項から第四項まで、第六項及び第七項並
びに第六十四条の規定を準用する。この場合に
おいて、前条第三項中「前項第三号」とあるのは
「次条第二項第一号」と、同条第四項中「第一項
に」とあるのは「次条第一項に」と、同条第五項
第一号中「売却」とあるのは「区分所有建物の取
壊し及びこれに係る建物の敷地（これに関する
権利を含む。）の売却」と、区分所有法第六十三
条第一項、第三項及び第四項並びに第六十四条の
中「建替えに」とあるのは「区分所有建物の取
壊し及びこれに係る建物の敷地（これに関する権
利を含む。）の売却に」と、同条中「及び区分所有
権」とあるのは「並びに区分所有権」と、「建替えに

九条第三項中「前項第三号」とあるのは「第十一
条第二項第一号」と、同条第四項中「第一項に
とあるのは、第十一條第一項に」と、同条第五項
第一号中「売却」とあるのは「取壟」とし、区分所
有法第六十三条第一項、第三項及び第四項並び
に第六十四条中「建替えに」とあるのは「取壟
に」と、同条中「建替えを行う」とあるのは「取壟
しを行う」と読み替えるものとする。

第三条の見出しを「(再建決議等)」に改め、同条第一項中「再建の集会」を「敷地共有者等集会」に改め、「区分所有法第二条第五項に規定する」を削
り、「再建の決議」を「再建決議」に改め、同条第一項中「再建の決議」を「再建決議」に改め、同項第一
号中「以下」の下に「」の項において」を加え、同項

等をいう。以下同じ。)を買い受ける」と、「[区]分所有権及び敷地利用権を時価」とあるのは「敷地共有分等を時価」と、同条第六項及び第七項中「建物の取壟しの工事」とあるのは「建物の再建」、同条第六項及び区分所有法第十四条中「区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「敷地共有分等」と、同条中「建替えを行う」とあるのは「再建を行う」と読み替えるものとする。

第十一条 前条第一項に規定する場合においては、区分所有者集会において、区分所有者、議決権及び敷地利用権の持分の価格の各五分の四以上の多数で、当該区分所有建物を取り壊し、かつ、これに係る建物の敷地(これに関する権利を含む。次項において同じ。)を売却する旨の決議(次項及び第三項において「建物取壊し敷地売却決議」という。)をすることができる。

これに係る建物の敷地（これに関する権利を含む。）の売却を行う」と読み替えるものとする。
（取壊し決議等）

第一項に規定する区分所有権をいう。第十八条等
三項第五号において同じ。」を加え、同条第六項
中「再建の決議」を「再建決議」に改め、同項後段を
次のように改める。

る敷地共有者等集会を招集するときは、前条第一項において準用する区分所有法第三十五条第一項本文の通知は、同項の規定にかかわらず、当該敷地共有者等集会の会日より少なくとも一月前に発しなければならない。

前項に規定する場合において、前条第一項において準用する区分所有法第三十五条第一項本文の通知をするときは、同条第五項に規定する

額 区分所有建物の取壟しに要する費用の概算

一 因分所有建物の取壟しに要する費用の概算

三 前号に規定する費用の分担に関する事項
三 建物の敷地の売却の相手方となるべき者の
氏名又は名称

四 建物の敷地の売却による代金の見込額
建物取壊し敷地売却決議については、前条第

前項に規定する費用の分担に関する事項
取壊し決議については、第九条第三項から第八項まで並びに区分所有法第六十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、第

及び第四項前段並びに第六十四条中「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等」と、区分所有法第六十三条第四項前段中「区分所有権及び敷地利用権を買い受ける」とあるのは「敷地共有持分等(特別措置法第二条に規定する敷地共有持分

月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について敷地共有者等に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。

本文、第一項及び第三項並びに第三十六条並びに前条第二項及び第三項の規定を準用する。
第三条を第四条とし、同条の次に次の一条を加
べる。

第五条 敷地共有者等集会においては、敷地共有者等の議決権の五分の四以上の多数で、敷地共有分等に係る土地（これに関する権利を含む。）を売却する旨の決議（以下「敷地売却決議」という。）をすることができる。

2 敷地売却決議においては、次の事項を定めなければならない。

二 売却による代金の見込額

3 敷地売却決議については、前条第四項から第八項まで並びに区分所有法第六十三条第一項から第三項まで、第四項前段、第六項及び第七項並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、前条第四項中「第一項に規定する」とあるのは「次条第一項に規定する」と、同条第五

項目「年金」の記入欄に「秀哉」。國分月不満第
六十三条第一項中「区分所有者」とあるのは「敷

地主有者等（被災地の不動産の再戻金に關する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二条二規定）の故地失所有者等につつ。以下同

じ。)」と、同項並びに同条第三項及び第四項前段並びに区分所有法第六十四条中「建替えに」とあるのは「売却に」と、区分所有法第六十三条第二項、第三項及び第四項前段並びに第六十四条中「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等」と、区分所有法第六十三条第四項前段中「区分所有権及び敷地利用権を買ひ受ける」とあるのは「敷

地共有持分等特別措置法第二条に規定する敷地共有持分等をいう。以下同じ。を買ひ受け」と、「区分所有権及び敷地利用権を時価」とあるのは「敷地共有持分等を時価」と、同項第六項中「建物の取壊しの工事に着手しない」とあるのは「特別措置法第五条第一項に規定する敷地売却決議に基づく売買契約による敷地共有持分等に係る土地(これに関する権利を含む)」についての権利の移転(以下単に「権利の移転」といふ。)がないと、同項及び区分所有法第六十四条中「区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「敷地共有持分等」と、区分所有法第六十三条第六項ただし書中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「権利の移転がなかつた」と、同条第七項中「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは「権利の移転」と、「その着手をしなかつた」とあるのは「権利の移転がないとき」と、区分所有法第六十四条中「建替えを行う」とあるのは「権利の移転がないとき」とあるのは「建替えを行う」と読み替えるものとする。

第一条の次に次の一条を加える。

(敷地共有者等が置く管理者及び敷地共有者等が開く集会(以下「敷地共有者等集会」といふ。)については区分所有法第一章第四節(第十二条第五項、第二十七条及び第二十九条第一項ただし書を除く。)及び第五節(第三十条から第三十三条まで、第三十四条第二項、第三項ただし書及び第五項ただし書、第三十五条第一項ただし書及び第四項、第三十七条第二項、第四十二条第五項、第四十三条、第四十四条、第四

十五条第四項並びに第四十六条第二項を除く。)の規定を、議事録並びにこの項において準用する区分所有法第四十五条第一項及び第二項に規定する書面又は電磁的方法による決議に係る書面並びに同条第一項の電磁的方法による決議及び同条第二項の電磁的方法による合意が行われる場合に当該電磁的方法により作られる電磁的記録の保管及び閲覧については区分所有法第三十三条第一項及び第二項の規定を、それぞれ適用する。この場合において、これらの規定(区分所有法第二十五条第一項、第三十三条第一項ただし書、第三十四条第三項本文及び第五項本文、第三十五条第三項並びに第三十九条第一項を除く。)中「区分所有者」とあり、及び区分所有法第三十三条第一項ただし書中「建物を使用している区分所有者」とあるのは「敷地共有者等」と、区分所有法第二十五条第一項中「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等(被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(平成七年法律第四十三号。以下「特別措置法」という。)第二条に規定する敷地共有者等をいう。以下同じ。)」と、「規約に別段の定めがない限り集会」とあるのは「敷地共有者等集会(特別措置法第三条第一項に規定する敷地共有者等集会をいう。以下同じ。)」と、区分所有法第二十六条第一項中「共用部分並びに第二十二条に規定する場合における当該建物の敷地及び附属施設(次項及び第四十七条第六項において「共用部分等」という。)」と、区分所有法第二十六条第一項中「共用部分等を有する敷地」と、「集会の決議を実行し、並びに規定する書面又は電磁的方法による決議に係る書面並びに同条第一項の電磁的方法による決議及び同条第二項の電磁的方法による合意が行われる場合に当該電磁的方法により作られる電磁的記録の保管及び閲覧については区分所有法第三十三条第一項及び第二項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定(区分所有法第二十五条第一項、第三十三条第一項

有者等集会の決議を実行する」と、同条第二項中「第十八条第四項(第二十一條)において準用する場合を含む。」の規定による損害保険契約に其づく保険金額並びに共用部分等とあるのは「敷地共有持分等に係る土地」と、同条第四項並びに区分所有法第三十三条第一項ただし書及び第三十九条第三項中「規約又は集会」とあり、並びに区分所有法第四十六条第一項中「規約及び集会」とあるのは「敷地共有者等集会」と、区分所有法第二十八条第一項中「この法律及び規約」とあり、並びに区分所有法第三十九条第一項及び第四十五条第一項から第三項までの規定中「この法律又は規約」とあるのは「特別措置法」と、区分所有法第二十九条第一項本文中「第十四条に定める」とあり、及び区分所有法第三十八条第一項中「規約に別段の定めがない限り、第十四条に定める」とあるのは「敷地共有持分等の価格」と、区分所有法第三十四条第三項本文及び第五項本文中「区分所有者の五分の一以上で議決権の五分の一以上を有するもの」とあるのは「議決権の五分の一以上を有する敷地共有者等」と、区分所有法第三十五条第二項及び第四十条中「専有部分が数人の共有に属するとき」とあるのは「一の専有部分を所有するための敷地利用権に係る敷地共有持分等を数人で有するとき」と、区分所有法第三十五条第三項中「区分所有者が」とあるのは「その場所」と、同条第五項中「第十七条第一項、第三十一項第一項、第六十一条第五項、第六十二条第二項、第六十八条第一項又は第六十九条第七項」と、

とあるのは「特別措置法第四条第一項、第五条

第一項、第十五条第七項又は第十七条第二項」

と、区分所有法第三十七条第三項中「前二項」とあるのは第一項」と、区分所有法第三十九条第

一項中「区分所有者及び議決権の各過半数」とあるのは「議決権の過半数」と、区分所有法第四十一条中「規約に別段の定めがある場合及び別段」とあるのは「別段」と読み替えるものとする。

2 敷地共有者等集会を招集する者が敷地共有者等(前項において準用する区分所有法第三十五条)の規定により通知を受けるべき場所を通知したもの(除く。)の所在を知ることができないときは、同条第一項の通知は、滅失した区分所有建物に係る建物の敷地(区分所有法第二条第五項に規定する建物の敷地をいう。以下同じ。)内の見やすい場所に掲示してすることがで

きる。

3 前項の場合には、当該通知は、同項の規定に

よる掲示をした時に到達したものとみなす。た

だし、敷地共有者等集会を招集する者が当該敷

地共有者等の所在を知らないことについて過失があつたときは、到達の効力を生じない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(再建の集会に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に招集の手続が開始された再建の集会(この法律による改正前の被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条第一項に規定する再建の集会をいう。)については、なお以前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第五条 前二条に規定するものほか、この法律の施行に伴う経過措置を整備する。

を売却する旨の決議をすることができるものとすること。

2 区分所有建物の一部が滅失した場合における措置

(一) 政令で定める灾害により建物の価格の二分の一超に相当する部分が滅失した区分所有建物について、区分所有者は、政令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、五分の四以上の多数により、次の決議をすることができるものとする。

(1) 当該区分所有建物及びその敷地を売却する旨の決議

(2) 当該区分所有建物を取り壊し、かつ、その敷地を売却する旨の決議

(3) 当該区分所有建物を取り壊す旨の決議

(二) (一)の(3)により一部滅失した区分所有建物が取り壊された場合、その敷地共有者等は、政令の施行の日から起算して三年が経過する日までの間は、五分の四以上の多数により、次の決議をすることができるものとすること。

(1) 取り壊された区分所有建物の敷地上に建物を再建する旨の決議

(2) 取り壊された区分所有建物の敷地を売却する旨の決議

(三) 当該区分所有建物を取り壊す旨の決議

(二) (一)の(3)により一部滅失した区分所有建物が取り壊された場合、その敷地共有者等は、政令の施行の日から起算して三年が経過する日までの間は、五分の四以上の多数により、次の決議をすることができるものとすること。

(1) 取り壊された区分所有建物の敷地上に建物を再建する旨の決議

(2) 取り壊された区分所有建物の敷地を売却する旨の決議

平成二十五年五月二十一日
衆議院議長 伊吹 文明殿
法務委員長 石田 真敏

〔別紙〕

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本案は、大規模な災害により区分所有建物の全部又は一部が滅失した場合に、区分所有建物及びその敷地について、必要な処分を多数決により行うこととする特別の措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 区分所有建物の全部が滅失した場合における措置

政令で定める災害により滅失した区分所有建物の敷地について、敷地共有者等は、政令

の施行の日から起算して三年が経過する日ま

とすること。

(二) この法律の施行に伴う経過措置を整備するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、大規模な災害により区分所有建物が重大な被害を受けた場合に、区分所有建物及びその敷地の売却、区分所有建物の取壊し等の必要な処分を多数決により行うこととする。

特別の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

3 団地内の建物が滅失した場合における措置

政令で定める災害により団地内の建物が滅失した場合における建物の再建、建替等の手続について、所要の規定を整備するものとすること。

二 東日本大震災について改正後の被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法を適用する場合に、同法に基づく建物の解体費用について

東日本大震災被災地の実情に応じ、必要な範囲で両法を適用すること。

三 改正後の被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法に基づく各決議に賛成しなかつた少

1 区分所有建物の全部が滅失した場合における措置

政令で定める災害により滅失した区分所有建物の敷地について、敷地共有者等は、政令

の施行の日から起算して三年が経過する日ま

での間は、五分の四以上の多数により、これ

4 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行するもの

数者が時価による対価の支払を確実に得られるよう、売渡し請求制度の内容及び趣旨について周知徹底を図ること。

四 賃借権の目的である建物が滅失した場合の従前の賃借人に対する通知については、通知漏れが生じることを防ぐよう、従前の賃借人に対する通知制度の内容及び趣旨について周知徹底を図ること。

五 今後も大規模災害の発生が想定されていることを踏まえ、老朽化を原因とする区分所有建物の取壟し等の場合の法的要件等について、必要な検討を進めること。

電波法の一部を改正する法律案
右
平成二十五年三月十二日
内閣総理大臣 安倍 晋三

電波法の一部を改正する法律
電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第百三条の二第四項の規定の適用について
は、当分の間、同項中「十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは、「十一の二 テレビジョン放送(人工衛星局により行われるもの)の活動に対する必要な援助」として改めること。

電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第百三条の二第四項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「前号」を「前一号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「電波」を「前号に掲げるもののほか、電波」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況について、

周知徹底を図ること。

四 賃借権の目的である建物が滅失した場合の従前の賃借人に対する通知については、通知漏れが生じることを防ぐよう、従前の賃借人に対する通知制度の内容及び趣旨について周知徹底を図ること。

五 今後も大規模災害の発生が想定されていることを踏まえ、老朽化を原因とする区分所有建物の取壟し等の場合の法的要件等について、必要な検討を進めること。

15 第百三十三条の二第四項の規定の適用について
は、当分の間、同項中「十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは、「十一の二 テレビジョン放送(人工衛星局により行われるもの)の活動に対する必要な援助」として改めること。

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)
に關する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、電波の有効利用を推進するため、電波利用料の使途の範囲を拡大しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 本案は、電波の有効利用を推進するため、電波利用料の使途として、デジタル技術など電波の能率的な利用に資する技術を用いた防災行政無線、消防・救急無線などの人命又は財産の保護の用に供する無線設備の整備のための補助金の交付を追加すること。

二 この法律は、公布の日から施行すること。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、平成二十五年度一般会計予算に二十五億円が計上される。地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助」とする。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

平成二十五年五月二十一日
総務委員長 北側 一雄
衆議院議長 伊吹 文明殿
〔別紙〕
電波法の一部を改正する法律案に対する附法律案を提出する理由である。

右報告する。

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)
に關する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、電波の有効利用を推進するため、電波利用料の使途として、デジタル技術など電波の能率的な利用に資する技術を用いた防災行政無線、消防・救急無線などの人命又は財産の保護の用に供する無線設備の整備のための補助金の交付を追加すること。

二 議案の可決理由
電波の有効利用を推進するため、電波利用料の使途の範囲を拡大しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、平成二十五年度一般会計予算に二十五億円が計上される。地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助」とする。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

平成二十五年五月二十一日
総務委員長 北側 一雄
衆議院議長 伊吹 文明殿
〔別紙〕
電波法の一部を改正する法律案に対する附法律案を提出する理由である。

一 首都直下型地震や南海トラフ地震などの重大な災害の発生も懸念されていることから、防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化について、東日本大震災の経験、地方公共団体の意見を踏まえつつ、災害時における情報の迅速、正確かつ高度な伝達が真に可能なものとなるよう努めること。また、財政力の弱い地方公共団体をはじめとして、財政負担のさらなる軽減も含め、計画が達成可能なものとなるよう、支援に万全を期すこと。

二 今後の電波利用料の見直しに際しては、新技術の導入や新たなビジネスの展開などに伴う電波の利用状況等の環境の変化に応じ、負担の公平確保を旨として予算規模及び料額の算定に当たること。また、電波利用料の使途については、制度の趣旨に鑑み、電波利用料負担者の理解を十分得られるよう、一層の適正化を図ること。

三 周波数の競売については、免許手続の透明化

第一百三十二条の二の次に次の二条を加える。

第一百三十二条の二 第六条第九項又は第二十七条の三第三項の競争により選定された者が免許を受けるときは、政令で定めるところにより、当該競争に係る競落額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合においては、当該選定された者に係る第六条第十二項(第二十七条の三第四項において準用する場合を含む。)の保証金に相当する金額は、当該競落額に相当する金額の内払とみなすことができる。

2 前項前段に規定する選定された者が第六条第一項又は第二十七条の三第一項の免許の申請をした後当該免許を与えられないときは、当該選定された者に係る前項後段に規定する保証金に相当する金額の返還を国に請求することができる。

3 第二十七条の十三第四項の競争を経て同条第一項の認定を受けた認定開設者が認定計画に従つて最初に開設する特定基地局の免許を受けるときは、政令で定めるところにより、当該競争に係る競落額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合においては、当該認定開設者に係る同条第六項において準用する第六条第十二項の保証金に相当する金額は、当該競落額に相当する金額の内払とみなすことができる。

4 前項前段に規定する競争により選定された者が第二十七条の十三第一項の認定の申請をした後当該認定を受けられないときは、当該選定された者に係る前項後段に規定する保証金に相当する金額の返還を国に請求することができる。

第一百三十二条の三第一項中「金額を」を「金額の一部

を」に、「電波利用共益費用」を「次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」に改め、同項ただし書を削り、同項に次に十一号を加える。

一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査

二 総合無線局管理ファイル(全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関するファイルをいう。)の作成及び管理

三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析

四 電波の人体等への影響に関する調査

五 標準電波の発射

六 特定周波数変更対策業務(第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。)

七 特定周波数終了対策業務(第七十一条の三第二十一項において準用する第七十一条の二第二十一項に規定するもの)

八 電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備(当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備のための補助金の交付その他の必要な援助

九 電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

十 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助

十一 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

十二 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他の前各号に掲げる事務に附帯する事務

十三 周波数競争(以下この条及び次条において「周波数競争」という。)の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十四 周波数競争につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同じく処罰される。

十五 周波数競争に参加する者に当該周波数競争に関する秘密を教示する者に当該周波数競争の公正を害すべき行為を行つたときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

十六 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

十七 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

十八 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

十九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

二十 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

二十一 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

二十二 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

二十三 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

二十四 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

二十五 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

二十六 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

二十七 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

二十八 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

同条第二項とする。

第一百九条の三の次に次の二条を加える。

第一百九条の四 偽計又は威力を用いて、第六条第九項、第二十七条の三第三項又は第二十七条の三第四項の競争(以下この条及び次条において「周波数競争」という。)の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二十一 周波数競争につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同じく処罰される。

二十二 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

二十三 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

二十四 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

二十五 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

二十六 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

二十七 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

二十八 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

二十九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

三十 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

三十一 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

三十二 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

三十三 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

三十四 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

三十五 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

三十六 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

三十七 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

三十八 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

三十九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

四十 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(電波監理審議会への諮問)

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日前においても、この法律による改正後の電波法（以下「新法」という。第六条第十二項（新法第二十七条の三第四項及び新法第二十七條の十三第六項において準用する場合を含む。）、新法第三条の二第一項、同条第三項（金額の定めに係るものに限る。若しくは同条第四項（金額の定めに係るものに限る。）の規定による総務省令の制定のため又は新法第六条第九項、新法第二十七条の三第三項若しくは新法第二十七条の十三第四項の規定による競争に付するため、電波監理審議会に諮詢することができる。）

第三条 この法律の施行の日前に免許又はこの法律による改正前の電波法第二十七条の十八第一項の登録を受けた無線局については、新法第一百三条の二第一項、第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日以後最初に到来する新法第二十三条の二第一項に規定する応当日（以下この条において単に「応当日」という。以後の期間に係る電波利用料について適用し、応当日前との間に係る電波利用料については、なお従前の例によること。）

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正)

第五条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の

外國との相互承認の実施に関する法律（平成十一年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第二百三十三条の二第十一項」を「第二百三十三条の二第四項」に、「第十七項から第四十二条まで」を「第十項から第三十五項まで」に改める。

理由

電波の有効利用を促進するため、無線局の免許及び特定基地局の開設計画の認定について競争による申請者の選定の制度を新設するとともに、電波利用料の金額に電波の経済的価値が適切に反映されることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電波法の一部を改正する法律案（原口一博君外三名提出）に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、電波の有効利用を促進するため、無線局の免許及び特定基地局の開設計画の認定について競争による申請者の選定の制度を新設するとともに、電波利用料の金額に電波の経済的価値が適切に反映されることとする本案は、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十五年五月二十一日

衆議院議長 伊吹 文明殿
総務委員長 北側 一雄

通信・放送委員会設置法案

右の議案を提出する。

平成二十五年五月十五日

提出者

原口 一博 武正 公一
柿沢 未途 大熊 利昭

賛成者

安住 淳外六十七名

と。

2 免許人等は、電波利用料として、総務省令で定める算定基準に従い総務大臣が決定する。

3 その他所要の規定の整備を行うこと。
4 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の否決理由
電波の有効利用を促進するため、無線局の免許及び特定基地局の開設計画の認定について競争による申請者の選定の制度を新設するとともに、電波利用料の金額に電波の経済的価値が適切に反映されることとする本案は、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した。

（設置）

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、通信・放送委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第三条 委員会は、情報の電磁的方式による適切な円滑な流通及び電波の公平かつ能率的な利

用の確保及び増進を図るために規律に関する事務を行ふことを任務とする。
(所掌事務)

第四条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 符号、音響、映像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信（以下「情報の電磁的流通」という。）のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律その他情報の電磁的流通の規律に関する事務。

二 電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の発達、改善及び調整のための規律に関する事務。

三 日本放送協会に関する事務。

四 非常事態における重要通信の確保に関する事務。

通信・放送委員会設置法 (目的)

第一条 この法律は、通信・放送委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることとする。

(号外) 報官

五 周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること。	六 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること。	七 電波が無線設備そのものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること。	八 電波の利用の促進に関すること。	九 有線電気通信設備及び無線設備(高周波利用設備を含む。第七条第四項第四号において同じ。)に関する技術上の規格に関すること。	十 所掌事務に關し、條約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。
て、情報の電磁的流通及び電波の利用に係る規律に關し、公正な判断をることができ、かつ、高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。	生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかるわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。	前項の場合においては、任命後最初の国会で	2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を	3 前項の場合においては、任命後最初の国会で	2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を
2 委員長又は委員のうち一人が既に属している政党に新たに属するに至った又は委員を罷免しなければならない。	わらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。	兩議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。	2 委員長及び委員の任期は、五年とする。	5 委員長及び委員の任期については、前三位以上が同一の政党に属することとなつてはならない。	2 委員長又は委員のうち一人が既に属している政党に新たに属するに至った又は委員を罷免しなければならない。
（任期）	（身分保障）	（任期）	3 委員長及び委員の任期は、五年とする。	5 委員長及び委員の任期については、前三位以上が同一の政党に属することとなつてはならない。	3 委員長及び委員のうち一人が既に属している政党に新たに属するに至った又は委員を罷免しなければならない。
（服務等）	（身分保障）	（服務等）	2 委員長及び委員は、再任されることができる。	2 委員長及び委員は、再任されることができる。	2 委員長及び委員は、再任されることができる。
（組織）	（職權の行使）	（組織）	3 委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。	3 委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。	3 委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
第六条 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。	（委員長及び委員の任命）	第五条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職權を行う。	（職權の行使）	（組織）	（組織）
第七条 委員長及び委員は、人格が高潔であつ					

ともに、その概要を公表しなければならないこと。

8 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務総局を置くこととし、事務総局の地方機関として、所要の地に地方事務所及びその支所を置くこと。

9 その他所要の規定を設けること。

10 この法律は、一部の規定を除き、平成二十六年四月一日から施行すること。

二 議案の否決理由

通信及び放送の分野における規律に関する事務を公正かつ中立に行わせるため、内閣府の外局として、通信・放送委員会を設置し、その任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めることとし、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定める等の措置等を講じようとする本案は、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平年度約百六十九億円と見込まれている。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して新藤総務大臣より「政府としては、反対である。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

平成二十五年五月二十一日

総務委員長 北側 一雄
衆議院議長 伊吹 文明殿

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案

右

平成二十五年三月二十九日
内閣総理大臣 安倍 晋三

国会に提出する。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案

律

不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 監督(第三十二条―第四十条)」を「第四章 監督(第三十二条―第四十条)」に改め、「第四章の二 特例事業者(第四十条の二)」に加える。

三 特例事業者の委託を受けて当該特例事業者が当事者である不動産特定共同事業契約に基づき當まれる不動産取引に係る業務を行う行為

第二条第四項第一号中「行為」の下に「(第四号に掲げるものを除く。)」を加え、同項に次の二号を加える。

四 銀行、信託会社その他不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者として主務省令で定める者又は資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社(第四十六条の一において「特例投資家」と総称する)を相手方又は事業参加者とするものであること。

五 その他事業参加者の利益の保護を図るために必要なものとして主務省令で定める要件に適合するものであること。

六 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十号)第二十九条の登録同法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業の種別に係るものに限る。次条第八号及び第四十六条第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に第八号を加える。

七 この法律において「特例事業者」とは、第四十条の二第二項の規定による届出をした者をいう。

八 この法律において「特例事業」とは、第四項第

(不動産特定共同事業者であるもの及び外国人で国内に事務所を有しないものを除く。)が行うものであること。

二 不動産特定共同事業契約に基づき營まれる不動産取引に係る業務を一つの不動産特定共同事業者(第四項第三号に掲げる行為に係る事業)に委託するものであること。

三 不動産特定共同事業契約の締結の勧誘の業務を不動産特定共同事業者(第四項第四号に掲げる行為に係る事業(以下「第四号事業」という。)を行ふ者に限る。)に委託するものであること。

四 銀行、信託会社その他不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者として主務省令で定める者又は資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社(第四十六条の一において「特例投資家」と総称する)を相手方又は事業参加者とするものであること。

五 その他事業参加者の利益の保護を図るために必要なものとして主務省令で定める要件に適合するものであること。

六 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十号)第二十九条の登録同法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業の種別に係るものに限る。次条第八号及び第四十六条第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に第八号を加える。

七 この法律において「特例事業者」とは、第四十条の二第二項の規定による届出をした者をいう。

八 この法律において「特例事業」とは、第四項第

うとする者(第三号事業又は第四号事業を行おうとする者を除く。)にあつては、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

第五条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第三条第一項の許可を受けようとする者は、主務大臣又は都道府県知事に、次に掲げる事項(第四号事業を行おうとする者以外の者にあっては、第六号に掲げるものを除く。)を記載した許可申請書を提出しなければならない。

第五条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に第八号を加える。

第六条第三項中「第六号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第六号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号中ハチとし、ホをヘとし、ヘの次に次のように加える。

ト 不動産特定共同事業者が第三十六条各号のいずれかに該当するとして第三条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第

十五条の規定による通知があつた日から当

該処分があつた日又は処分をしないこと
決定があつた日までの間に第十一条第一
第四号に該当する旨の同項の規定による
出をした場合において、当該通知があつ
日前六十日以内に当該不動産特定共同事
者の役員であつた者で当該届出の日から
年を経過しないもの

第一項の許可を受けた者がその業務の種別又は事務所の所在地の変更をして引き続き不動産特定共同事業を営もうとする場合において、同項又は前条第二項の規定により新たに都道府県知事又は主務大臣の第三条第一項の許可を受けたときは、その者に係る従前の主務大臣又は都道府県知事の同項の許可是、その効力を失う。

第一項の認可に係る不動産特定共同事業契約約款に基づいて、これをしなければならない。

者」の下に「(第一号事業又は第三号事業を行う者)に限る。」を加える。

第三十五条第一項第一号中「前条第一項第三号」を「前条第一項各号のいづれか」に改め、同項第二

第九条第一項中「とき」を「とき（主務大臣又は都道府県知事の第三条第一項の許可を受けた者が

臣の同項の許可を受けなければならないときを除

第十条中「及び第六号」を「から第七号まで」に改め、同条第二項中「前条第一項各号」を「第八条第一項各号」に改める。

ପ୍ରକାଶନ

第十三条中「第五条第一項各号」を「第五条第二

項第一号から第四号まで」に改める。

第二十一条の二中「昭和二十三年法律第二十五号」を削り、「行う不動産特定共同事業契約」の下

に「特例事業者が締結するものであつて、金銭

を含む。)をもつて出資の目的とするものを除

第十一十二條中「だつぱては」を「の締結をすると
。」を加える。

「締結しなければ」を「しなければ」に改

不動産特定共同事業契約の締結の代理をする
同条に次の二項を加える。

不動産特定共同事業者は、その代理する不動産

特定共同事業者又はその代理する特例事業者が
その不動産取引に係る業務を委託する不動産特

平成二十五年五月一十三日
衆議院公議録第一七七号
不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案及び同報告書

2 特例事業を営もうとする法人は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。	2 同条及び第十三条中「不動産特定共同事業者名簿」とあるのは「特例事業者名簿」と、同条中「第五条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「第四十条の二第三項第一号及び第二号」と、第二十三条第一項中「ときは」とあるのは「ときは、その不動産取引に係る業務を委託する不動産特定共同事業者」とする。
一 商号又は名称及び住所	二 役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
三 事務所の名称及び所在地	三 事務所の名称及び所在地
四 資本金又は出資の額	四 資本金又は出資の額
五 業務を委託する不動産特定共同事業者の商号又は名称及び住所	五 業務を委託する不動産特定共同事業者の商号又は名称及び住所
六 その他主務省令で定める事項	六 その他主務省令で定める事項
3 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	3 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 定款又はこれに代わる書面	一 定款又はこれに代わる書面
二 登記事項証明書又はこれに代わる書面	二 登記事項証明書又はこれに代わる書面
三 その他主務省令で定める事項を記載した書類	三 その他主務省令で定める事項を記載した書類
4 特例事業者は、第二項各号に掲げる事項に変更があったときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。	4 特例事業者は、特例事業として開始した事業が特例事業に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
5 特例事業者が特例事業を営む場合においては、当該特例事業者を主務大臣の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなして、第十一条第一項、第十二条から第十四条まで及び第二十三条第一項並びに準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書及び第五項を除く。)並びにこれらの規定に係る第七章の規定を適用する。この場合において、第十二条中「第五条第一項第一号から第八号まで」とあるのは「第四十条の二第二項第一号から第五号まで」	5 特例事業者は、特例事業として開始した事業が特例事業に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
9 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。	9 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
第六十四条中「当該不動産特定共同事業者」の下には「第四十条の二第二項第一号から第五号まで」	第六十四条中「当該不動産特定共同事業者」の下には「第四十条の二第二項第一号から第五号まで」
と、同条及び第十三条中「不動産特定共同事業者名簿」とあるのは「特例事業者名簿」と、同条中「第五条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「第四十条の二第三項第一号及び第二号」と、第二十三条第一項中「ときは」とあるのは「ときは、その不動産取引に係る業務を委託する不動産特定共同事業者」とする。	と、同条及び第十三条中「不動産特定共同事業者名簿」とあるのは「特例事業者名簿」と、同条中「第五条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「第四十条の二第三項第一号及び第二号」と、第二十三条第一項中「ときは」とあるのは「ときは、その不動産取引に係る業務を委託する不動産特定共同事業者」とする。
者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第二十条第一項の規定に違反して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた者を行おうとする信託会社にあつては、金融商品取扱い法第二十九条の登録を受けているものに限る。」を加え、同条第二項中「第二十三条第一項」に改め、同条第四項中「第五条第一項第五号」の下に「及び第六号」を加える。	一 第二十条第一項の規定に違反して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた者を行おうとする信託会社にあつては、金融商品取扱い法第二十九条の登録を受けているものに限る。」を加え、同条第二項中「第二十三条第一項」に改め、同条第四項中「第五条第一項第五号」の下に「及び第六号」を加える。
第四十六条第一項中「もの」の下に「第四号事業を行おうとする信託会社にあつては、金融商品取扱い法第二十九条の登録を受けているものに限る。」を加え、同条第二項中「第二十三条第一項」に改め、同条第四項中「第五条第一項第五号」の下に「及び第六号」を加える。	第四十六条第一項中「もの」の下に「第四号事業を行おうとする信託会社にあつては、金融商品取扱い法第二十九条の登録を受けているものに限る。」を加え、同条第二項中「第二十三条第一項」に改め、同条第四項中「第五条第一項第五号」の下に「及び第六号」を加える。
は、当該特例事業者に対し、三月以内の期間を定めて、必要な措置をとることを命ぜることができる。	は、当該特例事業者に対し、三月以内の期間を定めて、必要な措置をとることを命ぜることができる。
8 主務大臣は、特例事業者に対し、その業務に係る状況を確認するため特に必要があると認めると認められる者として主務省令で定める者又は資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社を「特例投資家」に改める。	8 主務大臣は、特例事業者に対し、その業務に係る状況を確認するため特に必要があると認めると認められる者として主務省令で定める者又は資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社を「特例投資家」に改める。
第四十八条の二中「並びに第十一条第一項」を「第十一条第一項並びに第四十条の二第二項、第四項及び第七項」に、「同項」を「第十一条第一項」に改める。	第四十八条の二中「並びに第十一条第一項」を「第十一条第一項並びに第四十条の二第二項、第四項及び第七項」に、「同項」を「第十一条第一項」に改める。
第四十九条中「第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。」	第四十九条中「第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。」
第五十三条の二中「前条第五号」を「前条第三号」に改める。	第五十三条の二中「前条第五号」を「前条第三号」に改める。
第五十四条を次のように改める。	第五十四条を次のように改める。
第五十五条第一項の許可申請書又は同条第二項各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者	第五十五条第一項の許可申請書又は同条第二項各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者
二 第十八条第三項の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者	二 第十八条第三項の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者
三 第二十四条第一項、第二十五条第一項又は第二十八条第二項の規定に違反して、書面若しくは報告書を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは報	三 第二十四条第一項、第二十五条第一項又は第二十八条第二項の規定に違反して、書面若しくは報告書を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは報

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第十一條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第六十一号中「第五十三条第五号」を「第五十三条第三号」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一
部改正)

第十二条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二十六号中「含む。」の下に
「又は同条第七項に規定する特例事業者」を加え
る。

理由

不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るために、一定の要件を満たす者が届出により特定の不動産特定共同事業を営むことを可能とするとともに、その業務の委託を受ける不動産特定共同事業者について必要な規制を行う等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るため、一定の要件を満たす者が届出により特定の不動産特定共同事業を営むことを

可能とともに、その業務の委託を受ける不動産特定共同事業者について必要な規制を行う等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

不動産特定共同事業の定義に、2の特例事業者の委託を受けて当該特例事業者が当事者である不動産取引に係る業務を行う行為(第三号事業)及び特例事業者が当事者である不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介をする行為(第四号事業)を追加すること。

2 特例事業者

(1) 次に掲げる要件に該当する法人が不動産特定共同事業を営もうとする場合には、主務大臣に届出をしなければならないこと。
(2) 不動産特定共同事業を専ら行うことの目的とする法人であること。
(3) 不動産取引に係る業務を不動産特定共同事業者(第三号事業者)に委託するとともに、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘の業務を不動産特定共同事業者(第四号事業者)に委託すること。
(4) 不動産投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者等を相手方又は

役員に暴力団員等がいること等を不動産特定共同事業の許可の欠格事由に追加すること。
また、報告徴収及び立入検査の対象に不動産特定共同事業者から業務の委託を受けた者を追加する等の監督手法の充実を図るとともに、不動産特定共同事業者が業務に関し法令に違反した場合の罰則を強化すること。

4 不動産特定共同事業者の業務の適正な運営の確保

一 まちの低炭素化、建築物の耐震化や高齢化への対応が喫緊の課題であることを踏まえ、本法により創設される特例事業がこれら建築物等の再生事業に効果的に活用されるよう、ガイドラインの作成等の情報提供に努めるとともに、民間

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。
〔別紙〕
不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十五年五月二十二日

国土交通委員長 金子 恭之
衆議院議長 伊吹 文明殿

定の不動産特定共同事業を営むことを可能とするとともに、その業務の委託を受ける不動産特定共同事業者について必要な規制を行う等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るため、一定の要件を満たす者が届出

二 議案の可決理由

不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るため、一定の要件を満たす者が届出により特

三 不動産特定共同事業者の増加が見込まれることに鑑み、その質や信用が低下することがない

百二十二条に改め、同条第四項中「第百二十四条第一号」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百二十四条第一号」に改める。

「第一百二条」に改める。

附則第七条の三第六項中「及び第四十四条の二」を「及び平成二十五年改正法附則第八十六条

れた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項に、「同条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第一百三十三条の二第二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項」の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第一百三十三条の二第二項に改め、同条第三項中「第一百三十三条」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項」の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第一百三十三条の二第二項に改め、同条第三項中「第一百三十三条」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項」の規定によりなおその効力を有するものとされ

じ。)に平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会(以下「存続連合会」という。)が平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第一百六十一條第二項の規定により、「老齢年金給付」を「老齢年金給付(以下「解散基金に係る老齢年金給付」という。)」に、「第一百六十一條第三項」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項」に

第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二に、「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定に

する改正前の第四十四条の「第一項」に（読み替えられた第百三十二条第二項）を「読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十一条第二項」に改める。

附則第七条の四第二項第一号中「第五項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項】に改める。

附則第七条の五第一項中「第四十六条第一項及び第五項」を「第四十六条第一項及び平成三十

じ。)に平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会(以下「存続連合会」という。)が平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百六十一條第二項の規定により、「老齢年金給付」を「老齢年金給付(以下「解散基金に係る老齢年金給付」という。)」に、「第百六十一條第三項」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項」に、(第百六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百六十一條第三項)に、「(第百三十二条第二項)」とあるのは、「附則第七条の六第一項において読み替えられた」を「係る第百三十二条第二項」とあるのは「係る附則第七条の六第一項において読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第律第号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」に改め、同条第二項中「第百六十一條第五項」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百六十一條第五項」に改める。

項及び第四項中「及び第四十四条の二」を「及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二」に、「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に、「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律」を「国民年金法等の一部を改正する法律」に、「又は平成十二年改正法」を「平成十二年改正法」に、「第二十四条第一項」を「第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百三十二条第二項)」に改める。

附則第九条の四第二項中「基金」を「平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金(以下「厚生年金基金」という。)」に改め、同条第三項及び第五項中「及び第四十四条の二」を「及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二」に、「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に、

「第百三十二条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律」を「国民年金法等の一部を改正する法律」に、「又は平成十二年改正法」を「平成十二年改正法」に、「第二十四条第一項」を「第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)」に改める。

附則第十三条の二中「第五項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第
五項」に改める。

附則第十一条第五項、第十二条の二第三項及び第十二条の三第二項中「基金の」を「厚生年金基金の」に、「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定による改正前の第四十五条改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に改める。

附則第十一條の五中「第五項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項」に改める。

附則第十一條の六第三項及び第五項中「基金」を「厚生年金基金」に、第四十四条の二第一項】を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項」の規定によりなおその効力を有するものとされ

た平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項を改める。

附則第十三条の四第七項中「及び第四十四条の二」を「及び平成二十五年改正附則第八十六

年改正法附則第八十六条第一項の規定によりな
おその効力を有するものとされた平成二十五年
改正法第一条の規定による改正前の第四十六条
第五項】に改める。

の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項に改める。

附則第十三条の七第一項中「第一百三十一条第一項第二号」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前」の規定による改正前の「第一百三十二条第一項第二号」に、「第一百三十二条第二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前」の規定による改正前の「第一百三十二条第二項」に、「第一百三十三条」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前」の規定による改正前の「第一百三十三条」に改め、同条第二項中「第四十六条第五項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前」の規定による改正前の「第四十六条第五項」に、「同条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第一百三十二条の二第二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前」の規定による改正前の「第一百三十二条の二第二項」に改め、同条第三項中「第一百三十三条」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による改正前」の規定による改正前の「第一百三十三条」に改め、同条第三項中「第一百三十三条」を「平成二十五年改正法第一条の規定による改正前」の規定による改正前の「第一百三十三条」に改める。

百三十三条に改め、同条第四項中「第百三十二条第二項を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」に改め、同項第一号中「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項」に改定による改正前の第百三十二条第二項」に改め、同項第一号中「第四十四条の二第一項」を規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」に改め、同条第五項第一号中「第百三十二条第二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」に改め、同項第一号中「第四十四条の二第一項」に改め、「連合会」に、「老齢年金給付」を「解散基金に係る老齢年金給付」に、「第百六十二条第三項」を「平成二十五年改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百六十二条第三項」に、「第百三十二条第二項」とあるのは、「附則第十三条の七第一項において読み替えられた」を「係る第百三十二条第二項」とあるのは「係る附則第十三条の七第一項において読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定によ

十二条第二項」とあるのは、「附則第十三条の七第一項において読み替えられた同法附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」に改め、同条第二項中「第一百六十一一条第五項」を「平成二十五年改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の」に改め、同条第五項中「第五项」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の」とされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項に改める。

附則第十七条の四第五項ただし書中「第一百三十二条第二項」を削り、「及び平成十二年改正法」を「平成十二年改正法」に改め、「第四条の規定による」の下に「改正前の第百三十二条第二項及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による」を加え、同条第八項中「基金の加入員たる被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間」の下に「(老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者である期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間)」を加える。

附則第十七条の五中「第四十四条の二」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成

四十四条の二に、「[第一百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律]」を「国民年金法等の一部を改正する法律」に、「又は平成二十一年改正法」を「平成十二年改正法」に、「第二十五条第一項」を「第二十四条第一項又は公的年金法等の一部を改正する法律」に、「又は平成二年改正法」を「平成十二年改正法」に、「第二十五条第一項」を「第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第一百三十二条第二項」に改める。

附則第十七条の十四中「第一百四十一条第一項において準用する場合」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第一百四十二条第一項」に改める。

附則第二十条第四項第二号イ中「並びに第八十五条の二及び第一百六十二条第一項」を「及び平成二十五年改正法附則第八条(平成二十五年改正法附則第七十二条において準用する場合を含む。)」に改める。

附則第三十条から第四十条までを削り、附則第二十九条の四を附則第三十二条とし、附則第二十九条の三を附則第三十一条とし、附則第十九条の二を附則第三十条とする。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第二条 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

官 報 (号 外)

第一節 通則

第九十一条の二 事業主等は、確定給付企業年金の中途脱退者及び第九十一条の二十第一項

に規定する終了制度加入者等に係る老齢給付金の支給を共同して行うとともに、第九十一条の二十六及び第九十二条の二十七に規定する積立金の移換を円滑に行うため、企業年金連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

2 連合会は、全国を通じて一個とする。

第九十一条の三 連合会は、法人とする。

地にあるものとする。

第九十一条の四 連合会は、その名称中に企業（名称）

年金連合会という文字を用いなければならぬ。

連合会でない者は、企業年金連合会という

名稱を用いてはならない

（発起人）第九十一条の五 連合会を設立するには、その

会員となろうとする二十以上の事業主等が発

(創立総会)

第九十一條の六 発起人は規約を作成し創立総会の日時及び場所とともに公告して、創

立総会を開かなければならぬ。

ければならない。

平成二十五年五月二十三日 衆議院会議録第二十七号

4 創立総会においては、前項の規約を修正することができる。ただし、会員の資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者で、その会日までに発起人に対し設立の同意を申し出た者の半数以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。

6 前各項に定めるもののほか、議事の手続その他創立総会に関し必要な事項は、政令で定める。

(設立の認可等)

7 第九十五条の七 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、規約その他必要な事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

8 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

9 前条第五項の設立の同意を申し出た者は、連合会が成立したときは、その成立の日に会員の資格を取得するものとする。

10 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

(規約)

11 第九十五条の八 連合会は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 評議員会に関する事項

四 役員に関する事項

- 五 会員の資格に関する事項
- 六 年金給付及び一時金に関する事項
- 七 附帯事業に関する事項
- 八 積立金の管理及び運用に関する契約に関する事項
- 九 会費に関する事項
- 十 事業年度その他の財務に関する事項
- 十一 解散及び清算に関する事項
- 十二 業務の委託に関する事項
- 十三 公告に関する事項
- 十四 その他組織及び業務に関する重要事項
- 十五 第十六条第一項及び第二項並びに第十七条第一項本文の規定は、連合会の規約について準用する。この場合において、第十六条第一項及び第十七条第一項本文中「厚生労働省令」とあるのは、「政令」と読み替えるものとする。
- (準用規定)
- 第六十九条の九 第十五条の規定は、連合会について準用する。
- (評議員会)
- 第九十一条の十 連合会に、評議員会を置く。
- 二 評議員会は、評議員をもつて組織する。
- 三 評議員は、会員が会員（法人にあつては、その代表者）のうちから選挙する。
- 四 設立当時の評議員は、創立総会において、第九十一条の六第五項の設立の同意を申し出た者（法人にあつては、その代表者）のうちから選挙する。
- 五 評議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

評議員会は、理事長が招集する。評議員の定数の三分の一以上の方が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して評議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に評議員会を招集しなければならない。

評議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

前各項に定めるもののほか、評議員会の招集、議事の手続その他評議員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十一条の十一 次に掲げる事項は、評議員会の議決を経なければならない。

- 一 規約の変更
- 二 每事業年度の予算
- 三 每事業年度の事業報告及び決算
- 四 その他の規約で定める事項

理事長は、評議員会が成立しないとき、又は理事長において緊急を要すると認めるときは、評議員会の議決を経なければならない事項で緊急に行う必要があるものを処分することができる。

評議員会は、監事に対し、連合会の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(役員)
第九十一条の十二 連合会に、役員として理事及び監事を置く。

<p>2 理事及び監事は、評議員において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員以外の者の中から評議員会で選任することを妨げない。</p> <p>3 設立当時の理事及び監事は、創立総会において、第九十一条の六第五項の設立の同意を申し出た者(法人にあっては、その代表者のうちから選挙する。ただし、特別の事情があるときは、当該同意を申し出た者以外の者のうちからから選任することを妨げない。</p> <p>4 理事のうち一人を理事長とし、理事が選挙する。</p> <p>5 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行ふ。</p> <p>7 監事は、理事又は連合会の職員と兼ねることができない。</p> <p>(役員の職務等)</p> <p>第九十一条の十二 理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。</p> <p>2 連合会の業務は、規約に別段の定めのある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。</p> <p>3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、積立金の管理及び運用に関する連合会の業務を執行することができる。</p>	<p>4 監事は、連合会の業務を監査する。</p> <p>5 监事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は評議員会に意見を提出することができる。</p> <p>(理事の義務及び損害賠償責任)</p> <p>第九十一条の十四 理事は、前条第三項に規定する連合会の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び評議員会の議決を遵守し、連合会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 理事が前条第三項に規定する連合会の業務についてその任務を怠つたときは、その理事は、連合会に対し連帶して損害賠償の責めに任ずる。</p> <p>(理事の禁止行為等)</p> <p>第九十一条の十五 理事は、自己又は連合会以外の第三者の利益を図る目的をもつて、積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。</p> <p>2 連合会は、前項の規定に違反した理事を、規約で定めるところにより、評議員会の議決を経て、交代させることができる。</p> <p>(理事長の代表権の制限)</p> <p>第九十一条の十六 連合会と理事長(第九十一条の十三第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者を含む。以下この条において同じ。)との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が連合会を代表する。</p>
<p>(会員の資格)</p> <p>第九十一条の十七 連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 事業主等</p> <p>二 前号に掲げる者以外の者であつて、企業型年金その他の政令で定める年金制度を実施するものとして規約で定めるもの</p> <p>第三節 連合会の行う業務</p> <p>第九十一条の十八 連合会は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 次条第二項の規定により脱退一時金相当額の移換を受け、同条第三項の規定により中途脱退者又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金(一時金として支給するものに限る。次号、次項第一号、同条第三項及び第五項、第九十一条の二十第三項及び第五項、第九十一条の二十一第三項、第九十一条の二十六第四項並びに第九十一条の二十七第三項において同じ。)の支給を行うこと。</p> <p>二 第九十一条の二十第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。</p> <p>三 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>4 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>5 連合会は、確定給付企業年金並びに前条第二号に規定する年金制度の加入者及び加入者であった者(以下この項において「確定給付企業年金の加入者等」という。)の福利を増進するため、規約で定めるところにより、確定給付企業年金の加入者等の福利及び厚生に関する事業を行うことができる。</p>	<p>規定する終了制度加入者等又はその遺族について障害給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。</p> <p>二 第九十一条の二十二第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項又は第五項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について遺族給付金の支給を行うこと。</p> <p>二 前号に掲げる者以外の者であつて、企業型年金その他の政令で定める年金制度を実施するものとして規約で定めるもの</p> <p>第三節 連合会の行う業務</p> <p>第九十一条の十八 連合会は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 次条第二項の規定により脱退一時金相当額の移換を受け、同条第三項の規定により中途脱退者又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金(一時金として支給するものに限る。次号、次項第一号、同条第三項及び第五項、第九十一条の二十第三項及び第五項、第九十一条の二十一第三項、第九十一条の二十六第四項並びに第九十一条の二十七第三項において同じ。)の支給を行うこと。</p> <p>二 第九十一条の二十第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。</p> <p>三 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>4 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>5 連合会は、確定給付企業年金並びに前条第二号に規定する年金制度の加入者及び加入者であった者(以下この項において「確定給付企業年金の加入者等」という。)の福利を増進するため、規約で定めるところにより、確定給付企業年金の加入者等の福利及び厚生に関する事業を行うことができる。</p>
<p>規定する終了制度加入者等又はその遺族について障害給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。</p> <p>二 第九十一条の二十二第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項又は第五項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について遺族給付金の支給を行うこと。</p> <p>二 前号に掲げる者以外の者であつて、企業型年金その他の政令で定める年金制度を実施するものとして規約で定めるもの</p> <p>第三節 連合会の行う業務</p> <p>第九十一条の十八 連合会は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 次条第二項の規定により脱退一時金相当額の移換を受け、同条第三項の規定により中途脱退者又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金(一時金として支給するものに限る。次号、次項第一号、同条第三項及び第五項、第九十一条の二十第三項及び第五項、第九十一条の二十一第三項、第九十一条の二十六第四項並びに第九十一条の二十七第三項において同じ。)の支給を行うこと。</p> <p>二 第九十一条の二十第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。</p> <p>三 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>4 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>5 連合会は、確定給付企業年金並びに前条第二号に規定する年金制度の加入者及び加入者であった者(以下この項において「確定給付企業年金の加入者等」という。)の福利を増進するため、規約で定めるところにより、確定給付企業年金の加入者等の福利及び厚生に関する事業を行うことができる。</p>	<p>規定する終了制度加入者等又はその遺族について障害給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。</p> <p>二 第九十一条の二十二第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項又は第五項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について遺族給付金の支給を行うこと。</p> <p>二 前号に掲げる者以外の者であつて、企業型年金その他の政令で定める年金制度を実施するものとして規約で定めるもの</p> <p>第三節 連合会の行う業務</p> <p>第九十一条の十八 連合会は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 次条第二項の規定により脱退一時金相当額の移換を受け、同条第三項の規定により中途脱退者又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金(一時金として支給するものに限る。次号、次項第一号、同条第三項及び第五項、第九十一条の二十第三項及び第五項、第九十一条の二十一第三項、第九十一条の二十六第四項並びに第九十一条の二十七第三項において同じ。)の支給を行うこと。</p> <p>二 第九十一条の二十第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。</p> <p>三 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>4 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>5 連合会は、確定給付企業年金並びに前条第二号に規定する年金制度の加入者及び加入者であった者(以下この項において「確定給付企業年金の加入者等」という。)の福利を増進するため、規約で定めるところにより、確定給付企業年金の加入者等の福利及び厚生に関する事業を行うことができる。</p>

6 連合会は、第九十三条の規定による委託を受けて、事業主等の業務の一部を行うことができる。

7 連合会は、その業務の一部を、政令で定めるところにより、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託することができる。

第九章の二に次の二節を加える。

第四節 解散及び清算

(解散)

第九十一条の二十九 連合会は、次に掲げる理由により解散する。

一 評議員の定数の四分の三以上の多数による評議員会の議決

二 第百二条第六項の規定による解散の命令

2 連合会は、前項第一号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(連合会の解散による年金給付等の支給に関する義務等の消滅)

第九十一条の三十 連合会は、解散したときは、中途脱退者及び終了制度加入者等に係る年金給付及び一時金の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった年金給付若しくは一時金でまだ支給していないものの支給又は第九十一条の二十六第二項若しくは第九十五条の二十七第二項の規定により解散した日までに移換すべきであつた積立金でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

(清算)

第九十一条の三十一 連合会が第九十一条の二十九第一項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 連合会が第九十一条の二十九第一項第二号の規定により解散したときは、厚生労働大臣が清算人を選任する。

3 第八十八条の二、第八十九条第四項(第二号を除く。)及び第五項並びに第八十九条の二から第九十一条までの規定は、連合会の清算について準用する。

第九章の二を第十一章とする。

第八十八条たゞし書中「第百十五条の二第二項若しくは第一百七条の二第二項」を「若しくは第八十二条の三第二項」に改める。

第九十五条中「命じる」を「命ずる」に改める。

第九章を第十章とし、第八章の次に次の二章を加える。

第九章 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等

(確定拠出年金を実施する場合における手続等)

第八十二条の一 事業主等は、規約で定めると事業所に使用される加入者の個人別管理資産(確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。第四項において同じ。)に充てる場合には、政令で定めるところにより、積立金の一部を、実施事業所の事業主が実施する企業型年金における当該実施事業所に使用される加入者の個人別管理資産(確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。第四項において同じ。)に充てる場合には、政令で定めるところにより、

により、当該積立金の一部を、当該事業主等の資産管理運用機関等から当該企業型年金の資産管理機関(同条第七項第一号に規定する資産管理機関をいう。以下同じ。)に移換することができる。

2 前項の規約を定める場合には、当該企業型年金を実施する実施事業所の事業主の全部及び加入者のうち当該積立金の移換に係る加入者(以下この条において「移換加入者」という。)となるべき者の二分の一以上の同意並びに加入者のうち移換加入者となるべき者以外の者の二分の一以上の同意を得なければならない。

3 前項の場合において、当該企業型年金が実施される実施事業所が二以上であるときは、同項の移換加入者となるべき者の同意は、各実施事業所について得なければならない。

4 第八十三条の規定により終了した確定給付企業年金の事業主等は、規約で定めるところにより、残余財産の全部又は一部を、当該終了した確定給付企業年金に係る厚生年金適用事業所の事業主が実施する企業型年金における当該厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等の個人別管理資産に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該残余財産の全部又は一部を当該企業型年金の資産管理機関に移換することができる。この場合において、第八十九条第六項中「もの」とあるのは、「もの及び第八十二条の二第四項の規定により移換されたもの」とする。

5 前各項に定めるもののほか、確定給付企業年金に係る厚生年金適用事業所の事業主が企

業型年金を実施する場合における当該確定給付企業年金に関するこの法律その他の法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定めることとする。

第八十二条の三 確定給付企業年金の中途脱退者は、企業型年金加入者(確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいじ。)又は個人型年金加入者(同法第二条第十一項に規定する個人型年金加入者をいう。第九条の二十七第一項において同じ。)の資格を取得したときは、当該確定給付企業年金の事業主等に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第二条第五項に規定する連合会(以下この条、第九十五条の十八第三項及び第九十条の二十七において「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に關する義務を免れる。

4 当該企業型年金の企業型記録閲連運営管理機関等(確定拠出年金法第十七条に規定する

企業型記録関連運営管理機関等をいう。第九条の二十七第四項において同じ。又は国民年金基金運合会は、第二項の規定により脱退一時金相当額が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金運合会に移換されたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、確定給付企業年金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換に関する必要な事項は、政令で定める。

第三条及び第四条 削除

(国民年金法の一部改正)

第三条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(届出)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第十二条の二 第三号被保険者であつた者は、第二号被保険者の被扶養配偶者でなくなつたことについて、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前条第六項から第九項までの規定は、前項の届出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十三条第一項中「前条第四項」を「第十二条第四項」に改める。

第一百八条第一項中「官公署」の下に、「共済組合等又は健康保険組合」を、「被保険者又は」の下に「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用

を受ける組合員、私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者若しくは健康保険若しくは」を加える。

第一百八条の二の次に次の二条を加える。

第百八条の二の二 共済組合等は、厚生労働大臣に対し、その組合員又は加入者が第二号被保険者でなくなつたことに関する必要な情報を提供を行うものとする。

第百九条の四第一項ただし書中「第三十二号まで」を「第三十号まで、第三十一号、第三十二号」に改め、同項第三号の次に次の二号を加える。

三の二 第十二条の二第一項の規定による届出の受理

第百九条の四第一項第三十号の次に次の二号を加える。

三十の二 第百八条の二の二の規定による情報の受領

第一百九条の四第一項第三十七号の次に次の二号を加える。

三十七の二 附則第九条の四の二第一項の規定による届出の受理

三百九条の二中「厚生年金保険法第百七十六条の二第二項」を「確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第九十七条第二項」に改める。

附則第五条第十三項中「この項及び附則第七条の三第五項において」を削る。

附則第九条の四の二を附則第九条の四の七とし、附則第九条の四の次に次の五条を加える。

(第二号被保険者としての被保険者期間の特例)

第九条の四の一 被保険者又は被保険者であつた者は、第三号被保険者としての被保険者期間(昭和六十一年四月から公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)次条第一項において「平成二十五年改正法」という。)附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日(以下「平成二十五年改正法一部施行日」という。)の属する月の前月までの間にある保険料納付済期間(政令で定める期間を除く。)に限る。(のうち、第一号被保険者としての被保険者期間として第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた期間(附則第九条の四の六第一項及び第二項において「不整合期間」という。)であつて、当該訂正がなされたときにおいて保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているもの(以下「時効消滅不整合期間」という。)について、厚生労働大臣に届出をすることができる。

4 特定期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定による納付することを要するものとされた保険料に係る期間とみなされた期間」とする。

3 次条第一項の規定その他政令で定める規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

4 特定期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第九条の四の二第二項の規定により同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなされた期間」とする。

(特定保険料の納付)

第九条の四の三 平成二十五年改正法附則第十八条の政令で定める日の翌日から起算して三年を経過する日(以下「特定保険料納付期限」という。)までの間において、被保険者又は被保険者であつた者(特定期間を有する者に限る。)は、厚生労働大臣の承認を受け、特定期間のうち、保険料納付済期間以外の期間であつて、その者が五十歳以上六十歳未満であつた期間(その者が六十歳未満である場合にあつては、承認の日の属する月前十年以内の期間)の各月につき、承認の日の属する月前十年以内の期間の各月の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額のうち最も高い額(承認の日の属する月前十年以内の期間にあつては、当該加算した額)の保険料(以下この条において「特定保険料」という。)を納付することができる。

2 前項の規定による特定保険料の納付は、先に経過した月の保険料に係る特定保険料から順次に行うものとする。

3 第一項の規定により特定保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。
4 老齢基礎年金の受給者が第一項の規定にによる特定保険料の納付を行つたときは、納付が行われた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。ただし、次条に規定する特定受給者については、特定保険料納付期限日の属する月の翌月から、年金額を改定する。
5 前各項に定めるもののほか、特定保険料の納付手続その他特定保険料の納付について必要な事項は、政令で定める。

(特定受給者の老齢基礎年金等の特例)

第九条の四の四 平成二十五年改正法一部施行日以後に第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより時効消滅不整合期間となつた期間を有する者であつて、平成二十五年改正法一部施行日において当該時効消滅不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして老齢基礎年金又は被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けているもの(これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む)次条において「特定受給者」という)が有する当該時効消滅不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令(老齢基礎年金又は被用者年金各法に基づく老齢給付等に係るものに限る)を適用する場合においては、特定保険料納付期限日までの間、保険料納付済期間とみなす。この場合において、附則第九条の四の二第二項の規定は、適用しない。

(特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の特定受給者の老齢基礎年金の額)
第九条の四の五 特定受給者に支給する特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の月分の老齢基礎年金の額については、訂正後年金額(第二十七条及び第二十八条並びに附則第九条の二及び第九条の二の二並びに昭和六十年改正法附則第十七条の規定に定める額をいう)が訂正前年金額(前条に規定する時効消滅不整合期間となつた期間を保険料納付済期間とみなして第二十七条及び第二十八条並びに附則第九条の二及び第九条の二の二並びに昭和六十年改正法附則第十七条の規定を適用した場合におけるこれらの規定に定める額をいう)に百分の九十を乗じて得た額(以下この条において「減額下限額」という)に満たないときは、第二十七条及び第二十八条並びに附則第九条の二及び第九条の二の二並びに昭和六十年改正法附則第十七条の規定にかかる不整合期間となつた期間を有する者においては、平成二十五年改正法一部施行日において当該不整合期間が保険料納付済期間であるものとして老齢基礎年金等に係る特例)
第九条の四の六 平成二十五年改正法一部施行日以後に第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより不整合期間となつた期間を有する者であつて、平成二十五年改正法一部施行日において当該不整合期間となつた期間が保険料納付済期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令(老齢基礎年金又は被用者年金各法に基づく老齢給付等に係るものに限る)を適用する場合においては、保険料納付済期間とみなす。

2 平成二十五年改正法一部施行日以後に第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより不整合期間となつた期間を有する者の死亡に係る遺族基礎年金又は被用者年金各法その他の政令で定める法令に基づく死亡を支給事由とする年金たる給付であつて、平成二十五年改正法一部施行日において当該不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして支給されているもの(これらの給付の全部につき支給が停止されているものを含む)の受給資格要件たる期間の計算の基礎となる当該不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定(これらの給付に係るものに限る)を適用する場合においては、保険料納付済期間とみなす。
3 附則第九条の四の二第一項の規定により届出が行われたときは、当該届出が行われた日以後、当該届出に係る期間については、第一項の規定は、適用しない。

第九条の四の六 平成二十五年改正法一部施行日以後に第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより不整合期間となつた期間を有する者であつて、平成二十五年改正法一部施行日において当該不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして支給されているもの(これらの給付の全部につき支給が停止されているものを含む)の受給資格要件たる期間の計算の基礎となる当該不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定(これらの給付に係るものに限る)を適用する場合においては、保険料納付済期間とみなす。

附則第四十五条第一項中「新厚生年金保険法」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)」に改め、「第十九条の二」を削り、「第一百二条第一項」を「第一百二条」に、「第一百四条、第一百一十八条及び第一百八十七条」を「及び第一百四条、平成二十五年改正法附則第八十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改め、「第一百十一条」を削る。
第四条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
附則第十四条第一項中「第二十八条、附則第九条の二及び第九条の二の二」を「及び第二十

法第二百二十八条並びに平成二十五年改正法附則第九十四条に改める。

附則第五十九条第一項中「第四十四条の三
第四項及び」を「及び第四十四条の三第四項(平
成二十五年改正法附則第八十七条の規定により
読み替えて適用する場合を含む。第五項におい
て同じ。)並びに」に、「及び同法」を「及び」に改
める。

附則第六十一条第一項中「第四十六条第七項、」を「第四十六条第六項若しくは」に改める。

附則第六十二條第一項中「及び第五項、第一百三十三条の二第二項及び第三項並びに第一百六十一

三条の三第一項」を「平成二十五年改正法附則

第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条

の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六
条第五項、平成二十五年改正法附則第五条第一

項の規定によりなおその効力を有するものとさ

正前の厚生年金保険法第百三十三条の二第二項
れた平成二十五年改正法第一条の規定による改

及び第三項並びに平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によるなおその効力を有す

るものとされた平成二十五年改正法第一条の規

「厚生年金保険法第四十六条第一項中」に、「同

条第一項の規定によりなおその効力を有するも

のとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五

項」に改め、「とうう。」とあるのは「第四十四条の三第四項」の下に「公的年金制度の健全性

及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加え、「同法第二百三十三条の二第二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第二百三十三条の二第二項」に、「同条第三項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第六十条第一項の規定による改正前の厚生年金保険法第二百三十三条の二第三項」に、「同法第二百六十五条の規定による改正前の厚生年金保険法第二百三十三条の二第三項」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第二百三十三条の三第一項」を「平成二十五年改正法附則第六十二条第一項中「平成二十八年四月一日」を「平成三十八年四月一日」に、「同法第十七条の三第二項、同法第五十二条第五项、同法第五十四条第三項及び同法」を「第四十七条の三第二項、第五十二条第五项、第五十四条第三项及び」に改め、同条第二項中「平成二十八年四月一日」を「平成三十八年四月一日」に、「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。附則第七十七条第二項中「同条第四項」を「第三項」に改める。

及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律百三十三条の二第二項)を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十一条の二第二項」に、「同法第三項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十三条の二第二項」に、「同法第六十一条の三第一項」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十三條の三第一項」に改める。

附則第六十四条第一項中「平成二十八年四月一日」を「平成三十八年四月一日」に、「同法第四

十七条の三第二項、同法第五十五条第五項、同法第五十四条第三項及び同法」を「第四十七条の三第二項、第五十二条第五項、第五十四条第三項及び」に改め、同条第二項中「平成二十八年四月一日」を「平成三十八年四月一日」に、「新厚生

「年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

「三項」に改める。

附則第七十八條第六項の表老齢年金、通算老

五歳以上であるものに限る。)の項を次のように改める。

			老齢年金・通算老齢年 金及び特例老齢年金 (その受給権者が六十 五歳以上であるものに 限る。)
		厚生年金保険法第四 十二条の規定による 老齢厚生年金	厚生年金保険法第四 十二条の規定による
	平成二十五年改 正法第一条の規 定による改正前 の厚生年金保険 法	平成二十五年改 正法第一条の規定による改 正前の厚生年金保険法第四 十六条第五項	厚生年金保険法 第四十六条第一項
平成二十五年改 正法第三項の規定によ りなおその効力を有するも のとされた平成二十五年改 正法第一条の規定による改 正前の厚生年金保険法第百 三十条の二	平成二十五年改正法附則第 六十二条第一項の規定によ りなおその効力を有するも のとされた平成二十五年改 正法第一条の規定による改 正前の厚生年金保険法第百 六十三条の三	平成二十五年改正法附則第 五条第一項の規定によりな おその効力を有するものと された平成二十五年改正法 第一条の規定による改正前 の厚生年金保険法第百三十 三条の二	平成二十五年改正法附則第 八十六条第一項の規定によ りなおその効力を有するも のとされた平成二十五年改 正法第一条の規定による改 正前の厚生年金保険法第四 十六条第五項

項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の「に、「老齢年金給付(以下)を「老齢年金給付附則第八十五条を除き、以下)に、「厚生年金保険法第百三十二条第二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項」に改め、同条第二項中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

附則第八十三条第一項中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改め、同条第二項中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

附則第八十四条第三項第一号口、第二号口及び第三号口中「につき厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に、「同法」を「旧厚生年金保險法」に改める。

附則第八十九条第二項中「平成二十七年六月」を「平成三十七年六月」に改める。

附則第三条の前の見出しを削り、同条に見出しそして「(検討)」を付する。

附則第四条 削除

附則第十九条第二項中「平成二十七年六月」を「平成三十七年六月」に改める。

附則第三十三条中「厚生年金基金」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第号。以下「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による改正前の厚生年金保険法」に、「同法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第六項中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

附則第八十五条の見出しを「(存続連合会への

平成二十五年五月二十三日 衆議院会議録第一

五一

人を識別するための番号の利用等に関する法

による改正前の保険業法(平成七年法律第二百五号)をいう。

律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第号)附則第一号

に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途と

して、この法律の施行の状況を勘案し、この法律により改正された国民年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(定義)

第三条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

改正前厚生年金保険法 第一章の規定によ

る改正前の厚生年金保険法をいう。

二 改正後厚生年金保険法 第一条の規定によ り、三段の裏 三三 金共金云々といひ。

三、又三月三十日付「第三回」(昭二二年)見三

改正前確定給付企業年金法 第二条の規定

による改正前の確定給付企業年金法をいう。

四 改正後確定給付企業年金法 第二条の規定

による改正後の確定給付企業年金法をいう。

五 改正後国民年金法 第二条の規定による改

正後の国策年金法をいう。

六 改正前確定拠出年金法 附則第一百一一条の規定

定による改正前の確定拠出年金法(平成十三

年法律第八十八号)をいう。

改正後確定拠出年金法 附則第百二条の規

定による改正後の確定拠出年金法をいう。

八 改正前保険業法 附則第百三十一條の規定

による改正前の保険業法(平成七年法律第百五号)をいう。

九 改正後特別会計法 附則第百三十五条の規定による改正後の特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)をいう。

十 旧厚生年金基金 改正前厚生年金保険法の規定により設立された厚生年金基金をいう。

十一 存続厚生年金基金 次条の規定によりなお存続する厚生年金基金及び附則第六条の規定により従前の例によりこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に設立された厚生年金基金をいう。

十二 厚生年金基金 旧厚生年金基金又は存続厚生年金基金をいう。

十三 存続連合会 附則第三十七条の規定によりなお存続する企業年金連合会をいう。

十四 確定給付企業年金 改正後確定給付企業年金法第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。

十五 連合会 改正後確定給付企業年金法第九条の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。

(旧厚生年金基金の存続)

第四条 旧厚生年金基金であつてこの法律の施行の際に存するものは、施行日以後も、改正前厚生年金保険法の規定により設立された厚生年金基金としてなお存続するものとする。
(存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等)

第五条 存続厚生年金基金については、次に掲げ

一 改正前厚生年金保険法第八十一条の三、第八十五条の三、第一百条の十第一項、第三十四条に係る部分に限る。、第一百六条から第百十四条まで、第一百四条から第一百二十条の四まで、第一百三十条の二第一項、第二項(改正前百四十七条の五第一項において準用する場合を含む。)、第一百二十二条から第一百三十条まで、第一百三十条の三から第百三十六条の三第二項において準用する場合を含む)及び第三项、第一百三十八条から第百四十六条の二まで、第一百四十七条の二から第百四十八条まで、第一百七十一条から第百七十四条规定、第一百七十六条から第百七十七条まで、第百七十七条の二第一項、第一百七十八条、第一百七十九条第一項から第百七十七条まで、第百七十七条の二第一項、第一百七十八条、第一百七十九条第一項から第百八十二条まで並びに附則第三十条第一項及び第二項、第三十一条並びに第三十二条の規定、改正前厚生年金保険法第一百三十六条において準用する改正前厚生年金保険法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第二項前段並びに第四十条から第四十一条までの規定、改正前厚生年金保険法第一百四十一条第一項において準用する改正前厚生年金保険法第八十三条、第八十四条、第八十五条及び第八十六条から第八十九条までの規定、改正前厚生年金保険法第一百四十八条第二項及

び同報告書
び第百七十八条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第一百条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第九十六条第二項の規定、改正前厚生年金保険法第一百四十八条第二項及び第百七十八条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第一百三十九条第三項の規定並びに改正前厚生年金保険法第一百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第一項から第三項まで及び第四項本文の規定

二 改正前確定給付企業年金法第百七条第一項、第二項、第三項(改正前確定給付企業年金法第一百一条第五項及び第一百十二条第七項において準用する場合を含む)、第四項及び第五項、第一百十条から第一百十五条の三まで並びに第百十六条(改正前厚生年金保険法の規定により設立された企業年金連合会からの積立金の移換に係る部分を除く。)の規定、改正前確定給付企業年金法第一百七三条第五項、第一百十条の二第五項及び第一百十一条第五項において準用する改正前確定給付企業年金法第七十四条第二項及び第三項の規定並びに改正前確定給付企業年金法第一百七十三条第五項及び第一百十条の二第五項において準用する改正前確定給付企業年金法第一百七十七条第五項及び第百十一条の二において準用する改正前確定給付企業年金法第七十六条第二項の規定

前項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項各号に掲げる規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

官 報 (号 外)

改正前厚生年金保険法附則第 三十二条第一項	改正前確定給付企業年金法第 百七条第一項	が厚生年金基金	四分の三
改正前確定給付企業年金法第 百七条第三項及び第百十条の 二第二項	改正前確定給付企業年金法第 百十三条第二項	四分の三	三分の二
第八十七条第六項	第八十五条の二の規定により政 府が解散した連合会から徴収す る徴収金	三分の二	三分の二
適用する	の規定による保険料	三分の二	三分の二
適用する。この場合におい て、同法第八十七条第一項中 「年十四・六パーセント(当該 納期限の翌日から三月を経過 する日までの期間について は、年七・三パーセント)」と あるのは、「年十四・六パー セント」とする	第八十七条第六項を除く。)	三分の二	三分の二

3 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

官報(号外)

				改正後厚生年金保険法第三十一条第一項の積立金
改正後厚生年金保険法第八十一条第四項	定める率	改正後厚生年金保険法第八十条	定める率(平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員である被保険者にあつては、当該率から平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を控除して得た率)	の積立金及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第八条に規定する責任準備金
第九項		改正後確定給付企業年金法第八十八条	改正後確定給付企業年金法第八十二条の三第二項若しくは第八十二条の三第二項若しくは平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を控除して得た率)	第五項において準用する場合を含む。)という。(その他
改正後厚生年金保険法第十一条第一項第十号	改正後確定拠出年金法第四条第一項第二号	改正後確定拠出年金法第八十二条の三第二項若しくは平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による改正前の第八十一条の規定による改正前第十一条第一項第十号	、第八十二条の三第二項若しくは平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第八十一条の規定による改正前第十一条第一項第十号	第五項において準用する場合を含む。)という。(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金以下「存続厚生年金基金」という。)
第一項第一号	又は企業年金基金	改正後確定拠出年金法第八条第一項第一号	以下同じ。)	以下同じ。(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金以下「存続厚生年金基金」という。)
年金基金	、企業年金基金又は存続厚生年金基金	改正後確定拠出年金法第八条第一項第一号		

該自主解散型基金から減額責任準備金相当額を徴収するときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 当該自主解散型基金の名称
- 二 当該自主解散型基金の責任準備金相当額及び減額責任準備金相当額
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

第一項の規定による認定の申請をした自主解散型基金について前条の規定を適用する場合においては、同条第一項中「存続厚生年金基金」とあるのは「次条第一項に規定する自主解散型基金であつて、同項の規定による認定の申請をしたもの」と、「次の各号に掲げる認可又は承認前においても、当該各号に定める」とあるのは「第一号に掲げる認可前においても、同条第七項の」と、「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額(同項に規定する減額責任準備金相当額をいう。第三項において同じ。)」と、同条第三項中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」とする。

(自主解散型納付計画の承認)

第二十二条 自主解散型基金及びその設立事業所(附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。)の事業主(当該自主解散型基金を共同して設立している場合には、当該自主解散型基金を設立している各事業主。次項及び第七項において同じ。)は、それぞれ、責任準備金相当額のうち自らが納付すべき額について、その納付に関する計画(以下「自主解散型納付計画」という。)を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、当該自主解散型納付計画について適当である旨の承認を受けることができる。

二 前項の承認の申請は、施行日から起算して五年を経過する日までの間ににおいて、当該自主解散型基金及びその設立事業所の事業主が同時に行わなければならない。

三 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる理由により解散をしようとする日等積立金の額

三 第一項の承認の申請の日までの業務の状況に関する事項

四 その他厚生労働省令で定める事項

四 自主解散型基金の設立事業所の事業主の自主解散型納付計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該事業主が納付すべき額
- 二 当該事業主が納付の猶予を受けようとする期間及び額
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

五 第一項の承認の申請を行う場合において、当該事業主の自主解散型納付計画に記載された第三項第二号に掲げる額と当該自主解散型基金の設立事業所の事業主の自主解散型納付計画の承認を受けた場合における責任準備金相当額の納付の猶予等)

あつては、当該自主解散型基金を設立している各事業主の自主解散型納付計画に記載された同号に掲げる額の合計額)とを合算して得た額は、当該自主解散型基金の責任準備金相当額でなければならぬ。

六 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の承認の申請をした自主解散型基金について準用する。この場合において、同条第四項中「次項の認定」とあるのは、「次条第一項の承認」と読み替えるものとする。

七 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる全ての要件に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、当該自主解散型基金及びその設立事業所の事業主の自主解散型納付計画の承認は、同時に行うものとする。

八 第一項の承認の申請をした自主解散型基金について附則第十条の規定を適用する場合においては、同条第一項中「存続厚生年金基金」とあるものは「次条第一項に規定する自主解散型基金であつて、附則第十二条第一項の承認の申請をして政令で定める要件に適合するものであること。」と、「次の各号に掲げる認可又は承認前においても、当該各号に定める」とあるのは第一号に掲げる認可前においても、附則第十三条第一項の「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額(次条第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。第三項において同じ。)」と、同条第三項中「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額」とする。

九 厚生労働大臣は、第七項の規定により承認をしようとするとき、及び前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならない。

十 第一項の承認の申請をした自主解散型基金について附則第十条の規定を適用する場合においては、同条第一項中「存続厚生年金基金」とあるものは「次条第一項に規定する自主解散型基金であつて、附則第十二条第一項の承認の申請をして政令で定める要件に適合するものであること。」と、「次の各号に掲げる認可又は承認前においても、当該各号に定める」とあるのは第一号に掲げる認可前においても、附則第十三条第一項の「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額(次条第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。第三項において同じ。)」と、同条第三項中「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額」とする。

十一 第二十三条 自主解散型基金及びその設立事業所の事業主が前条第一項の承認を受けた場合においては、当該自主解散型基金が附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第三項第二号に掲げる額と当該自主解散型基金の設立事業所の事業主の自主解散型納付計画に記載された前項第一号に掲げる額(当該自主解散型基金の設立事業所の事業主が当該自

るに当たり、当該自主解散型基金が、当該承認の申請の日までに業務の運営について著しく努力をし、かつ、当該承認の申請の日においてその事業の継続が極めて困難な状況にあるものとして政令で定める要件に適合すると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回る場合に限る。)は、政府

は、附則第八条の規定にかかわらず、責任準備金相当額を徴収するに当たり、当該自主解散型基金から当該解散した日における年金給付等積立金の額を徴収し、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額を当該事業主の自主解散型納付計画に基づき徴収する。この場合において、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十八条第六項の規定及び附則第二十四条第四項の規定は、適用しない。

2 政府は、前項の規定による徴収を行うに当たり、当該自主解散型基金の設立事業所の事業主の自主解散型納付計画に基づいて、納付の猶予をするものとする。

3 附則第十二条第八項の規定は、第一項の規定により政府が当該自主解散型基金から年金給付等積立金の額を徴収し、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額を徴収する場合について、並びにその設立事業所の事業主の次条第一項に規定する自主解散型納付計画に記載された同条第四項第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間及び額」と読み替えるものとする。

4 政府は、第二項の規定による納付の猶予をしたときは、その旨、当該自主解散型基金の設立事業所の事業主に係る猶予期間及び猶予に係る額その他必要な事項を当該事業主に通知しなけ

ればならない。

(自主解散型納付計画の変更)

第十四条 厚生労働大臣は、政府が前条第二項の規定により納付の猶予をした場合において、その猶予がされた期間内にその猶予がされた額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該自主解散型基金の設立事業所の事業主と、「当該事業主」と、「延長」とあるのは「短縮」と読み替えるものとする。

2 政府は、第一項(前項において準用する場合

事業所の事業主の申請に基づき、その納付の猶予を受けようとする期間の延長その他の当該事項の認定を受けた自主解散型基金の設立事業所の事業主にあつては、三十年)を超えることができる。ただし、その期間は、既に当該事業主につき自主解散型納付計画に基づいて猶予をした期間と併せて十五年(附則第十二条第八項の認定を受けた自主解散型基金の設立事業所の事業主にあつては、三十年)を超えることができる。

3 附則第十二条第八項の規定は、第一項の規定

により政府が当該自主解散型基金の設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を徴収し、その設立事業所の事業主の自主解散型納付計画に基づいて、納付の猶予をすることができる。厚生労働大臣は、前項の規定により承認をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 第二項の規定は、厚生労働大臣が前項の規定

により納付の猶予をした場合において、その財産の状況その他の事情の変化により必要があると認めるときは、当該自主解散型基金の設立事業所の事業主に対し、期限を定めて、その納付の猶予を受けようとする期間の短縮その他の自主

3 附則第十三条第二項又は前条第五項の規定により納付の猶予がされた期間内にその猶予がされた額を納付しないときは、当該自主解散型納付計画の承認を取り消すことができる。

4 第二項の規定は、厚生労働大臣が前項の規定

により納付の猶予をした場合において、その猶予を受けようとする期間の短縮その他の自主

3 附則第十三条第二項又は前条第五項の規定により納付の猶予がされた期間内にその猶予がされた額を納付しないときは、当該自主解散型納付計画の承認を取り消すことができる。

4 第二項の規定は、厚生労働大臣が前項の規定により納付の猶予をした場合において、その猶予を受けようとする期間の短縮その他の自主

3 附則第十三条第二項又は前条第五項の規定により納付の猶予がされた期間内にその猶予がされた額を納付しないときは、当該自主解散型納付計画の承認を取り消すことができる。

4 第二項の規定は、厚生労働大臣が前項の規定により納付の猶予をした場合において、その猶予を受けようとする期間の短縮その他の自主

3 附則第十三条第二項又は第十四条第五項の規定により納付の猶予をしたときには、当該猶予をした際に定めた猶予期間の終了日又は督促状により指定する期限までに納付される徴収金額(督促状により指定する期限までに納付されないことについて、やむを得ない事情があると認められる場合は、当該納付されない徴収金額を含む)当該徴収金額につき自主解散型加算金利率で、納期限の翌日から、徴収金完納の日までの日数によって計算した額

4 第二項の規定は、当該猶予をした際に定めた猶予期間の終了日又は督促状により指定する期限までに納付される徴収金額(督促状により指定する期限までに納付されないことについて、やむを得ない事情があると認められる場合は、当該納付されない徴収金額を含む)当該徴収金額につき自主解散型加算金利率で、納期限の翌日から、徴収金完納の日までの日数によって計算した額

3 政府は、前項の規定により納付の猶予を取り消したときは、その旨を当該自主解散型基金の設立事業所の事業主に通知しなければならない。

4 第二項の規定は、当該猶予をした際に定めた猶予期間の終了日又は督促状により指定する期限までに納付される徴収金額(督促状により指定する期限までに納付されないことについて、やむを得ない事情があると認められる場合は、当該納付されない徴収金額を含む)当該徴収金額につき自主解散型加算金利率で、納期限の翌日から、徴収金完納の日までの日数によって計算した額

3 政府は、前項の規定により納付の猶予を取り消したときは、その旨を当該自主解散型基金の設立事業所の事業主に通知しなければならない。

4 第二項の規定は、当該猶予をした際に定めた猶予期間の終了日又は督促状により指定する期限までに納付される徴収金額(督促状により指定する期限までに納付されないことについて、やむを得ない事情があると認められる場合は、当該納付されない徴収金額を含む)当該徴収金額につき自主解散型加算金利率で、納期限の翌日から、徴収金完納の日までの日数によって計算した額

3 政府は、前項の規定により納付の猶予を取り消したときは、その旨を当該自主解散型基金の設立事業所の事業主に通知しなければならない。

4 第二項の規定は、当該猶予をした際に定めた猶予期間の終了日又は督促状により指定する期限までに納付される徴収金額(督促状により指定する期限までに納付されないことについて、やむを得ない事情があると認められる場合は、当該納付されない徴収金額を含む)当該徴収金額につき自主解散型加算金利率で、納期限の翌日から、徴収金完納の日までの日数によって計算した額

た額につき、年十四・六パーセントの割合で、当該猶予期間の終了日又は当該猶予の取消しがあつた日の翌日から、徵収金完納又は財産差押えの日の前日までの日数によつて計算した額

七号 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保に関する申請と当該承認の申請は同時に行わなければならない。

ら減額責任準備金相当額を徴収する場合及び附則第十三条第一項の規定により政府が当該自主解散型基金から年金給付等積立金の額を徴収する場合について準用する。この場合において、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を

同報告書

六〇

して政令で定める要件に適合すると認めたものを清算型基金として指定することができる。
2 前項の規定による指定は、施行日から起算して五年を経過する日までの間に限り行うことができる。

2 自主解散型基金が附則第十一条第一項の規定による認定の申請及び附則第十二条第一項の承認の申請をし、かつ、附則第十一条第五項の認定

して政令で定める要件に適合すると認めたものを清算型基金として指定することができる。
2 前項の規定による指定は、施行日から起算して五年を経過する日までの間に限り行うことができる。

前項第一号及び第二号イの、自主解散型加算金は、当該自主解散型基金が附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号の規定による解散をした年度における国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

第一項の場合において、徴収金額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る加算金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあつた数収金額を控除した金額によ

4 加算金を計算するに当たり、徴収金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 前各項の規定により計算した金額が百円未満であるときは、加算金は、収取しない。

6 加算金の金額に百円未満の端数があるとき

は、その端数は、切り捨てる。

7 自主解散型基金の設立事業所の事業主は、加算金を二つの預け計算の基礎となる収益金と共にせ

算金をその額の計算の基礎となる衛收金に伊セ
て納付しなければならない。

(責任準備金相当額の特例の適用を受ける自主

解散型基金に対する納付の猶予に関する特例

第十七条 自主解散型基金が附則第十一条第一項の規定による認定の申請及び附則第十二条第一

の規定に該規定の申請方で附則第二二条第一項の承認の申請を行う場合においては、当該認

(自主解散型基金に係る減額責任準備金相当額等の一部の物納)

第十九条 厚生労働大臣は、事業年度の末日ににおける年金給付等積立金の額が責任準備金相当額に政令で定める率を乗じて得た額を下回ることその他その事業の継続が著しく困難なものとして政令で定める要件に適合する存続厚生年金基金であつて、この項の規定による指定の日までに業務の運営について相当の努力をしたものと

一項の規定による指定を受けた日」と、同項第四号中「附則第三十一」条第一項の認可を受けた基金であるとした場合における当該基金の」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第十一

九条第一項の規定による指定を受けた基金であるとした場合における当該基金」と読み替えるものとする。

6 附則第十一項第三項の規定は、清算型基金について準用する。この場合において、同項中「当該申請をした」とあるのは、「附則第十九条第一項の規定による指定を受けた」と読み替えるものとする。

7 清算型基金は、当該清算型基金の清算に関する計画(以下「清算計画」という。)を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、その承認を受けなければならぬ。

8 清算計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 清算計画による認定の申請又は附則第二十一条第一項の承認の申請をする意思の有無

三 当該清算型基金の清算人の氏名又は名称及び住所

四 その他厚生労働省令で定める事項

9 清算型基金は、第七項の承認を受けたときは、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項の規定にかかわらず、解散する。

10 清算型基金(次条第一項の規定による認定の申請をしたもの及び附則第二十一条第一項の承認の申請をしたものと除外する。)について附則第十一条の規定を適用する場合においては、同条第一

項中「附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受けた存続厚生年金基金」とあるのは「清算型基金(附則第二十条第一項の規定による認定の申請をしたもの及び附則第二十一条第一項の承認の申請をしたものと除外する。)」と、「次の各項の規定による認定の申請をしたものとされる」とある。

6 附則第十一項第八項の規定は、前項の規定による改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の規定による認定の申請をした清算型基金から減額責任準備金相当額とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号)附則第十一項第七項に規定する減額責任準備金相当額」とする。

7 清算型基金は、前項の規定による改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受ける際には、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号)附則第十一項第七項に規定する減額責任準備金相当額」とする。

8 清算型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例

第二十条 清算型基金は、前条第七項の承認の申請をする際に、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、責任準備金相当額の減額を可とする旨の認定を申請することができる。

二 清算型基金の清算人の氏名又は名称及び住所

四 その他厚生労働省令で定める事項

9 清算型基金は、第七項の承認を受けたときは、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項の規定にかかわらず、解散する。

10 清算型基金(次条第一項の規定による認定の申請をしたもの及び附則第二十一条第一項の承認の申請をしたものと除外する。)について附則第十一条の規定を適用する場合においては、同条第一

項中「附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受けた存続厚生年金基金」とあるのは「清算型基金(附則第二十条第一項の規定による認定の申請をしたものと除外する。)」と、「次の各項の規定による認定の申請をしたものとされる」とある。

6 附則第十一項第八項の規定は、前項の規定による改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の規定による認定の申請をした清算型基金から減額責任準備金相当額とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号)附則第十一項第七項に規定する減額責任準備金相当額」とする。

7 清算型基金は、前項の規定による改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受ける際には、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号)附則第十一項第七項に規定する減額責任準備金相当額」とする。

8 清算型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例

第二十条 清算型基金は、前条第七項の承認の申請をする際に、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、責任準備金相当額の減額を可とする旨の認定を申請することができる。

二 清算型基金の清算人の氏名又は名称及び住所

四 その他厚生労働省令で定める事項

9 清算型基金は、第七項の承認を受けたときは、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項の規定にかかわらず、解散する。

10 清算型基金(次条第一項の規定による認定の申請をしたもの及び附則第二十一条第一項の承認の申請をしたものと除外する。)について附則第十一条の規定を適用する場合においては、同条第一

項中「附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受けた存続厚生年金基金」とあるのは「清算型基金(附則第二十条第一項の規定による認定の申請をしたものと除外する。)」と、「次の各項の規定による認定の申請をしたものとされる」とある。

6 附則第十一項第八項の規定は、前項の規定による改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の規定による認定の申請をした清算型基金から減額責任準備金相当額とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号)附則第十一項第七項に規定する減額責任準備金相当額」とする。

7 清算型基金は、前項の規定による改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受ける際には、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号)附則第十一項第七項に規定する減額責任準備金相当額」とする。

8 清算型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例

第二十条 清算型基金は、前条第七項の承認の申請をする際に、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、責任準備金相当額の減額を可とする旨の認定を申請することができる。

二 清算型基金の清算人の氏名又は名称及び住所

四 その他厚生労働省令で定める事項

9 清算型基金は、第七項の承認を受けたときは、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項の規定にかかわらず、解散する。

10 清算型基金(次条第一項の規定による認定の申請をしたもの及び附則第二十一条第一項の承認の申請をしたものと除外する。)について附則第十一条の規定を適用する場合においては、同条第一

立している場合にあつては、当該清算型基金を設立していける各事業主の清算型納付計画に記載された同号に掲げる額の合計額)とを合算して得た額は、当該清算型基金の責任準備金相当額でなければならない。

厚生労働大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる全ての

るものとする。この場合において、当該清算型基金及びその設立事業所の事業主の清算型納付計画の承認は、同時に行うものとする。

一 当該清算型基金が当該申請の日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適合するものであること。

一項の規定により提出した清算型納付計画が、第四項第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間が五年以内（五年以内に納付することができないやむを得ない理由があると認められるときは、十年以内）であることその他該事業主が同項第一号に掲げる額を確実に納付するために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

厚生労働大臣は、前項の規定により承認するに当たり、当該清算型基金が、当該承認の申請の日までに業務の運営について著しく努力をし、かつ、当該承認の申請の日においてその事業の継続が極めて困難な状況にあるものとして政令で定める要件に適合すると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

8 厚生労働大臣は、前項の規定により認定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議

9 会の意見を聽かなければならぬ。
第一項の承認の申請をした清算型基金について
て附則第十条の規定を適用する場合において

は、同条第一項中「附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前

受けた存続厚生年金基金」とあるのは「清算型基金」であつて、附則第二十一条第一項の承認の申請をしたもの」と、「次の各号に掲げる認可又は承認前においても、当該各号に定める」とあるのは「附則第十九条第七項の承認前においても、附則第二十二条第一項の」と、「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額」(次条第一項に規定する年金給付等積立金の額をいいう。第三項において同じ。)と、同条第三項中「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額」とする。

（清算型基金の承認を受けて解散した場合における責任準備金相当額の納付の猶予等）

定により解散したとき(当該解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回る場合に限る。)は、政府は、附則第八条の規定にかかわらず、責任準備金相当額を徴収するに当たり、当該清算型基金から当該解散した日における年金給付等積立金の額を徴収し、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額を当

該事業主の清算型納付計画に基づき徴収する。
この場合において、附則第五条第一項の規定に

よりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第六項の規定及び附則第三十四条第四項の規定は、適用しない。

政府は、前項の規定による徵収を行うに当たり、当該清算型基金の設立事業所の事業主の清算料金に対する内訳の旨を、

。附則第十一條第八項の規定は、第一項の規定により政府が当該清算型基金から年金給付等積立金の額を徴収し、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額を徴収する場合について準用する。この場合において、同条第八項第二号中「及び減額責任準備金相当額」とあるのは、「並

びにその設立事業所の事業主の附則第二十一条
第一項に規定する清算型納付計画に記載された
同条第四項第二号に掲げる納付の猶予を受けよ

うとする期間及び額」と読み表されるものとする。
附則第十二条第四項の規定は、第一項の規定
により政府が納付の猶予をした場合について進
用する。この場合において、必要な技術的読替
えは、政令で定める。

(準用規定)

第二十三条 附則第十四条第一項から第十九項までの規定は、政府が前条第二項の規定による納付の猶予をした場合について準用する。この場合において、附則第十四条第一項、第三項及び第四項、第十五条第一項及び第三項並びに第十六条第一項、第二項及び第七項中「自主解散型基金」

とあるのは「清算型基金」と、附則第十四条第二項中「自主解散型納付計画の」とあるのは「清算

型納付計画附則第二十一条第一項に規定する清算型納付計画を「清算型納付計画を」と、「自主解散型納付計画を」とあるのは「清算型納付計

画に」と、附則第十二条第八項とあるのは「附則第二十一条第七項」と、同条第三項から第五項まで

「自主解散型納付計画」とあるのは「清算型納付計画」と、附則第十六条第一項及び第二項中「自己解散型加算金利率」とあるのは「清算型加算金利率」と、同項中「附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百四十五条第一項第一号又は第二号」とあるのは「附則第十九条第九項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替え

は、政令で定める。
(責任準備金相当額の特例の適用を受ける清算型基金に対する納付の猶予に関する特例)

第二十四条 溝算基盤基金が附則第二十一条第一項の規定による認定の申請及び附則第二十二条第一項の承認の申請をし、かつ、附則第二十条第一項の認定を受けた場合においては、同条第三項から第五項までの規定は適用せず、附則第二十二条第一項及び第五项、第二十二条第一項及び

第三項並びに第六十九条第一項の規定の適用については、附則第二十一条第一項中「清算型基金及び」とあるのは「清算型基金」であつて、前条第二項の認定を受けたもの及び」と、同項及び同条第五項中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」とある。一項中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」とある。

額責任準備金相当額」と、同項及び同条第三項「から責任準備金相当額」とあるのは、「から減額責任準備金相当額」とあると、同項中「及び減額責任準備金相当額」とあるのは、「とあるのは、「減額責任準備金相当額」とあるのは、「減額責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額をそれぞれ徴収する場合及び」があるのは、「減額責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額をそれぞれ徴収する場合及び」とする。

(清算型基金に係る減額責任準備金相当額等の一部の物納)

第二十五条 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定は、附則第二十条第三項の規定により政府が当該清算型基金から減額責任準備金相当額を徴収する場合及び附則第二十二条第一項の規定により政府が当該清算型基金から年金給付等積立金の額を徴収する場合について準用する。この場合において、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条第二項中「第一百一条第二項の厚生労働大臣の承認又は第百十二条第一項の厚生労働大臣の認可」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第十九条第七項の承認」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

を有するものとされた改正前保険法附則第二条の十三の規定は、前項の規定により附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十二条の規定を準用して物納をする場合について准用する。この場合において、必要な技術的読解等は、政令で定める。

(政令への委任)

第二十六条 附則第十一条から前条までに定めるもののほか、自主解散型基金及び清算型基金に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条 この法律の施行の際に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第一項の規定によりされていける申出は、附則第十一項の規定によりされた認定の申請とみなす。この場合において、同条第三項中「当該申請をした日」とあらるのは、「施行日」とする。

施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額基金の任準備金相当額を徴収することとされた特定基金(同条第一項に規定する特定基金をいう。以下同じ。)であつて清算中のものについては、同条第三項から第七項まで並びに改正前厚生年金保険法附則第三十八条、第三十九条第一項及び第四十条の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定並びに改正前厚生年金保険法附則第三十八条第三項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前厚生年金保険法附則第三十九条第一項

項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号)附則第三条第十五号に規定する存続連合会又は同条第十三号に規定する存続連合会又は同条第十五号に規定する連合会」とするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第二十八条 施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項の承認の申請をした特定基金施行日前に解散したもの(除く。)については、同条(第二項を除く。)並びに改正前厚生年金保険法附則第三十五条、第三十六条、第三十八条、第三十九条第一項及び第四十条の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十四条第六項において準用する改正前厚生年金保険法附則第三十三条第四項及び第五項の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十四条第八項及び第三十六条第八項において準用する改正前厚生年金保険法附則第三十三条第七項の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十六条第八項において準用する改正前厚生年金保険法附則第三十四条第七項の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十六条第八項において準用する改正前厚生年金保険法附則第三十四条第八項及び第三十六条第八項において準用する改正前確定給付企業年金法第一百四十四条の規定並びに改正前厚生年金保険法附則第三十八条第三項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前厚生年金保険法附則第三十九条第一項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改

正する法律(平成二十一年法律第号)附則
第三条第十三号に規定する存続連合会又は同条
第十五号に規定する連合会」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項の承認を受けた特定基金が附則第十一条第七項の規定により減額責任準備金相当額を徴収される場合においては、同項後段並びに附則第八十二条第一項第二号及び第八十三条第一項の規定は適用せず、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項、第五項、第六項及び第八項の規定の適用については、同条第一項、第五項及び第八項中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」と、同条第六項中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」と、「次条第五項」と、「減額責
備金相当額を」と、「次条第五項」と、「減額責
任準備金相当額」とあるのは「責任準備金相当額」と、「それぞれ」とあるのは「次条第五項」と「とする。」

のとされた改正前厚生年金保険法附則第三十九条第一項の規定により連合会が同項の業務を行う場合においては、改正後確定給付企業年金法第百二十二条中「この法律」とあるのは、「この法律又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)附則第二十七条第一項若しくは第二十八条第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十九条第一項」とする。

3 前二項に定めるもののほか、前二項に規定する場合におけるこの附則又は改正後確定給付企業年金法の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(清算未了特定基金型納付計画の承認)

第三十条 清算未了特定基金(附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十六条第一項第二号の規定の適用を受けたことがないものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の設立事業所の事業主(当該清算未了特定基金を共同して設立している場合にあつては、当該清算未了特定基金を設立している各事業主。第七項第一号において同じ。)は、それぞれ、責任準備金相当額(当該清算未了特定基金が改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた場合にあつては、当該減額責任準備金相当額。次条第一項において同じ。)のうち自らが納付すべき額について、その納付に関する計画(以下「清算未了特定基金型納付計

3 2 1 2 3 4 5

「画」という。)を作成し、当該清算未了特定基金の同意を得た上で、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、当該清算未了特定基金型納付計画について適当である旨の承認を受けることができる。

前項の承認の申請は、施行日から起算して一年を経過する日までの間に限り行うことができる。

第一項の承認の申請は、当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主が当該清算未了特定基金を共同して設立している場合にあっては、当該清算未了特定基金を設立している各事業主が同時にを行わなければならない。

清算未了特定基金型納付計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該事業主が納付すべき額

二 当該事業主が納付の猶予を受けようとする期間及び額

三 その他厚生労働省令で定める事項

第一項の承認の申請を行う場合において、当該清算未了特定基金型納付計画に記載された項目第一号に掲げる額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算した額から第三号に掲げる額と第四号に掲げる額とを合算した額を控除した額でなければならない。

一 当該清算未了特定基金が附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項に規定する納付計画(当該納付計画が附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十五条第一項又は第二項の規

定により変更されている場合にあつては、当該変更前の当該納付計画。第三号において単に「納付計画」という)に基づき、改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定により読み替えて適用する改正前厚生年金保険法第一百三十八条第六項の規定により当該事業主から徴収することとした額に相当する額二、前号に掲げる額につき調整利率で、附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定による徴収金の納期限(第七項第一号において単に「納期限」という)の翌日から第一項の承認の申請の日の前日までの日数によって計算した額三、清算未了特定基金が既に納付した徴収金額のうち、当該清算未了特定基金が、その納付計画に基づき、附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定により読み替えて適用する附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第六項の規定により当該事業主から徴収した額に相当する額四、前号に掲げる額につき調整利率で、清算未了特定基金が当該額を納付した日の翌日から、第一項の承認の申請の日の前日までの日数によって計算した額前項第二号及び第四号の調整利率は、平成十七年度以後の各年度における年金特別会計の厚生年金勘定の積立金の運用の実績を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

官 報 (号 外)

7

厚生労働大臣は、第1項の承認の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる全ての要件に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主が当該清算未了特定基金を共同して設立しているときは、当該清算未了特定基金を設立している各事業主の清算未了特定基金型納付計画の承認は、同時に行うものとする。

当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主が第一項の規定により提出した清算未了特定基金型納付計画が、第四項第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間の全部が当該清算未了特定基金の納期限の翌日から起算して三十年以内にあることその他当該事業主が同項第一号に掲げる額を確実に納付するため必要なものとして厚生労働省令で定める

二 要件に適合するものであること
当該清算未了特定基金について、その猶予
がされた額を納付することができないやむを
得ない理由があること。

厚生労働大臣は、前項の規定により承認をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。
(清算未了特定基金型納付計画の承認を受けて解散した場合における責任準備金相当額の納付の猶予等)

定基金が既に納付した額を除く。第三項において同じ。)を免除し、その設立事業所の事業主から前条第四項第一号に掲げる額を当該事業主の清算未了特定基金型納付計画に基づき徴収する。この場合において、附則第二十七条第二項

4
附則第十三條第四項の規定は、第二項の規定により政府が納付の猶予をした場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十二条 附則第十四条から第十六条までの規定は、政府が前条第二項の規定による納付の猶予をした場合について準用する。この場合において、附則第十四条第一項中「当該自主解散型基金」とあるのは「その猶予を受けた清算未了特定基金」(附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金をいう。以下同じ。)と、「の自主解散型納付計画」とあるのは「の清算未了特定基金型納付計画」(附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金型納付計画をいう。以下同じ。)と、「既に当該事業主につき自主解散型納付計画に基づいて猶予をした期間と併せて十五年(附則第十二条第八項の認定を受けた自主解散型基金の設立事業所の事業主にあっては、三十年)」とあるのは「附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定による徴収金の納期限の翌日から起算して三十年」と、同条第三項並びに附則第十五条第一項及び第三項並びに第十六条第一項、第二項及び第七項中「自主解散型基金」とあるのは「清算未了特定基金」と、附則第十四条第三項から第五項まで並びに第十五条第一項及び第二項中「自主解散型納付計画」とあるのは「清算未了特定基金型納付計画」と、附則第十四条第四項中「当該自主解散型基金の設立事業所の事業主の財産」とあるのは「その猶予を受けた清算未了特定基金(附則第三十条第一項に規定する清算未

了特定基金をいう。以下同じ。の設立事業所の事業所の事業主」と、「当該自主解散型基金の設立した清算未了特定基金(附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金をいう。以下同じ。)の設立事業所の事業主」とあるのは「その猶予を受けた清算未了特定基金(附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金をいう。以下同じ。)の設立第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十五条第一項第一号又は第二号の規定による解散をした」とあるのは「附則第三十条第一項の承認を受けた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。(施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例)

第三十三条 施行日から起算して五年を経過した日以後において、存続厚生年金基金(附則第十二条第一項の規定による認定の申請又は附則第十二条第一項の承認の申請をしている自主解散型基金及び清算型基金を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれにも該当するときは、厚生労働大臣は、当該存続厚生年金基金が附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四百七十九条第五項第四号に該当するものとみなすことができる。

一 存続厚生年金基金の事業年度の末日(以下この項において「基準日」という。)における年金給付等積立金の額が、当該基準日における当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る責任準備金相当額に一・五を乗じて得た額を下回るとき。

官 報 (号外)	
<p>二 基準日における年金給付等積立金の額が、次に掲げる額の合計額を下回るとき。</p> <p>イ 当該基準日における当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る責任準備金相当額</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者について当該基準日までの加入員があつた期間(当該存続厚生年金基金の加入員となる前の期間その他政令で定める期間を含む。)に係る年金たる給付(附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十二条第二項に規定する額に相当する部分を除く。)又は一時金たる給付にする費用の額の予想額を計算し、これらの予想額の合計額の現価として厚生労働大臣の定めるところにより計算した額 <p>3 前項の規定により残余財産を分配する場合において、清算人の職務の執行による費用は、存続厚生年金基金が負担する。</p> <p>4 解散した存続厚生年金基金の残余財産は、規約で定めるところにより、その解散した日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っていた者に分配しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により残余財産を分配する場合においては、同項に規定する者に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。</p> <p>(解散存続厚生年金基金の残余財産の確定給付企業年金への交付)</p> <p>第三十五条 施行日以後に解散した存続厚生年金基金(当該解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回るもの)は、規約で定めるところにより、その設立事業所(政令で定める場合にあっては、設立事業所の一部。以下この項及び次条において同じ。)は、規約で定めるところにより、その設立事業所をいう。以下この項において同じ。)と施事業所をいう。以下この項において同じ。)となつている場合又は実施事業所となる場合であつて、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該存続厚生年金基金から前条第四項の規定により当該設立事業所に使用される解消基金加入員等(解散した厚生年金基金</p> <p>2 前項の規定により清算人となる者がないと選任する。</p> <p>一 前項の規定により清算人となる者がないときは、</p> <p>二 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。</p> <p>3 前項の場合において、清算人の職務の執行による費用は、存続厚生年金基金が負担する。</p> <p>4 解散した存続厚生年金基金の残余財産は、規約で定めるところにより、その設立事業所の事業主(当該事業主が中小企業退職金共済法(昭和二十四年法律第百六十号)第二条第一項に規定する中小企業者である場合に限る。以下この条において同じ。)がその雇用する解散基業加入員(解散した厚生年金基金がその解散した日において老齢年金給付の支給に関する義務を負っていた者をいう。以下同じ。)を中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者として同条第三項に規定する退職金共済契約(以下この条において単に「退職金共済契約」という。)を締結した場合には、附則第三十四条第四項の規定により当該退職金共済契約の被共済者となつた解消基金加入員に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)のうち被共済者持分額(当該残余財産のうち、当該被共済者となつた解消基金加入員の持分として厚生労働省令で定める方法により算定した額をいう。)に申し出ることができる。この場合において、同項中「残余財産」とあるのは、「残余財産(附則第三十六条第一項の規定による申出に従い交付されたものを除く。)」とする。</p> <p>2 機構が前項の規定による申出に従い残余財産のうち被共済者持分額の範囲内の額の交付を受けた場合において、当該交付された額(以下この</p>	<p>がその解散した日において年金たる給付の支給に関する義務を負っていた者をいう。以下同じ。)に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)の交付を受けることができる旨が定められているときは、当該確定給付企業年金の事業主等(改正後確定給付企業年金の資産管理運用機関等(改正後確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。)への交付を申し出ることができる。</p> <p>2 当該確定給付企業年金の事業主等は、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が前項の規定による申出に従い残余財産の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、規約で定めることにより、当該解消基金加入員等に対し、改正後確定給付企業年金法第二十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる給付(以下「老齢給付金等」という。)の支給を行ふものとする。</p> <p>3 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が第一項の規定による申出に従い残余財産の交付を受けたときは、前条第四項の規定の適用について、当該確定給付企業年金の事業主等は、第二項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該解消基金加入員等に通知しなければならない。</p> <p>4 当該確定給付企業年金の事業主等は、第二項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該解消基金加入員等に通知しなければならない。</p> <p>5 当該確定給付企業年金の事業主等は、解消基金加入員等の所在が明らかでないため前項の規定による通知をすることができないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を公告し</p>

の条において「交付額」という。)のうち、当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数掛金の納付があつた月数をいう。次項において同じ。)に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者が存続厚生年金基金の加入員であった期間の月数を超えることができない。

3 交付額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、中小企業退職金共済法第十一条第一項ただし書き及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 十一月以下 当該交付のあつた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率による計算をして得た元利合計額(当該交付のあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余額」とい

う。)

二 十二月以上 中小企業退職金共済法第十一条第二項の規定により算定した額に計算後残余額を加算した額

前項の残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者に係る当該退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、中小企业

の条において「交付額」という。)のうち、当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額につ

いては、厚生労働省令で定めるところにより、

政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共

済者に係る掛金納付月数掛金の納付があつた

月数をいう。次項において同じ。)に通算するも

のとする。この場合において、その通算すべき

月数は、当該退職金共済契約の被共済者が存続

厚生年金基金の加入員であった期間の月数を超

えることができない。

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

第八十五条の三 厚生年金基金又は企業年金連合会		公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第三条第十三号に規定する存続連合会
企業年金連合会	第一百四十九条第一項	基金は、中途脱退者及び解散した基金が老齢年金給付の支給に関する義務を負っていた者(以下「解散基金加入員」という。)に係る老齢年金給付の支給を共同して行うとともに、第一百六十五条から第一百六十五条の三までに規定する年金給付等積立金の移換
平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会	平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「基金」という。)は、中途脱退者解散した基金が老齢年金給付の支給に関する義務を負っていた者(以下「解散基金加入員」といいう。)に、確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者及び同法第九十一条の二十第一項に規定する終了制度加入者等に係る平成二十五年改正法附則の規定による存続連合会老齢給付金の支給を共同して行うとともに、平成二十五年改正法附則第五十三条から第五十九条までに規定する年金給付等積立金又は積立金の移換	平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「基金」といいう。)は、中途脱退者解散した基金が老齢年金給付の支給に関する義務を負っていた者(以下「解散基金加入員」といいう。)に、確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者及び同法第九十一条の二十第一項に規定する終了制度加入者等に係る平成二十五年改正法附則の規定による存続連合会老齢給付金の支給を共同して行うとともに、平成二十五年改正法附則第五十三条から第五十九条までに規定する年金給付等積立金又は積立金の移換

号	第一百五十三条第一項第八	年金給付等積立金	年金給付等積立金及び積立金	年金給付等積立金及び積立金	年金給付等積立金及び積立金	年金給付等積立金及び積立金	(平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十一条の二第二項に規定する中途脱退者及び同法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。以下同じ。)
第一百七十六条の二第一項	第一百七十六条第二項	基金及び連合会	基金又は連合会	基金又は連合会	年金給付等積立金	年金給付等積立金及び積立金	
第一百七十六条の二第一項	第七項	基金及び連合会	基金及び連合会	連合会	年金給付等積立金	年金給付等積立金及び積立金	
第一百七十六条の二第一項	第十一条第九項	連合会	連合会	連合会	年金給付等積立金	年金給付等積立金及び積立金	
第一百七十六条の二第一項	平成二十五年改正法附則第四	連合会	連合会	連合会	年金給付等積立金	年金給付等積立金及び積立金	
第一百七十六条の二第一項	基金(第一百十一条第一項若しくは第一百四十三条第四項の規定に基づき基金を設立しようとする事業主又は第百四十二条第二項の規定に基づき合併により基金を設立しようとする設立委員会を含む。)又は連合会	年金給付等積立金	年金給付等積立金及び積立金	年金給付等積立金	年金給付等積立金	年金給付等積立金	

官報(号外)

第一百七十七条	基金及び連合会	連合会	
第一百七八条第一項	基金又は連合会	連合会	
第一百七十九条第一項	基金若しくは連合会	連合会	
第一百七十九条第二項	基金又は連合会	連合会	
第一百七十九条第三項	基金若しくは連合会	連合会	
第一百七十九条第四項	基金又は連合会	連合会	
	存続連合会について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
改正後厚生年金保険法第三十四条第一項	の積立金	の積立金及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第七十二条において準用する平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第三条第十号に規定する存続連合会
改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号	第九項		

改正後確定拠出年金法第五十四条の二第一項	企業年金連合会(確定給付企業年金法第九十二条の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。)	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第三条第十号に規定する存続連合会	第九条の三第二項及び第四项並びに第九条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。)
改正後確定拠出年金法第五十四条の二第一項	企業年金連合会の規約で定める積立金(確定給付企業年金法第五十九条第一項並びに平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第四	存続連合会の規約で定める年金給付等積立金等(平成二十五年改正法附則第五十五条第一項に規定する年金給付等積立金等をいう。)若しくは積立金(平成二十五年改正法附則第五十七条第一項	第九条の三第二項及び第四项並びに第九条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。)

- 4 前二項に定めるもののほか、存続連合会についての第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定並びに改正後厚生年金保険法、改正後確定給付企業年金法及び改正後確定拠出年金法の規定の適用に関する必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第三十九条 改正後確定給付企業年金法第九十一条の第四第二項の規定は、存続連合会については、適用しない。

(存続連合会の業務)

第四十条 存続連合会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 附則第四十二条第二項の規定により脱退一時金附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金をいう。附則第四十二条第四項において同じ。)の額に相当する額附則第四十二条において「基金脱退一時金相当額」という。)の移換を受け、附則第四十二条第三項の規定により基金中途脱退者(厚生年金基金の加入員の資格を喪失した日において当該厚生年金基金が支給する老齢年金給付の受給権を有する者を除く。)であつて、政令で定めるところにより計算したその者の当該厚生年金基金の加入員であつた期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下同じ。)又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金(一時金として支給するものに限る。次

二 附則第四十三條第二項の規定により同条第三項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により解散基金加入員又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

三 附則第四十六條第二項の規定により脱退一時金(改正後確定給付企業年金法第二十九條第一項第二号に規定する脱退一時金をいう。)相当する額(附則第四十六條において「確定給付企業年金脱退一時金相当額」という。)の移換を受け、附則第四十六條第三項の規定により改正後確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者(以下「確定給付企業年金中途脱退者」という。)又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

四 附則第四十七条第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

存続連合会は、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 附則第四十四条第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条

第三項の規定により同条第一項に規定する解散基金加入員等又はその遺族について存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

二 附則第四十五条第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項又は第五項の規定により同条第一項に規定する解散基金加入員等又はその遺族について存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

三 附則第五十三条第四項若しくは第六項、第五十四条第二項、第五十五条第二項又は第五十六条第二項の規定により年金給付等積立金又は積立金の移換を行うこと。

四 附則第四十八条第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について存続連合会障害給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

五 附則第四十九条第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項又は第五項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

六 附則第五十七条第二項、第五十八条第二項又は第五十九条第二項の規定により積立金の移換を行うこと。

存続連合会は、前二項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 附則第六十一条第一項の規定によりなおそ

の効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条第五項の規定により老齢年金給付の支給に関する義務を承継している基金中途脱退者について老齢年金給付の支給を行い、及び附則第六十一条第二項の規定により基金中途脱退者に係る老齢年金給付の額を加算し、又は死亡一時金その他の一時金たる給付の支給を行うこと。

二 附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第二項又は第五項の規定により解散基金加入員に対する老齢年金給付の支給又は解散基金加入員に係る老齢年金給付の額の加算若しくは死亡一時金その他の一時金たる給付の支給を行い、及び附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第二項の規定により解散基金加入員等について死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行うこと。

三 附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条第四項若しくは第六項、附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条の二第二項又は附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条の二第二項又は附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有す

十五条の三第二項の規定により年金給付等積立金の移換を行うこと。
四 附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項の規定により確定給付企業年金中途脱退者又はその遺族について同項の老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。
五 附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十三条第三項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について同条第三項の老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。
六 附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十五条の四第三項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について同条第三項の障害給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。
七 附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十五条の五第三項又は第五項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について同条第三項の遺族給付金又は同条第五項の遺族給付金の支給を行うこと。
八 附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十五条の四第二項、附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第二项の規定により行うことができる。
九 附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百五十五条の四第二項、附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第二项の規定により行うことができる。

第百十五条の五第二項又は附則第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第二项の規定により積立金の移換を行うこと。
四 存続連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号又は第二号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
一 厚生年金基金の拠出金等を原資として行う次に掲げる事業
イ 解散基金加入員に支給する老齢年金給付（附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十一条第二項の老齢年金給付をいう。以下このイにおいて同じ。）又は存続連合会老齢給付金につき一定額が確定するよう、老齢年金給付又は存続連合会老齢給付金の額を付加する事業
ロ 存続厚生年金基金に対し、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十一条の承認若しくは附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第二项の認可を受けるために要する費用又は附則第五条第一項の規定によりな

成する事業
ハ 存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付等につき一定額が確保されるよう、存続年金基金の年金給付等積立金の額を付加する事業
二 事業主等が支給する老齢給付金等につき一定額が確保されるよう、事業主等の拠出金等を原資として、事業主等の積立金（改正後確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金をいう。）の額を付加する事業
三 会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるもの
四 存続連合会は、厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者並びに確定給付企業年金その他附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百五十八条の五第二号に規定する年金制度の加入者及び加入者であつた者（以下この項において「厚生年金基金の加入員等」という。）の福祉を増進するため、規約で定めるところにより、厚生年金基金の加入員等の福利及び厚生に関する事業を行うことができる。

第五条の規定により読み替えて適用する改正後確定拠出年金法第四十八条の二の規定による委託を受けて、情報収集等業務（同条に規定する情報収集等業務をいう。次条第三号において同じ。）を行うことができる。
ハ 存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付等につき一定額が確保されるよう、存続年金基金の年金給付等積立金の額を付加する事業
二 事業主等が支給する老齢給付金等につき一定額が確保されるよう、事業主等の積立金（改正後確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金をいう。）の額を付加する事業
三 会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるもの
四 存続連合会は、厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者並びに確定給付企業年金その他附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百五十八条の五第二号に規定する年金制度の加入者及び加入者であつた者（以下この項において「厚生年金基金の加入員等」という。）の福祉を増進するため、規約で定めるところにより、厚生年金基金の加入員等の福利及び厚生に関する事業を行うことができる。
五 存続連合会は、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十条第五項の規定による委託を受けて、存続厚生年金基金の業務の一部を行なうことができる。
六 存続連合会は、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十条第五項の規定による委託を受けて、存続厚生年金基金の業務の一部を行なうことができる。
七 存続連合会は、附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する改正後確定給付企業年金法第九十三条の規定による委託を受けて、事業主等の業務の一部を行なうことができる。
八 存続連合会は、附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する改正後確定給付企業年金法第九十三条の規定による委託を受けて、事業主等の業務の一部を行なうことができる。

(基金中途脱退者に係る措置)

第四十二条 基金中途脱退者は、存続厚生年金基金に基金脱退一時金相当額の存続連合会への移換を申し出ることができる。

申出があつたときは、存続連合会に当該申出に係る基金脱退一時金相当額を移換するものとする。

2 当該存続厚生年金基金は、前項の規定による申出があつたときは、存続連合会に当該申出に係る基金脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により基金脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該基金中途脱退者又はその遺族に対し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

4 存続厚生年金基金は、第二項の規定により基金脱退一時金相当額を移換したときは、当該基金中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

5 存続連合会は、第三項の規定により存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行なうものとする。

6 存続連合会は、前項の規定による通知を行なうこととなつたときは、その旨を当該基金中途脱退者又はその遺族に通知しなければならない。

6 前条第六項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

第四十四条 存続連合会が附則第四十条第二項第一号に掲げる業務を行つてゐる場合にあつては、解散基金加入員等(当該存続厚生年金基金が解散した日において附則第五条第一項の規定により解散した日において附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第三項の規定により支給する死亡を支給理由とする年金たる給付の受給権を有していた者に限る。以下この条において同じ。)は、当該存続厚生年金基金の清算人に附則第三十四条第四項の規定により解散基金加入員等に分配すべき残余財産(以下この条规定により解散基金加入員に分配すべき残余財産)の受給権を有していた者に限る。以下この条において同じ。)は、当該存続厚生年金基金の清算人に附則第三十四条第四項の規定により解散基

産(以下この条において「残余財産」という。)の存続連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該存続厚生年金基金は、前項の規定による申出があつたときは、存続連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該解散基金加入員又はその遺族に對し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行なうものとする。

4 存続連合会が第二項の規定により残余財産の移換を受けたときは、附則第三十四条第四項の規定の適用については、当該残余財産は、当該解散基金加入員又はその遺族に分配されたものとみなす。

5 存続連合会は、第三項の規定により存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行なうこととなつたときは、その旨を当該解散基金加入員又はその遺族に通知しなければならない。

6 前条第六項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

第四十五条 存続連合会が附則第四十条第二項第二号に掲げる業務を行つてゐる場合にあつては、解散基金加入員等(当該存続厚生年金基金が解散した日において附則第五条第一項の規定により解散した日において附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第三項の規定により支給する死亡を支給理由とする年金たる給付の受給権を有していた者に限る。以下この条において同じ。)は、当該存続厚生年金基金の清算人に附則第三十四条第四項の規定により解散基

金加入員等に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)の存続連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該存続厚生年金基金は、前項の規定による申出があつたときは、存続連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該解散基金加入員等又はその遺族に對し、存続連合会障害給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行なうものとする。

4 改正後確定給付企業年金法第四十九条、第五十一条第一項及び第三項、第五十三条並びに第五十四条の規定は、前項の存続連合会遺族給付金について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「次条第二項」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「次条第三項」と、「存続連合会老齢給付金」とあるのは「存続連合会障害給付金」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する改正後確定給付企業年金法第五十一条第一項の規定にかかるわらず、当該解散基金加入員等が死亡したときは、存続連合会の規約で定めるところにより、当該解散基金加入員等の次の順位の遺族に存続連合会遺族給付金(一時金として支給するものに限る。次項において同じ。)を支給することができる。

6 前項の遺族は、当該解散基金加入員等に係る改正後確定給付企業年金法第四十八条各号に掲げる者とし、存続連合会遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、存続連合会の規約で定めるところによる。この場合において、同条第一号中「給付対象者」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)附則第四十五条第一項に規定する解散基金加入員等(以下この条において「解

散基金加入員等に係る措置)

第四十三条 解散基金加入員は、解散した存続厚生年金基金の清算人附則第三十四条第四項の規定により解散基金加入員に分配すべき残余財産(以下この条规定により解散基金加入員に分配すべき残余財産)の受給権を有していた者に限る。以下この条において同じ。)は、当該存続厚生年金基金の清算人に附則第三十四条第四項の規定により解散基

産(以下この条において「残余財産」という。)の存続連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該存続厚生年金基金は、前項の規定による申出があつたときは、存続連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該解散基金加入員等又はその遺族に對し、存続連合会障害給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行なうものとする。

4 存続連合会が第二項の規定により残余財産の移換を受けたときは、附則第三十四条第四項の規定の適用については、当該残余財産は、当該解散基金加入員又はその遺族に分配されたものとみなす。

5 存続連合会は、第三項の規定により存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行なうこととなつたときは、その旨を当該解散基金加入員又はその遺族に通知しなければならない。

6 前条第六項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

第四十四条 存続連合会が附則第四十条第二項第一号に掲げる業務を行つてゐる場合にあつては、解散基金加入員等(当該存続厚生年金基金が解散した日において附則第五条第一項の規定により解散した日において附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第三項の規定により支給する死亡を支給理由とする年金たる給付の受給権を有していた者に限る。以下この条において同じ。)は、当該存続厚生年金基金の清算人に附則第三十四条第四項の規定により解散基

金加入員等に分配すべき残余財産(以下この条规定により解散基金加入員に分配すべき残余財産)の受給権を有していた者に限る。以下この条において同じ。)は、当該存続厚生年金基金の清算人に附則第三十四条第四項の規定により解散基

散基金加入員等」という。」と、同条第二号及び第三号中「給付対象者」とあるのは「解散基金加入員等」とする。

7 附則第四十三条第四項及び第五項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「附則第四十五条第二項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「附則第四十五条第三項」とあるのは「存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金」とあるのは「存続連合会遺族給付金」と読み替えるものとする。

8 附則第四十二条第六項の規定は、前項において読み替えて準用する附則第四十三条第五項の規定による通知について準用する。

(確定給付企業年金中途脱退者に係る措置)
第四十六条 確定給付企業年金中途脱退者は、確定給付企業年金の事業主等に確定給付企業年金脱退一時金相当額の存続連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該確定給付企業年金中途脱退者又はその遺族に対し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額の移換を受けたときは、存続連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

4 当該確定給付企業年金の事業主等は、第二項

運用機関等が確定給付企業年金脱退一時金相当額を移換したときは、当該確定給付企業年金中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務

を免れる。

5 存続連合会は、第三項の規定により存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該確定給付企業年金中途脱退者又はその遺族に通知しなければならない。

6 存続連合会は、確定給付企業年金中途脱退者又はその遺族の所在が明らかでないため前項の規定による通知をすることができないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

(終了制度加入者等に係る措置)
第四十七条 終了制度加入者等(改正後確定給付企業年金法第九十一条の二十第一項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。)は、終了した確定給付企業年金の清算人に改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)の存続連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該確定給付企業年金中途脱退者又はその遺族に対し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行ふものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額の移換を受けたときは、存続連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

4 当該確定給付企業年金の事業主等は、第二項

給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

4 存続連合会が第二項の規定により残余財産の移換を受けたときは、改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

5 存続連合会は、第三項の規定により存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該確定給付企業年金法第八十九条第六項の規定は、前項において読み替えて準用する前条第五項の規定による通知について準用する。

6 前条第六項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

49 条 第四十八条 存続連合会が附則第四十条第二項第五号に掲げる業務を行つてゐる場合にあつては、終了制度加入者等(改正後確定給付企業年金法第九十一条の二十二第一項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。)は、当該確定給付企業年金の清算人に改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)の存続連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の清算人に改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)の存続連合会への移換を申し出ることができる。

3 存続連合会は、前項の規定による申出があつたときは、存続連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

4 改正後確定給付企業年金法第四十九条、第五十一条第一項及び第三項、第五十三条並びに第

給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前三項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「次条第二項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「次条第三項」と、「存続連合会老齢給付金」とあるのは「存続連合会障害給付金」と読み替えるものとする。

5 附則第四十六条第六項の規定は、前項において読み替えて準用する前条第五項の規定による通知について準用する。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前三項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「次条第二項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「次条第三項」と、「存続連合会老齢給付金」とあるのは「存続連合会障害給付金」と読み替えるものとする。

6 前条第六項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

49 条 第四十九条 存続連合会が附則第四十条第二項第五号に掲げる業務を行つてゐる場合にあつては、終了制度加入者等(改正後確定給付企業年金法第九十一条の二十二第一項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。)は、当該確定給付企業年金の清算人に改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)の存続連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の清算人に改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)の存続連合会への移換を申し出ることができる。

3 存続連合会は、前項の規定による申出があつたときは、存続連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

五十四條の規定は、前項の存続連合会遺族給付金について準用する。この場合において、必要

な技術的読替えは、政令で定める。

前項において準用する改正後確定給付企業年金法第五十一条第一項の規定にかかわらず、当

該終了制度加入者等が死亡したときは、存続連合会の規約で定めるところにより、当該終了制度加入者等の次の順位の遺族に存続連合会遺族給付金（一時金として支給するものに限る。次項において同じ。）を支給することができる。

前項の遣族は、当該終了制度加入者等に係る改正後確定給付企業年金法第四十八条各号に掲

ける者」とし、存続連合会遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、存続連合会の規約で定めるところによる。この場合において、同条第一号中「給付対象者」とあるのは「第九十一条の二十二第一項に規定する終了制度加入者等（以下この条において「終了制度加入者等」といいう。）と、同条第二号及び第三号中「給付対象者」とあるのは「終了制度加入者等」とする。

附則第四十七条规定は、第一項から第三項までの場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」

とあるのは「附則第四十九条第二項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「附則第四十九条第三項」と、「存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金」とあるのは「存続連合会遺族給付金」と読み替えるものとする。

附則第四十六条第六項の規定は、前項において読み替えて準用する附則第四十七条第五項の規定による通知について準用する。

(裁定)

第五十条 存続連合会老齢給付金、存続連合会障害給付金及び存続連合会遺族給付金を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、存続連合会が裁定する。

存続連合会は、前項の規定による裁定に基づき、その請求をした者に存続連合会老齢給付金、存続連合会障害給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行う。

(準用規定)

第三十一条 亞正得研究會企業金庫第三十二條、第三十三条、第三十四条第一項及び第三十五条の規定は序號連合会老齡給付金、序號連合会老齡給付金

五、支給は存続連合会若歯組合会存続連合会障害給付金及び存続連合会遭族給付金について、又三後確三合付公案三全云第三一六二第二

改正後確定給付企業年金法第二十六条第一項及び第二項(第二号を除く。)第三十七条、

第三十八條並びに第四十条の規定は存続連合会老齢給付金について、改正後確定給付企業年金

法第四十七条、第四十八条、第五十三条及び第五十四条の規定は附則第四十二条第三項、第四

十三条第三項、第四十四条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項及び第四十八条第三項

項の存続連合会遺族給付金について、改正後確定給付企業年金法第三十四条第二項、第四十四

条、第四十六条、第五十二条及び第五十四条の規定は存続連合会障害給付金について準用す

る。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)
第五十二条 附則第四十二条から前条までに定め

るもののが、存続連合会による基金中途脱退者に係る措置及び解散基金加入員等に係る措置

卷之三

並びに確定給付企業年金中途脱退者に係る措置及び改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等に係る措置に関し必要な事項は、政令で定める。

(存続連合会から存続厚生年金基金への年金給付等積立金又は積立金の移換)

第五十三条 存続連合会が附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条第五項、附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項又は附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第二項若しくは第五項の規定により給付の支給に関する義務を負っている者(以下この条及び附則第五十五条第一項において「施行前基金中途脱退者等」という。)は、存続厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であつて、存続連合会及び当該存続厚生年金基金の規約において、あらかじめ、存続連合会から当該存続厚生年金基金に厚生年金保険法第百六十条第五項又は附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条第一項の老齢年金給付を(附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条第一項の老齢年金給付をいう。以下この項十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条第一項第一項たゞし書及び第八項並びに附則第五十五条第一項たゞし書、第五十六条第一項たゞし書及び第六十五条第一項たゞし書において同じ。)のうち、附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保

陥法第百六十条の二(第三項又は附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第五項の規定により加算された額に相当する部分以外のもの(次項から第五項まで及び第九項において「老齢年金給付」という)の支給に関する権利義務の移転ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該権利義務の移転を申し出ることができる。ただし、施行前基金中途脱退者等が存続連合会が支給する老齢年金給付の受給権を有するときは、この限りでない。

2 存続連合会は、前項の規定による申出があつたときは、当該存続厚生年金基金に当該老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転を申し出るものとする。

3 当該存続厚生年金基金は、前項の規定による申出があつたときは、当該老齢年金給付の支給

4 前項の規定により当該存続厚生年金基金が当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継する場合には、存続運合会から当該存続厚生年金基金に年金給付等積立金(当該老齢年金給付に充てるべき積立金をいう。)を移換するものとする。

5 第一項の規定による申出を行う施行前基金中途脱退者等は、存続連合会及び当該存続厚生年金基金の規約において、あらかじめ、存続連合会から当該存続厚生年金基金に存続連合会の規約で定める年金給付等積立金附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条第五項、附則第六十一条第二項の規定によりなおそ

の効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項又は附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第二項若しくは第五項の給付に充てるべき積立金をいい、第一項の老齢年金給付に充てるべき積立金を除く。以下この条及び附則第五十五条第二項において同じ。)の移換ができる旨が定められている場合においては、当該申出に併せて、存続連合会に当該年金給付等積立金の移換を申し出ることができる。

6 存続連合会は、前項の規定による申出があったときは、当該存続厚生年金基金に当該申出に係る年金給付等積立金を移換するものとする。

7 当該存続厚生年金基金は、前項の規定により年金給付等積立金の移換を受けたときは、当該年金給付等積立金を原資として、規約で定めるところにより年金給付等積立金を移換するものとする。

8 存続連合会は、第六項の規定により年金給付等積立金を移換したときは、当該施行前基金中途脱退者等に係る老齢年金給付(附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項等の規定)と二第三項又は附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第五項の規定(以下この項において「なお効力を有する改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項等の規定」という。)により加算された額に相当する部分に限る。附則第五十五条第四項及び第五十六条第三項において同じ。)又は死亡一時金その他の一時

金たる給付(なお効力を有する改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項等の規定により支給する死亡一時金その他の一時金たる給付をいふ。附則第五十五条第四項及び第五十六条第三項において同じ。)の支給に関する義務を免れることとする。

9 当該存続厚生年金基金は、第三項の規定により当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継したとき、又は第七項の規定により老齢年金給付等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該施行前基金中途脱退者等に通知しなければならない。

第十五条 存続連合会が附則第四十二条第三項又は第四十三条第三項の規定により存続連合会老齢給付金の支給に関する義務を負っている者(以下この条及び次条第一項において「施行後基金中途脱退者等」という。)は、存続厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であつて、存続連合会及び当該存続厚生年金基金の規約において、あらかじめ、存続連合会から当該存続厚生年金基金に存続連合会の規約で定める積立金(附則第四十二条第三項又は第四十三条第三項の存続連合会老齢給付金に充てるべき積立金をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該積立金の移換を申し出ることは、存続連合会に当該年金給付等積立金の移換を申し出ることができる。ただし、老齢基金

金たる給付(なお効力を有する改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項等の規定により支給する死亡一時金その他の一時金たる給付をいふ。附則第五十五条第四項及び第五十六条第三項において同じ。)の支給に関する義務を免れることとする。

4 存続連合会は、第二項の規定により積立金を移換したときは、当該施行後基金中途脱退者等に係る附則第四十二条第三項又は第四十三条第三項の存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5 当該存続厚生年金基金は、第三項の規定により老齢年金給付等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該施行後基金中途脱退者等に通知しなければならない。

(存続連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金等の移換)

第五十五条 施行前基金中途脱退者等又は施行後基金中途脱退者等(以下この条及び次条において「老齢基金中途脱退者等」という。)は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、存続連合会及び当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、存続連合会から当該存続厚生年金基金に存続連合会老齢給付金の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該老齢基金中途脱退者等に係る老齢年金給付、死亡一時金その他の一時金たる給付又は附則第四十二条第三項若しくは第四十三条第三項の存続連合会老齢給付金若しくは存続連合会遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

4 存続連合会は、第二項の規定により年金給付等積立金等を移換したときは、当該老齢基金中途脱退者等に係る老齢年金給付、死亡一時金その他の一時金たる給付又は附則第四十二条第三項若しくは第四十三条第三項の存続連合会老齢給付金若しくは存続連合会遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5 当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該老齢基金中途脱退者等に通知しなければならない。

(存続連合会から確定給付年金への年金給付等積立金等の移換)

第五十六条 老齢基金中途脱退者等は、企業型年金加入者(改正後確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。附則第五十九条第一項において同じ。)又は個人型年金加入者(改正後確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。附則第五十九

条第一項において同じ。)の資格を取得した場合であつて、存続連合会の規約において、あらかじめ、当該企業型年金加入者の加入する企業型年金(改正後確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。以下この条及び附則第五十九条において同じ。)の資産管理機関改正後確定拠出年金法第一条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。以下この条及び附則第五十九条において同じ。)又は改正後確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会(以下「国民年金基金連合会」という。)に存続連合会の規約で定める年金給付等積立金等の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会への当該年金給付等積立金等の移換を申し出ることができる。ただし、老齢基金中途退者等が存続連合会が支給する老齢年金給付又は附則第四十二条第三項若しくは第四十三条第三項の存続連合会老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

存続連合会は、前項の規定による申出があったときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る年金給付等積立金等を移換するものとする。

存続連合会は、前項の規定により年金給付等積立金等を移換したときは、当該老齢基金中途退者等に係る老齢年金給付、死亡一時金その他の一時金たる給付又は附則第四十二条第三項付金若しくは存続連合会遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

関等(改正後確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。附則第五十九条第四項において同じ。)又は国民年金基金連合会は、第二項の規定により年金給付等積立金等が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換されたときは、その旨を当該老齢基金中途脱退者等に通知しなければならない。

(存続連合会から存続厚生年金基金への積立金

第五十七条 老齢確定給付企業年金中途脱退者等
（存続連合会が附則第六十三条第一項の規定に
よりなおその効力を有するものとされた改正前
確定給付企業年金法第九十一条の二第三項若し
くは附則第六十三条第二項の規定によりなおそ
の効力を有するものとされた改正前確定給付企

業年金法第九十一条の三第三項の規定(以下「この条から附則第五十九条までにおいて「なお効力有する改正前確定給付企業年金法第九十二条の二第三項等の規定」という。)により老齢給

付金の支給に関する義務を負っている者又は附則第四十六条第三項若しくは第四十七条第三項の規定により存続連合会老齢給付金の支給に関する義務を負っている者をいう。以下この条が

ら附則第五十九条までにおいて同じ。)は、存続厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であつて、存続連合会及び当該存続厚生年金基金の規約において、あらかじめ、存続連合会から当該存続厚生年金基金に存続連合会の規約で定める積立金(存続連合会が支給するなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の

(存続連合会から確定給付企業年金への積立金の移換)

務を免れようとする老齢年金給付支給対象者

とに、受けなければならない。

第六十六条 政府は、前条第一項の認可があつたときは、当該認可により存続連合会が代行給付権を有する老齢年金給付支給対象者が厚生年金保険法による老齢厚生年金(以下単に「老

支給義務を免れた老齢年金給付支給対象者に係る責任準備金相当額を当該存続連合会から徵収する前に、第一項の認可を受けて当該老齢年金給付支給対

象者に係る代行給付支給義務を免れた場合における

いでは、附則第八十六条第一項の規定によりな

おその効力を有するものとされた改正前厚生年
当額の一部の物納

金保険法第四十四条の二第一項の規定は、当該第六十七条规定により政府が存続連合会

存続連合会がその代行給付支給義務を負つてい
から責任準備金相当額を徴収する場合において

た年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金は、存続連合会を解散厚生年金基金等（改正前

金基金の加入員であつた期間(他の存続厚生年金法第百三十三条第一項に規定す

金基金がその支給に関する義務を承継して、かかる解散厚生年金基金等を立てる。(以下同じ。)とみ

年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員で
なして、改正前確定給付企業年金法第百四十四条

あつた期間を除く。)につひては、適用しない。

存続連合会が第一項の規定による代行給付支

認又は第一百二十二条第一項とあるのは、「公的年

厚生年金の受給権者であるときは、附則第八十

年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年五月二十二日法律第百二十九号)

ものとされた改正前厚生年金保険法第四十四条
五年法律第 二号附則第六十五条规定

の二第一項の規定にかかるわざ、当該老齢厚生

年金の額は当該代行給付支給義務に係る年金たる額を基に算定する。

前項の規定による存続連合会が改正前確定給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の

付企業年金法第二百四十四条の規定の例によれば納入額が

その支給に關する義務を承認してゐる年金である。

年金基金等とみなして、牧上前保険業法附則第

会員の資本を算定する方法が異なり、其間を除く。が専生年金基金の加入員であつて期

門を閉じ、か川の金をか貯まらしに其間でないものとして同類の規定の列による計算

（審査請求及び再審査請求に関する特例措置）

第六十一条 改正前厚生年金保険法の規定によつて、當該年金の認可を受けた日の属する月の翌月から、当該年金の支給を開始する。

第十九条 古正高周生全金保険法の規定に依る
該老齢厚生年金の額を収定する。

卷之三

(老齢年金給付支給対象者に係る責任準備金相当額の徴収)

第六十六条 政府は、前条第一項の認可があつたときは、当該認可により存続連合会が代行・給付支給義務を免れた老齢年金給付支給対象者に係る責任準備金相当額を当該存続連合会から徴収する。

(老齢年金給付支給対象者に係る責任準備金相当額の一部の物納)

第六十七条 前条の規定により政府が存続連合会から責任準備金相当額を徴収する場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等(改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定の例による。この場合において、同条第二項中「第百十一条第二項の厚生労働大臣の承認又は第百十二条第一項」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第号)附則第六十五条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。)

2 前項の規定により存続連合会が改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定の例により物納をする場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等とみなし、改正前保険業法附則第一条の十三の規定の例による。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(審査請求及び再審査請求に関する経過措置)

第六十八条 改正前厚生年金保険法の規定により設立された企業年金連合会が行った処分又は賦課に関する改正前厚生年金保険法第百六十九条第一項及び第二項又は第九十一条の規定により審査請求又は再審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。

(存続連合会への事務委託)

第六十九条 厚生年金保険の管掌者たる政府は、附則第八条の規定により政府が当該存続厚生年金基金から責任準備金相当額を徴収する場合、附則第十二条第七項の規定により政府が当該自主解散型基金から減額責任準備金相当額を徴収する場合、附則第十三条第一項の規定により政府が当該自主解散型基金から年金給付等積立金の額を、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額をそれぞれ徴収する場合、附則第二十条第三項の規定により政府が当該清算型基金から年金給付等積立金の額を、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額を徴収する場合、附則第二十二条第一項の規定により政府が当該清算型基金給付等積立金の額を控除した額をそれぞれ徴収する場合及び附則第三十一条第一項の規定により政府が当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主から附則第三十条第四項第一号に掲げる額を徴収する場合において、これらの徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務のうち、政令で定めるものを存続連合会に行わせることができる。

条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十三条第一項の規定に基づき、解散厚生年金基金等から責任準備金相当額を徴収する場合(附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第三項の規定により同条第一項の認可を受けた存続厚生年金基金が解散(附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条第三項の規定による解散に限る。)に必要な行為又は企業年金基金(改正後確定給付企業年金法第二条第四項に規定する企業年金基金をいう。)となるために必要な行為をする場合を含む。)において、当該徵収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務のうち、政令で定めるものを存続連合会に行わせることができる。

(存続連合会の解散等)

第七十条 存続連合会は、連合会の成立の時において、解散する。

2 存続連合会は、前項の規定により解散したときは、基金中途脱退者及び解散基金加入員等(以下この条、次条第二項並びに附則第七十五条及び第七十八条第一項第二号において「基金中途脱退者等」という。)に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、当該解散した日までに支給すべきであつた年金たる給付若しくは一時金たる給付でまだ支給していないものの支給又は附則第五十三条第四項若しくは第六項、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第五十六条第二項、第

五十七条第二項、第五十八条第一項若しくは第五十九条第二項の規定により当該解散した日までに移換すべきであった年金給付等積立金若しくは積立金でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

3 存続連合会は、第一項の規定により解散したときは、規約で定めるところにより、当該存続連合会の残余財産(附則第四十条第一項第一号及び第二号、第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号の規定により行う業務に係るものに限る。第五項及び附則第七十五条において同じ。)を基金中途脱退者等に分配しなければならない。

4 存続連合会が第一項の規定により解散したときは、第二項の規定によるその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十九条第一項の規定により基金中途脱退者等に分配する義務を除き、その一切の権利及び義務は、その時に於て連合会が承継する。

5 附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十八条规定する終了制度加入者等に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、当該解散した日までに支給すべきであった年金たる給付若しくは一時金たる給付でまだ支給していないものの支給又は附則第五十三条第四項若しくは第六項、厚生年金保険法第四十六条の二の規定によりなお存続するものとみなされた存続連合会は、第三項の規定による残余財産の分配に関する事務を連合会に委託することができる。

6 第四項の規定により連合会が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

7 第四項の規定により連合会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対する

しては、不動産取得税を課すことができない。

第七十一条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかるわらず、存続連合会が次の各号のいずれかに該当するときは、存続連合会の解散を命ずることができる。

一 存続連合会が附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

二 その事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるとき。

2 存続連合会は、前項の規定により解散したときは、基金中途脱退者等、確定給付企業年金中途脱退者及び改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、当該解散した日までに支給すべきであった年金たる給付若しくは一時金たる給付でまだ支給していないものの支給又は附則第五十三条第四項若しくは第六項、厚生年金保険法第四十六条の二の規定によりなお存続するものとみなされた存続連合会は、第三項の規定による残余財産の分配に関する事務を連合会に委託することができる。

5 附則第三十二条第二項、第五十七条第二項若しくは第五十九条第二項の規定により当該解散した日までに移換すべきであった年金給付等積立金若しくは積立金でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

6 第四項の規定により連合会が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、当該承継の日から一年以内に登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

7 第四項の規定により連合会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対する

(責任準備金相当額の一部の物納)

第七十三条 前条において準用する附則第八条の規定により政府が存続連合会から責任準備金相当額を徴収する場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等とみなして、改正前確定給付企業年金法第一百四十四条の規定の例による。この場合において、同条第二項中「第百十一条第二項の厚生労働大臣の承認又は第百十二条第一項の厚生労働大臣の認可の申請と同時に」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号)附則第七十条第一項又は第七十一条第一項の規定による解消後速やかに」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項の規定により存続連合会が改正前確定給付企業年金法第一百十四条の規定の例により物納をする場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等とみなして、改正前保険業法附則第一条の十三の規定による。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 連合会が第一項に規定する残余財産の交付を受けたときは、附則第七十条第三項の規定の適用については、当該残余財産は、当該基金中途脱退者等に分配されたものとみなす。

4 連合会は、第二項の規定により年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行うこととなつたときは、その旨を基金中途脱退者等に通知しなければならない。

5 連合会は、基金中途脱退者等の所在が明らかでないため前項の規定による通知をすることができないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

(裁定)

第七十四条 存続連合会が解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

6 附則第三十四条第二項及び第三項の規定は、存続連合会の清算について準用する。

7 附則第三十四条第四項の規定は、存続連合会の清算(附則第七十一条第一項の規定により解散した場合に限る)について準用する。

(存続連合会の解散に伴う責任準備金相当額の徵収)

第七十二条 附則第八条の規定は、存続連合会が解散した場合について準用する。

第七十五条 附則第七十条第一項の規定により解散存続連合会の残余財産の連合会への交付

散した存続連合会は、規約で定めるところにより、同条第三項の規定により基金中途脱退者等に分配すべき残余財産の交付を連合会に申し出ることができる。

2 連合会は、前項に規定する残余財産の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、政令で定めるところにより、当該基金中途脱退者等に對し、老齢を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行うものとする。

3 連合会が第一項に規定する残余財産の交付を受けたときは、附則第七十条第三項の規定の適用については、当該残余財産は、当該基金中途脱退者等に分配されたものとみなす。

4 連合会は、第二項の規定により年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行ふこととなつたときは、その旨を基金中途脱退者等に通知しなければならない。

5 連合会は、基金中途脱退者等の所在が明らかでないため前項の規定による通知をすることができないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

6 附則第三十四条第二項及び第三項の規定は、存続連合会の清算について準用する。

7 連合会は、前項の規定による裁定に基づき、その請求をした者に前条第二項の年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行う。

(準用規定)

第七十七条 改正後確定給付企業年金法第三十一條、第三十三条、第三十四条第一項、第三十五

2 附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二十五条第一項の規定により附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定を準用する場合において、同条第五項に規定する有価証券の価額として算定した額は、政令で定めるところにより、年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

3 附則第六十七条第一項又は第七十三条第一項の規定により改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定による場合において、同条第五項に規定する有価証券の価額として算定した額は、政令で定めるところにより、年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

第八十四条 次に掲げる处分に不服がある者については、改正後厚生年金保険法第六章の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

一 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十九条第一項に規定する標準給与又は老齢年金給付等若しくは附則第四十条第三項第一号若しくは第二号に規定する給付に関する処分

(改正前厚生年金保険法による給付)

第八十六条 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算及びその支

を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条第一項の規定、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条及び附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第一項における徴収金の賦課又は徴収の処分

三 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十二条第一項及び附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六条の規定による処分

(厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者に係る被保険者期間の経過措置)

第八十五条 厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者に係る厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合においては、改正前厚生年金保険法第十九条の二の規定は、なおその効力を有す

る。(改正前厚生年金保険法による給付)

第四十四条の二第二項第一号	第四十四条の二第二項第一号	第四十四条の二第二項第一号	第四十四条の二第二項第一号
が厚生年金基金	が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号。以下「平成二十二年改正法」という)附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金(以下「厚生年金基金」という。)	が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号。以下「平成二十二年改正法」という)附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金(以下「厚生年金基金」という。)	

は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定の適用に関し必要な読み替えその他必要な事項は、政令で定める。

第四十四条の二第二項第一号	第四十四条の二第二項第一号	第四十四条の二第二項第一号	第四十四条の二第二項第一号
企業年金運合会	平成二十二年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会(以下「存続連合会」という。)	平成二十二年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会(以下「存続連合会」という。)	平成二十二年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会(以下「存続連合会」という。)
企業年金運合会	解散した	解散した	解散した
企業年金運合会	存続連合会	存続連合会	存続連合会

2 前項の規定によりなおその効力を有するもの

とされた改正前厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定は、厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者が老齢厚生年金の受給権を取得する前に存続厚生年金基金が解散した場合における当該存続厚生年金基金の加入員であつた期間(存続連合会又は他の存続厚生年金基金がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。)については、適用しない。

第一項及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八号)附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前 の第四十六条第五項とする。

第八十一条 有終廻生年金基金の設立と事業所の職業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当する場合には、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第七項の規定に違反して、通知をしないとき。

力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 附則第五条第一項の規定によりなおその効力有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十九条第六項の規定に違反して、通知をしないとき。

四 附則第五条第一項の規定によりなおその効力有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに掛金を納付しないとき。

附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十九条第二項に規定する設立事業所以外の適用事業所の事業主が、正当な理由がなくて次

の各号のいずれかに該当する場合には、六月以

下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 附則第五条第一項の規定によりなおその効力があるするものとされた改正前厚生年金保険法第二百二十九条第七項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条第六項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに徴収金を納付しないとき。

なくて、附則第八条、第十一条第七項、第十三
条第一項、第二十条第三項、第二十二条第一項
又は附則第六十二条第三項の規定によりなおそ
の効力を有するものとされた改正前厚生年金保

険法第六十一条第一項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の生業者又は行為者、不動産

他の従業者がその違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
存続連合会が、正当な理由がなくて、附則第六十六条の規定により負担すべき徴収金を督促

状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

で、附則第七十二条において準用する附則第八条の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違

反行為をした者は、六日

6 円以下の罰金に処する。
存続厚生年金基金又は存続連合会が、正当な理由がないて、附則第五条第一項又は第三十八
条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十五条の

定する。其附註にて細々しなしときに、その代用者、代理人又は使用人その他の従業者でその違法行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

型基金の設立事業所の事業主又は清算未了特定基金の設立事業所の事業主が、正当な理由がなくて、附則第十三条第一項、第二十二条第一項又は第三十一条第一項の規定により負担すべき

徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

8
自主解散型基金の設立事業所の事業主 清算未了特定
型基金の設立事業所の事業主又は清算未了特定
基金の設立事業所の事業主が、正当な理由がな
くて、附則第十六条第一項(附則第二十三条及

び第三十二条において準用する場合を含む。)の規定により負担すべき加算金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の二第三項又は第四項の規定に違反して、同条第三項又は第四項に規定する厚生労働省令で定める事項につき、届出をせよ

た改正前厚生年金保険法第百七十六条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、十万円以下の過料に処する。

一 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十八条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 存続厚生年金基金の加入員が、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第一項の規定に違反して、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申出をせず、若しくは虚偽の申出をしたとき。

四 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者が、附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第四項本文の規定に違反して、届出をしないとき。

第九十五条 附則第五条第一項の規定によりなお

その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百九条第二項の規定に違反して、厚生年金基金という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

(第三号被保険者であった者の届出に関する経過措置)

第九十六条 改正後国民年金法第十二条の二第二項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後において改正後国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者でなく

なった者について適用する。

(障害基礎年金等の支給に関する経過措置)

第九十七条 改正後国民年金法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより改正後国民年金法附則第九条の四の二第一項に規定する時効消滅不整合期間(以下この条において「時効消滅不整合期間」という。)となつた期間を有する者であつて、初診日がこの法律の公布の日から改正後国民年金法附則第九条の四の二第一項に規定する特定保険料納付期限日(初診日前に当該記録した事項の訂正がなされた者にあつては、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)から起算して三月を経過する日)までの間に死亡したもの(第二号施行日において当該死亡に係る国民年金法による遺族基礎年金又は改正後国民年金法附則第九条の四の六第二項に規定する年金たる給付が停止される場合(これらの給付の全部につき支給が停止される場合を含む。)及び当該死亡日の前日までに当該障害を支給事由とする国民年金法による障害基礎年金又は改正後国民年金法附則第九条の四の六第一項に規定する年金たる給付を受けている者(これらの給付が停止されている者これらを含む。)及び当該初診日の前日までに当該時効消滅不整合期間について改正後国民年金法附則第九条の四の二第一項及び第二項の規定を適用する場合(これらの給付の支

保険法第百九条の四の二第一項及び第二項の規定を適用する場合(これらの給付の支給要件に関する規定を適用する場合に限る。)においては、同条第一項中「次条第一項」とあるのは「次項及び次条第一項」と、同条第二項中「法令の規定」とあるのは「法令の規定(障害基礎年金又は附則第九条の四の六第一項に規定する年金たる給付の支給要件に関する規定に限る。)」と、同条第二項中「法令の規定」とあるのは「法令の規定(遺族基礎年金又は附則第九条の四の六第二項に規定する年金たる給付の支給要件に関する規定に限る。)」と、「当該届出が二十五年改正法附則第九十七条第一項に規定する傷病に係る初診日の前日」とする。

2 改正後国民年金法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより時効消滅不整合期間となつた期間を有する者であつて、この法律の公布の日から改正後国民年金法附則第九条の四の三第一項に規定する特定保険料納付期限日(当該記録した事項の訂正がなされた後に当該者が死亡した場合にあつては、第二号施行日から起算して三月を経過する日)までの間に死亡したもの(第二号施行日において当該死亡に係る国民年金法による遺族基礎年金又は改正後国民年金法附則第九条の四の六第二項に規定する年金たる給付が停止される場合(これらの給付の全部につき支給が停止される場合を含む。)及び当該死亡日の前日までに当該障害を支給事由とする国民年金法による障害基礎年金又は改正後国民年金法附則第九条の四の三第一項の規定の適用については、同項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは「六十歳以上である者」と、「六十歳未満である場合にあつては、承認の日の属する月前十年以内の期間」とあるのは「老齢基礎年金の受給権者以外の者である場合にあつては、承認の日の属する月前十年以内の期間を除く。」とす

る。

(特定保険料の納付に関する経過措置)

第九十九条 前条の政令で定める日の翌日から国

民年金及び企業年金等による高齢期における所

得の確保を支援するための国民年金法等の一部

を改正する法律(平成二十三年法律第九十三号)

附則第二条の規定の施行の日以後三年を経過す

る日までの間における改正後国民年金法附則第

九条の四の三第一項の規定の適用については、

同項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあ

る者は「六十歳以上である者」と、「六十歳未満

である場合にあつては、承認の日の属する月前

十年以内の期間」とあるのは「老齢基礎年金の受

給権者以外の者である場合にあつては、承認の

日の属する月前十年以内の期間を除く。」とす

の条において単に「老齢基礎年金」という。)の受給権者(改正後国民年金法附則第九条の四の四に規定する特定受給者を除く。)に対する附則第九十八条の政令で定める日の翌日の属する月から当該翌日以後一年を経過する日の属する月までの月分の老齢基礎年金のうち、改正後国民年金法附則第九条の四の三第四項本文の規定により改定された老齢基礎年金の支給を受ける権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる額から当該改定が行われなかつたとしたならば支払期月ごとに支払うものとされることとなる額を控除して得た額に相当する部分については、改正後国民年金法第十八条第三項本文の規定にかかるわらず、当該経過する日の属する月の翌々月に支払うものとする。

(調整規定)

第一百一一条 施行日が独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十三号)の施行の日前である場合には、同法附則第十一条のうち厚生年金保険法附則第二十九条の三の改正規定中「附則第二十九条の三」とあるのは「附則第三十一条」と、「第二十九条の三」削除」とあるのは「第三十二条 削除」とする。

(確定拠出年金法の一部改正)

第一百一十二条 確定拠出年金法の一部を改正する。 第四条第一項第二号中「厚生年金基金」を「すべて」を「全て」に改める。

第八条第一項第一号中「厚生年金基金」を削る。

第六十二条第一項第一号中「厚生年金基金」を「すべて」を「全て」に改める。

第八条第一項第一号中「厚生年金基金」を削る。

第六十二条第一項第一号中「厚生年金基金」を「すべて」を「全て」に改める。

第八条第一項第一号中「厚生年金基金」を「企業年金基金」に改め、同条第三項を削り、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

るものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十条の二及び平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十五条」に改め

正前の厚生年金保険法に改める。

附則第八条第一項中「基金に」を「旧厚生年金基金に」に、「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)
第一百四条 国民年金法等の一部を改正する法律
(平成六年法律第九十五号)の一部を次のように
改正する。

項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二に、「同法附則第八条」を「厚生年金保険法附則第八条」に、「同法第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項」に、「第百三十二年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」に、「第二十二条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律」を「国民年金法等の一部を改正する法律」に、「又は平成十二年改正法」を「平成十二年改正法」に、「第二十四条第一項」を「第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百三十二条第二項)」に改める。

「平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金(以下「厚生年金基金」といふ。)」に、「同法」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に、「加給年金額」を、「同法第四十四条第一項に規定する加給年金額」に、「とあるのは「加給年金額」を「とあるのは厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額」に改める。

附則第二十三条第二項中「厚生年金保険法第十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附

陸續錄——卷

則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項に改める。

附則第二十六条第一項及び第四項中「厚生年金保険法」を平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定に

附則第二十七条第十五項中「同法第四十四条の二第一項」とあるのは「同法第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項」の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項」の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」に改める。

附則第二十九条第一項中「厚生年金基金」を「平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金」に、「同法第百三十条第一項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十条第一項」に改め、「(次項において「老齢年金給付」という。)」を削り、「同法附則第十三条第二項」を「厚生年金保険法附則第十三条第二項」に改め、同条第二項中「厚生年金保険法第百六十一条第二項の規定により企業年金連合会が同法第百四十九条

第一項」を平成二十五年改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定によると、改正前の厚生年金保険法第百六十二条第二項

の規定により平成二十五年改正法附則第三条第三号に規定する存続運合会が平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正

「第百四十九条第一項」に、「同法附則第十三条の二」を「厚生年金保険法附則第十三条の二」に改め、同条第三項中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

附則第三十五条第六項中厚生年金保険法を平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚

「厚生年金保険法」に一部、かつての厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第三条
保のための厚生年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第三条
第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「厚生年金基金」という。)に改める。
(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一
部改正)
第百五条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように
に改正する。

附則第五十二条第一項及び第四項中「確定給付年金保険法(以下「平成二十五年改正前厚年法」という。)」に改め、同条第二項中「厚生年金保険法」及び「同法」を「平成二十五年改正附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法」に改める。

付企業年金法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の確定給付企業年金法」に改める。
附則第五十五条第二項中「第四十一条、第一百三十条の二」を「並びに第四十一条並びに平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年法第一百三十条の二」に改め、「第一百四十七条第四項」を削り、「第一百七十三条の規定」を「第一百七十三条並びに平成二十五年改正法附則第三十四条第四項の規定」に、「同法第三十七条第一項」を「厚生年金保険法第三十七条第一項」に、「同法第一百三十条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年

改正前厚年法第百三十条の二第一項に、「それぞれ」を「平成二十五年改正法附則第三十四条第四項中「年金たる給付」とあるのは「年金たる給付(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第五十五条第一項に規定する年金たる給付を含む。)」と、それぞれ」に改める。

附則第五十六条第二項中「第八十四条、第八十五条、第八十六条から第八十九条まで、第一百三十八条第二項」を及び第八十四条から第八十九条まで並びに平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法第百三十八条第二項に、「同法第八十三条第二項」を「厚生年金保険法」及ぶ「同法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法」に改め、同条第二項中「第八十四条、第八十五条、第八十六条から第八十九条まで、第一百四十条第二項」を「及び第八十四条から第八十九条まで並びに平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法第百四十四条第二項」に改める。

附則第五十七条第一項中「厚生年金保険法」及び「同法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法」に改め、同条第二項中「第八十四条、第八十五条、第八十六条から第八十九条まで、第一百四十条第二項」を「及び第八十四条から第八十九条まで並びに平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法第百四十四条第二項」に改める。

附則第六十三条中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法」に改める。

正 (国民年金法等の一部を改正する法律の一部改

（平成十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。
附則第八条中「（以下「基金」という。）」を削る。

の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「基金」という。)に、「厚生年金保険法第百三十条第一項を平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十一条第一項に、「以下」を「次条及び附則第二十六条を除き、以下」に、「第四条の規定による改正後の」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の」に改める。

附則第十条の見出しを「存続連合会への準用」に改め、同条第一項中「企業年金連合会」を「平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会」に改め、「老齢年金給付」の下に「(平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第一百六十条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定

によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十一条第二項の老齢年金給付をいう。附則第二十六条第一項において同じ。)」を加え、同条第二項中「基金に係る厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金(以下「旧厚生年金基金」という。)」に係る平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の厚生年金保険法に、「基金が」を「旧厚生年金基金が」に、「当該基金を」を「当該旧厚生年金基金に」、「連合会が」を「連合会が平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十一条第二項の規定により」「同法第六十一条第三項」を「同法第四十四条の三第四項」を「及び第四十四条の三第四項」に改める。

附則第二十条第一項及び第二十一条第二項中「及び第四十四条の三第四項」を「及び第四十四条の三第四項(平成二十五年改正法附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を除む。)」に、「同法第四十四条の二第一項並びに同法」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項並びに厚生年金保険法」に改める。

附則第二十三条第一項中「第六条の規定による改正後の」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十一条第二項の老齢年金給付をいう。附則第二十六条第一項において同じ。)」を加え、同条第二項中「基金に係る厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金(以下「旧厚生年金基金」という。)」に係る平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の厚生年金保険法に、「基金が」を「旧厚生年金基金が」に、「当該基金を」を「当該旧厚生年金基金に」、「連合会が」を「連合会が平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十一条第二項の規定により」「同法第六十一条第三項」を「同法第四十四条の三第四項」を「及び第四十四条の三第四項」に改める。

とされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の」に改め、同条第二項中「厚生年金保険法第百三十三条、第百三十三条の二第二項及び第三項並びに同法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するもの」とされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十三条並びに同法第百三十三条の二第二項及び第三項並びに規定による改正前の厚生年金保険法第百三十三条並びに同法第百三十三条中」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するもの」とされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法に、「同法第百三十三条中」を「平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十三条中」に、「同法第百三十三条の二第二項及び第三項並びに同法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するもの」とされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十三条並びに同法第百三十三条中」に、「同法第百三十三条の二第二項及び第三項並びに同法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十三条並びに同法」に改め、同条第四項中「厚生年金保険法」及び「同法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

十五年改正法附則第五条第一項の規定によりな
おその効力を有するものとされた平成二十五年改
正法第一条の規定による改正前の厚生年金保
険法第百三十三条中〔同法第百三十三条の二第二項及び第三項並びに同法附則第十三条第
三項及び第四項中〕を「平成二十五年改正法附
則第五条第一項の規定によりなおその効力を有
するものとされた平成二十五年改正法第一条の規
定による改正前の厚生年金保険法第百三十三
条の二第二項及び第三項中〔第百三十二条第二
項〕とあり、及び厚生年金保険法附則第十三条
第三項及び第四項中「平成二十五年改正法附則
第五条第一項の規定によりなおその効力を有す
るものとされた平成二十五年改正法第一条の規
定による改正前の厚生年金保険法」に改め、同
条第六項中「厚生年金保険法」及び「同法」を「平
成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によ
りなおその効力を有するものとされた平成二十
五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年
金保険法」に改める。

(所得税法の一部改正)

第百七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第二号中「厚生年金基金契約」を削る。

第三十一条第一号中「第九章(厚生年金基金及び企業年金連合会)の規定を除く。」を削り、「第三号」を「以下この条」に改め、同条第二号中

「厚生年金保険法第九章の規定に基づく一時金で同法第二百二十二条(加入員)に規定する加入員の退職に因して支払われるもの及び」を削り、「坑外員の退職に因して支払われるもの」の下に「その他同法の規定による社会保険に関する制度に基づく一時金で政令で定めるもの」を加える。

第三十五条第三項第一号中「同条第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第七十四条第二項第七号中「及び厚生年金基金の加入員として負担する掛金(同法第二百四十九条第四項(徴収金)の規定により負担する徴収金を含む。)」を削る。

第二百三十三条第二号中「厚生年金保険法第二百三十条第一項(厚生年金基金の業務等)に規定する老齢年金給付」を削る。

|
<td style="width: 50px; height
| |

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第百十条 存続厚生年金基金及び存続連合会は、

法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法別表第二に掲げる法人とな

なす。

2 存続厚生年金基金及び存続連合会は、地方税

法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百一

条の三十四第二項の規定の適用については、法

人税法第二条第六号の公益法人等とみなす。

(印紙税法の一部改正)

第百十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十

三号)の一部を次のように改正する。

別表第三厚生年金保険法第百三十条第一項か

ら第三項まで(基金の業務)又は第百五十九条第

一項及び第二項(連合会の業務)に規定する給付

並びに同条第四項第一号(連合会の業務)に掲げ

る事業並びに確定給付企業年金法(平成十三年

法律第五十号)第九十五条の六第二項(裁定)に

規定する給付に關する文書の項を削り、同表確

定給付企業年金法第三十条第三項(裁定)に規定

する給付に關する文書の項を削る。

別表第三の二の項の第一欄中「企業年金基金」

の下に「及び企業年金連合会」を加え、同項の第

三欄の第二号中「第九十四条」を「第九十五条」

の下に「又は同法第九十五条」を、

「規定する給付」の下に「又は同法第九十五条の六第二項(裁定)に規定する給付」を加える。

十八第四項第一号(連合会の業務)に掲げる事業

及び同法第九十五条の二十三第二項(裁定)に規定する給付」を、「企業年金基金」の下に「又は企

業年金連合会」を加える。

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

第百十二条 存続厚生年金基金が作成する老齢年

金給付等に関する文書については、当分の間、

印紙税を課さない。

2 存続連合会が作成する附則第四条第三項第

一号及び第二号に規定する給付、同条第四項第

二号イ若しくはハ又は第二号に掲げる事業、附

則第五十条第二項に規定する存続連合会老齢給

付金、存続連合会障害給付金及び存続連合会遺

族給付金並びに附則第六十三条第一項から第四

項までの規定によりなおその効力を有するもの

とされた改正前確定給付企業年金法第九十一条

の六第二項に規定する給付に関する文書につい

ては、当分の間、印紙税を課さない。

3 連合会が作成する附則第七十六条第二項に規

定する給付及び附則第七十八条第二項第一号又

は第三号に掲げる事業に関する文書について

は、当分の間、印紙税を課さない。

(登録免許税法の一部改正)

第百十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第

三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二の項の第一欄中「企業年金基金」

の下に「及び企業年金連合会」を加え、同項の第

三欄の第二号中「第九十四条」を「第九十五条」

の下に「又は同法第九十五条」を、

「規定する給付」の下に「又は同法第九十五条の六第二項(裁定)に規定する給付」を加える。

十八第四項第一号(連合会の業務)に掲げる事業

及び同法第九十五条の二十三第二項(裁定)に規定

する給付」を、「企業年金基金」の下に「又は企

業年金連合会」を加える。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第百十四条 存続連合会が受ける前条の規定によ

る改正前の登録免許税法別表第三の二の二の項

の第三欄に掲げる登記に係る登録免許税につい

ては、なお従前の例による。

2 存続厚生年金基金が受ける前条の規定による

欄に掲げる登記に係る登録免許税については、

なお従前の例による。

第百十五条 消費税法(昭和六十三年法律第八

号)の一部を次のように改正する。

(消費税法の一部改正)

第百十五条 第二項第五号の三を削る。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第百十八条 存続厚生年金基金に対する前条の規

定による改正後の地方税法第七十二条の五第一

項第五号及び第三百四十八条第四項の規定の適

用については、同号中「日本私立学校振興・共

済事業団」とあるのは「日本私立学校振興・共済

事業団、公的年金制度の健全性及び信頼性の確

保のための厚生年金保険法等の一部を改正する

法律(平成二十五年法律第 号)附則第三条

第十一号に規定する存続厚生年金基金」と、同

項中「地方公務員共済組合連合会」とあるのは

「地方公務員共済組合連合会、公的年金制度の

健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保

法等の一部を改正する法律附則第三条第十一号

に規定する存続厚生年金基金」とする。

2 存続連合会に対する前条の規定による改正後

の地方税法第七十二条の五第一項第五号及び第

三百四十八条第四項の規定の適用については、

同号中「日本私立学校振興・共済事業団」とある

のは「日本私立学校振興・共済事業団、公的年

金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生

年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十

五年法律第 号)附則第三条第十二号に規

第七十三条の七第十八条号を次のように改める。

十八 削除

第三百四十八条第四項中「厚生年金基金及び企

業年金連合会、企業年金基金」を「企業年金基

金及び確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会」に改める。

第五百八十六条第二項第五号の三を削る。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第百八十七条 第二項第五号の三を削る。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第百八十八条 第二項第五号の三を削る。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第百八十九条 第二項第五号の三を削る。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第百九十条 第二項第五号の三を削る。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第百九十二条 第二項第五号の三を削る。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第百九十三条 第二項第五号の三を削る。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第百九十四条 第二項第五号の三を削る。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第百九十五条 第二項第五号の三を削る。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第百九十六条 第二項第五号の三を削る。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第百九十七条 第二項第五号の三を削る。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第百九十八条 第二項第五号の三を削る。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第百九十九条 第二項第五号の三を削る。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

た処分(存続連合会がした処分にあつては、平成二十五年改正法附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定に基づくものに限る。第九条第一項において同じ。)と、改正後審査会法第九条第一項中「保険者」とあるのは「保険者(存続厚生年金基金若しくは存続連合会)」とする。

3 社会保険審査会は、改正後審査会法第十九条の規定にかかわらず、同条に規定するもののほか、附則第八十四条において準用する改正後厚生年金保険法第九十条第一項及び第二項の規定による再審査請求並びに附則第六十八条の規定によりなお従前の例によることとされた再審査請求並びに附則第八十四条において準用する改正後厚生年金保険法第九十一条の規定による審査請求並びに附則第六十八条の規定によりなお従前の例によることとされた審査請求の事件を取り扱う。

4 前項の再審査請求及び審査請求に関する改正後審査会法第十九条、第三十条第一項及び第三十二条第五項の規定の適用については、改正後審査会法第十九条中「第九十条」とあるのは「第十九条(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律平成二十五年法律第十二十五条改正法」という。)附則第八十四条において準用する場合を含む。以下同じ。)と、「再審査請求」とあるのは「再審査請求(平成二十五年改正法附則第六十八条の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。以下同

じ。)」と、「第九十一条」とあるのは「第九十一条(平成二十五年改正法附則第八十四条において準用する場合を含む。第三十二条第二項において同じ。)」と、「審査請求」とあるのは「審査請求(平成二十五年改正法附則第六十八条の規定によりなお従前の例によることとされたものとされ、同条第一項中「厚生年金保険」とあるのは「厚生年金保険(平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「存続厚生年金基金」という。)及び同条第十三号に規定する存続連合会並びに)と、「被保険者」とあるのは「被保険者(存続厚生年金基金の加入員並びに)と、改正後審査会法第三十二条第五項中「及び厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「並びに国民年金法」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。)第百四十二条第一項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六条第五項及び平成二十五条改正法附則第六十二条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十四条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六条第五項及び国民年金法」とする。

(住民基本台帳法の一部改正)
第百二十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のよう改定する。
別表第一の七十七の二の項から七十七の四の項までを次のように改める。

(石炭鉱業年金基金法の一部改正)

第一百二十四条 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「第一百四十一一条第一項に於て準用する場合」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百四十一一条第一項において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第八十七条第一項」に改める。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一
部改正)

第一百二十五条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二号中「第一百二条第一項」を「第一百二条」に、「第一百四条第一項」を「若しくは第一百四条第一項に改め、「第一百八十二条第一項若しくは第二項若しくは第一百八十四条(同法第八十二条第一項又は第二項の規定に係る部分に限る。)」を削る。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第一百二十六条 この法律の施行前にした行為について刑に処せられた者の当該刑に係る建設労働者の雇用の改善等に関する法律第三十二条の規定による欠格事由については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の建設労働者の雇用の改善等に関する法律第三十二条第二号(同法

第三十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、同号

中「又は雇用保険法」とあるのは「雇用保険法」と、「同法第八十三条」とあるのは「同法第八十

三条の規定に係る部分に限る。)又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第八十八条第一項若しくは第二項若しくは第九十一条(同法附則第八十

八条第一項又は第二項」とする。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一
部改正)

第一百二十七条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改定する。

第六条第二号中「第一百二条第一項」を「第一百二条」に、「第一百四条第一項」を「若しくは第一百四条第一項に改め、「第一百二条第一項若しくは」を「第一百二条又は」に改め、「第一百八十二条第一項若しくは第二項若しくは第一百八十四条(同法第八十二条第一項又は第二項の規定に係る部分に限る。)」を削る。

(港湾労働法の一部改正)

第六条第二号中「第一百二条第一項」を「第一百二十九条 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改定する。

第十三条第二号中「第一百二条第一項」を「第一百二十九条 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改定する。

第六条第二号中「第一百二条第一項」を「第一百二十九条 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改定する。

第十三条第二号中「第一百二条第一項」を「第一百二十九条 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改定する。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第一百二十六条 この法律の施行前にした行為について刑に処せられた者の当該刑に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第六条の規定による欠格事由については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第六条の規定による欠格事由については、なお従前の例による。

第三十六条第五項においては、当分の間、同号中「又は雇用保

険法」とあるのは「雇用保険法」と、「同法第八十三条」とあるのは「同法第八十三条の規定に係る部分に限る。)又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第八十八条第一項若しくは第二項若しくは第九十一条(同法附則第八十八条第一項又は第八十

二項)とする。

(保険業法の一部改正)

第一百三十一条 保険業法の一部を次のように改正する。

附則第一条の十三を削る。

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十二条 解散厚生年金基金等が附則第五条

第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十四条第一項に「第一百二条第一項若しくは」を「第一百二条又は」に改め、「第一百八十二条第一項若しくは第二項若しくは第一百八十四条(同法第八十二条第一項若しくは第二項若しくは第一百八十四条(同法第八十二条第一項若しくは第二項に係る部分に限る。)」を削る。

(港湾労働法の一部改正)

第六条第二号中「第一百二条第一項」を「第一百二十九条 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改定する。

第十三条第二号中「第一百二条第一項」を「第一百二十九条 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改定する。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第一百二十六条 この法律の施行前にした行為について刑に処せられた者の当該刑に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第六条の規定による欠格事由については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第六条の規定による欠格事由については、なお従前の例による。

用については、当分の間、同号中「又は雇用保

険法」とあるのは「雇用保険法」と、「同法第八十三条」とあるのは「同法第八十三条の規定に係る部分に限る。)又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第八十八条第一項若しくは第二項若しくは第九十一条(同法附則第八十八条第一項又は第八十

二項)とする。

(保険業法の一部改正)

第一百三十一条 保険業法の一部を次のように改正する。

附則第一条の十三を削る。

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十二条 解散厚生年金基金等が附則第五条

第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十四条第一項に「第一百二条第一項若しくは」を「第一百二条又は」に改め、「第一百八十二条第一項若しくは第二項若しくは第一百八十四条(同法第八十二条第一項若しくは第二項若しくは第一百八十四条(同法第八十二条第一項若しくは第二項に係る部分に限る。)」を削る。

(港湾労働法の一部改正)

第六条第二号中「第一百二条第一項」を「第一百二十九条 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改定する。

第十三条第二号中「第一百二条第一項」を「第一百二十九条 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改定する。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第一百二十六条 この法律の施行前にした行為について刑に処せられた者の当該刑に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第六条の規定による欠格事由については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第六条の規定による欠格事由については、なお従前の例による。

2

年金積立金管理運用独立行政法人と資金の管理及び運用に関する契約を締結する生命保険会社が、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条第四項の規定により解散厚生年金基金等から物納に係る資産を移換される場合には、改正前保険業法附則第一条の十三第二項の規定は、なおその効力を有する。

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一一部改正)

第一百三十三条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律

(平成十三年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

附則第四十六条第三項中「第六十条第四項」を「第六十条第三項」に改める。

附則第五十七条第四項中「第一百四十二条第一項において準用する場合」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條による改正前の平成二十六年改正法第一條による改正前第八十七条第一項」に改め

(独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律等の一部改正)

第一百三十四条 次に掲げる法律の規定中「事務所を」の下に「公的年金制度の健全性及び信頼性の

確保のための厚生年金保険法等の一部を改正す

る法律(平成二十五年法律第号)附則第五

条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の

厚生年金等改正法第一条の規定による改正

前の厚生年金保険法第八十五条の三の規定による存続厚生年金基金(平成二十五年厚生年

金等改正法附則第三条第十一号に規定する存

続厚生年金保険法等改正法第一条の規定による改

正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項の

規定による存続厚生年金基金及び存続連合会

の負担金は、厚生年金勘定の歳出とする。

正前の厚生年金等改正法第一条の規定による改

正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項の

規定による存続厚生年金基金及び存続連合会

の負担金は、厚生年金勘定の歳出とする。

第号。以下この条において「平成二十

五年厚生年金等改正法」という。)附則第五

条第一項又は第三十八条第一項の規定によりな

おその効力を有するものとされた平成二十五

年厚生年金等改正法第一条の規定による改正

前の厚生年金等改正法附則第三十条第一項の

規定による存続厚生年金基金及び存続連合会

の負担金は、厚生年金勘定の歳出とする。

正前の厚生年金等改正法第一条の規定による改

正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項の

の厚生年金保険法附則第三十条第一項及び平

成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条

第一項の規定によりなおその効力を有するも

とのとされた平成二十五年厚生年金等改正法第

一条の規定による改正前の厚生年金保険法附

則第三十条第三項において準用する平成二十

五年厚生年金等改正法第一条の規定による改

正前の厚生年金等改正法第一条の規定による改

正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項の

規定による存続厚生年金基金及び存続連合会

の負担金は、厚生年金勘定の歳出とする。

正前の厚生年金等改正法第一条の規定による改

正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項の

2

官報(号外)

同号ヲ」とし、同号又」とあるのは「第一号リを同号ス」とし、同号子」と、「ル 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)第十六条第三項の規定による納付金」とあるのは「リ 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)第十六条第三項の規定による納付金」とする。

(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

定を適用する

第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法第七条第一項

2 の規定の適用に関する必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

存続連合会については、改正前厚生年金特例

「同号ヲ」とし、「同号ヌ」とあるのは第一号リを同号ヌとし、同号チ」と、「ル 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一

の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律百三十一号)の一部を次のように改正する。

**第四条から第十条までを次のように改め
削除**

第十二条第二項から第四項までを削る。

第一二条第二項中「若しくは第五条第八項(同
条第十三項において準用する場合を含む。)及び

第八条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によるものと

される同法第百四十一條第一項において準用す

る同法第八十六条第一項」を削る。

第二十一条第一項第三号中「第七号」を「第六

改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号と

し、第八号を第七号とする。

特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措

百四十一條 存続厚生年金基金については、前置

条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の内付の特別等に関する法律(以下

付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下この条において「改正前厚生年金特例法」とい

う。)第四条から第六条まで、第十条並びに第十四条第二項及び第三項の規定は、なおその効力

を有する。この場合において、この項の規定に

よりなおその効力を有するものとされたこれら

第二項中「第八十六條第一項」とあるのは「第八十六条第一項又は平成二十五年改正法附則第百六条第一項又は平成二十五年改正法附則第百四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第百四十条の規定による改正前の第五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によるものとされる平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第百四十二条第一項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六条第一項」とする。

存続連合会について改正後厚生年金特例法第十二条の規定を適用する場合においては、同条第一項中「特例納付保険料その他この法律」とあるのは特例納付保険料、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第一号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第一百四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第一百四十二条の規定による改正前の第八条第二項に規定する特例掛金その他この法律又は平成二十五年改正法附則第一百四十二条第二項」とあるのは「第八十六條第一項又は平成二十九年改正法附則第一百四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされたこの法律」と、同条第二項中「第八十六條第一項」とあるのは「第八十六条第一項又は平成二十五年改正法附則第一百四十二条第一項の規定による改正前の第五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によるものとされる平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第百四十二条第一項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六条第一項」とする。

りなその効力を有するものとされた平成十五年改正法附則第百四十条の規定による改正前の第八条第八項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定によりその例によるものとされる平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「改正前厚生年金保険法」という。)第百四十二条第一項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六条第一項とする。

(社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百四十二条 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律を改正する法律(平成二十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中〔(第一百四十二条第一項において準用する場合を含む。)〕を削り、「附則第十七条の十四〔を「附則第十七条の十四並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第五条第一項において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七条第一項〔に、「第五条

第八項若しくは第八条第八項を「平成二十五年改正法附則第二百四十二条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第二百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第五条第八項若しくは平成二十五年改正法附則第二百四十二条第二項の規定によりなその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第二百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第八条第八項に、「厚生年金基金の掛金〔を「平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の掛金(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の)に、「厚生年金特例法第四条第一項」を「平成二十五年改正法附則第二百四十二条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第二百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第四条第一項」に、「厚生年金特例法第八条第二項」を「平成二十五年改正法附則第二百四十条の規定によりなその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第二百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第八条第二項」に改める。

(独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の一部改正)

第一百四十三条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

五を削り、同法附則第九条の四の二を同法附則第九条の五とする改正規定中「附則第九条の四の二」を「附則第九条の四の七」と改める。
（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）
附則第二十条中「第三条の規定による改正後の」を削り、「第百三十九条第九項又は第四百四十項」を「又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）」
附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十九条第九項若しくは第四十条第十項に改める。
（調整規定）
第一百四十五条 施行日が公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下この条において「年金機能強化法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前となる場合には、前条の規定は、適用しない。
前項の場合において、年金機能強化法第三条のうち次の表の上欄に掲げる厚生年金保険法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表の下欄に掲げる字句とする。

官 報 (号 外)

<p>第一百条の十第一項 一項第二十九号 号の改正規定 定、第百三十 九条第七項及 び第八項の改 定</p>	<p>第八十二条の二中「している被保 險者」の下に「(次条の規定の適用を 受けている被保険者を除く。)」を加 え、同条の次に次の二条を加える。 (産前産後休業期間中の保険料の 徴収の特例)</p> <p>第八十二条の二の二 産前産後休業 をしている被保険者が使用される 事業所の事業主が、厚生労働省令 の定めるところにより厚生労働大 臣に申出をしたときは、第八十一 条第二項の規定にかかわらず、当 該被保険者に係る保険料であつて その産前産後休業を開始した日の 属する月からその産前産後休業が 終了する日の翌日が属する月の前 月までの期間に係るもののが徴収は 行わない。</p> <p>第八十二条の三第二項中「第百三 十九条第七項又は第八項」の下に 「(これらの規定を同条第九項にお いて準用する場合を含む。以下この項 において同じ。)」を加え、「すべて」 を「全て」に改める。</p>
<p>第一百条の十第一項第二十九号中 「第八十二条の二」の下に「 第八十 一条の二の二」を加える。</p> <p>第一百三十九条第七項中「加入員(一 の下に「第九項において準用するこ の項の規定の適用を受けている産前</p>	<p>第八十二条の二中「している被保 險者」の下に「(次条の規定の適用を 受けている被保険者を除く。)」を加 え、同条の次に次の二条を加える。 (産前産後休業期間中の保険料の 徴収の特例)</p> <p>第八十二条の二の二 産前産後休業 をしている被保険者が使用される 事業所の事業主が、厚生労働省令 の定めるところにより厚生労働大 臣に申出をしたときは、第八十一 条第二項の規定にかかわらず、当 該被保険者に係る保険料であつて その産前産後休業を開始した日の 属する月からその産前産後休業が 終了する日の翌日が属する月の前 月までの期間に係るもののが徴収は 行わない。</p>
<p>第一百条の十第一項第二十九号中 「第八十二条の二」の下に「 第八十 一条の二の二」を加える。</p>	<p>第八十二条の二中「している被保 險者」の下に「(次条の規定の適用を 受けている被保険者を除く。)」を加 え、同条の次に次の二条を加える。 (産前産後休業期間中の保険料の 徴収の特例)</p> <p>第八十二条の二の二 産前産後休業 をしている被保険者が使用される 事業所の事業主が、厚生労働省令 の定めるところにより厚生労働大 臣に申出をしたときは、第八十一 条第二項の規定にかかわらず、当 該被保険者に係る保険料であつて その産前産後休業を開始した日の 属する月からその産前産後休業が 終了する日の翌日が属する月の前 月までの期間に係るもののが徴収は 行わない。</p> <p>10 当該加入員が産前産後休業をし ている場合においては、前二項の 規定を準用する。この場合におい て、第八項中「前条第八項に」とあ るのは「前条第九項において準用 する同条第八項」と、「前条第八 項の」とあるのは「同条第九項にお いて準用する同条第八項」と、 前項中「前条第八項」とあるのは 「前条第九項において準用する同 条第八項」と読み替えるものとす るほか、必要な技術的読替えは、 政令で定める。</p>

附則第二十九

附則第二十九條第一項第四号を削

附則第二十九條第一項第四号を削

<p>第一項の場合において、年金機能強化法附則第一条等 ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>号を削る改正 規定及び附則 第三十二条の 二項第三号の 改正規定</p>	<p>「及び第八項」の下に「(これら)の規定 を同条第九項において準用する場合 を含む)」を、「第九項」の下に「(こ れらの規定を同条第十項において準 用する場合を含む)」を加える。</p>	<p>附則第三十二条第二項第三号中 「及び第八項」の下に「(これら)の規定 を同条第九項において準用する場合 を含む)」を、「第九項」の下に「(こ れらの規定を同条第十項において準 用する場合を含む)」を加える。</p>
			る。

る。
附則第二十九条第一項第四号を削

同法第八十一条の三第二項、第九十八条第三項
、百十条の十第一項第二十九号、第一百三十九条及び
び第百四十条
、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規
定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正
規定

同法第九十八条第三項

4 第一項の場合において、年金機能強化法附則第二十条中「被保険者及び加入員」とあるのは、「被保険者」と、「第八十一条の二の二」、第一百三十九条第九項又は第一百四十条第十項」とあるのは「第八十二条の二の二」とする。
（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正する。）

第一条のうち、厚生年金保険法第四十四条
二第一項の改正規定を削り、同法第四十六条
改正規定中「同条第七項」を「同条第六項」に
め、同法第六十条の改正規定中「同条第三項」
「第一項第二号口」を「前項第二号口」に、「老齢厚生年金
額」に改め、同項を同条第二項とし、同条第
項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項
「前三項」に改め、同項を同条第四項とする
「同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一
に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項
「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三

五項」を「第四十六条第一項及び平成二十五年改正法第一項の規定による改正前の第四十六条第五項」とあるのは、「第七十八条の二十九の規定により読み替えて適用する第四十六条第一項」に改め、「附則第七条の五第一項中「第四十六条第一項及び第五項」とあり、及び「同条第一項及び第五項」とあるのは、「第七十八条の二十九の規定により読み替えて適用する第四十六条第一項及び同条第五項」とを削り、同法附則第二十九条の三を削り、附則第二十九条の二を附則第二十九条の三とし、附則第二十九条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

附則第三十一条を削り、附則第三十条を附則第三十二条とし、附則第二十九条の次に次の二条を加える。

(一)以上の種別の被保険者があつた期間を有する者に係る脱退一時金の支給要件等)

第三十条 二以上の種別の被保険者があつた期間を有する者に係る脱退一時金については、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有する者に係るものとみなして前条第一項の規定を適用する。ただし、当該脱退一時金の額は、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに、同条第三項及び第四項の規定の例により計算した額とする。この場合において、同条の規定の適用に関し必要な読み替えその他必要な事項は、政令で定める。

四項の改正規定中「第四項」を「第三項」に改め、
同法第二百二十条第二項の改正規定中「第六号を
第七号とし、第五号」を「第七号を第八号とし、
第六号」に改め、同項第六号を同項第七号とす
る。

信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」を加える。

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

法」を「厚生年金保険法」に、「第一項」を「第三項」に、「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改める。

附則第二百三十条の二の二、社会保険審査官及び社会保険審査会法第一条第一項の改正規定中「第九十条〔の下に〕「同条第二項及び第六項を除き、」を〔第九十条〕の下に「同条第二項及び第六項を除く。以下同じ。」に改める。

附則第百四十七条の二(法科大学院への裁半官及び検察官その他的一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十四条第二項を削り、同条第二項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「労働組合」を「労働団体」と改めた。

一部を改正する法律(平成二十五年法律
号)の一部を次のように改正する。
附則第六十九条及び第八十条中「管掌者」を
「実施者」に改める。

する法律の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律の一部改正

附則第百三十六条のうち國と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える。改正規定中「労働組合」を「職員団体」に改める。

附則第百三十八条のうち、確定給付企業年金法第三条第一項、第四条第四号、第五条第三項、第六条第二項、第十二条第一項第四号及び第五号、第二十五条、第二十六条第三号、第十七条第四号、第七十四条第二項、第七十七条第三項並びに第八十四条第一項の改正規定中「第七十七条第三項」の下に「第八十二条の二

総合」を「職員団体」に改める。
附則第百四十九条のうち判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百一十一号)第八条第一項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「労働組合」を「職員団体」に改める。
附則第百五十四条のうち厚生年金保険の保険料及び保険料の納付の特例等に関する法律第十二条の改正規定中「第十二条第一項及び第十二条第二項」を「第十二条」に改め、「に改め、同条第三項」を「又は第九十一条」を「又は第九十一条第一項」を削る。

二条の三まで」を「第九十一条第一項 第六十一条の二、第九十一条の三」に改める。

附則第二百二十二条第一項中「前条の規定による改正後の」を削り、「改正後審査会法」を「審査会法」に改め、同条第二項中「改正後審査会法」を「審査会法」に、「第九十条」とあるのは「第九十条(一)を「除く。以下同じ。」」とあるのは「除き、」に改め、同条第三項中「改正後審査会法」を「審査会法」に、「第二項」を「第三項」に、「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改め、同条第四項中「改正後審査会法」を「審査会法」に、「第九十条(同)

行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十五条のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第正規定中「同表に」を「同表中九十五の項を九十六の項とし、九十四の項を九十五の項とし、九十三の項の次に」に改め、同法別表第二の改正規定中「同表に」を「同表中百十七の項を百十八の項とし、百十六の項を百十七の項とし、百五の項の次に」に改める。

附則第百四十二条のうち独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律附則第七条第七項の改正規定及び附則第百四十二条のうち独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律附則第七条第七項の改正規定中「事務所を」の下に「公的年金制度の健全性及び

附則第百五十五条のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律附則第六条第四項の改正規定中「事務所を」の下に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第五条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」を加える。

附則第一百五十九条の一の次に次の一条を加え
る。

条第二項及び第六項を除き、「に、「第九十一
条」を「第九十一条第一項」に改める。
附則第一百四十一條第四項中「改正後厚生年
金保険法第九十一条から第九十一条の三ま
で」を「厚生年金保険法第九十一条第一項、第
九十二条の二及び第九十一条の三」に、「改正
後審査会法」を「審査会法」に改め、同条第五
項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保
険法」に改め、同条第六項中「改正後審査会
法」を「審査会法」に、「改正後厚生年金保険
法」を「審査会法」に、「改正後厚生年金保険

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正(平成二十二年四月一日)の一部をする法律(平成二十四年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一条のうち、行政手続における特定期個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二百二号)別表第一の改正規定中「別表第一に」を「別表第一中九十六の項を九十七の項とし、九十五の項を九十六

の項とし、九十四の項の次に」に改め、同法別表第二の改正規定中「別表第二に」を「別表第二中百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし、百十六の項の次に」に改める。

附則第二十二条中「九十五」とあるのは「九十四」を「九十六の項を九十七の項とし、九十五の項を九十六の項とし、九十四の項を九十五の項とし、九十三」と、「九十五 厚生労働大臣」とあるのは「九十七の項とし、九十四」とあるのは「九十五の項を九十六の項とし、九十四」とあるのは「九十五の項を九十六の項とし、九十四の項を九十五の項とし、九十三」と、「九十五 厚生労働大臣」とあるのは「九十四 厚生労働大臣」に、「百十七」とあるのは「百十六」を「百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし、百十六」とあるのは「百十七の項を百十八の項とし、百十六の項を百十七の項とし、百十五

と、「百十七 厚生労働大臣」とあるのは「百十
六 厚生労働大臣」に、「同表に」とあるのは「同表中九十四の項を九十五の項とし、九十三の項を九十六の項とし、「同表中」とあるのは「同表中九十六の項を九十七の項とし、「同表に」とあるのは「同表中百十六の項を百十七の項とし、百十五の項の次に」を「同表中」とあるのは「同表中百十八の項を百十九の項とし、「同表に」とあるのは「同表中百十七の項とし、百十五の項の次に」を「同表中」とあるのは「同表中百十八の項を百十九の項とし、百十五の項の番号の利用等に関する法律の一部改正」

第百四十九条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十二年法律第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十五の項を次のように改める。

二十五 削除

別表第一に次のように加える。

九十四 公的年金制度 の健全性及び信頼性 の確保のための厚生 年金保険法等の一 部を改正する法律 (平成二十五年法律 第二号。以下 「平成二十五年法律 第一号」とい う。)附則第三条第十 一号に規定する存続 厚生年金基金	平成二十五年法律第 号附則第五条第一項の規定によりなぞそ の効力を有するものとされた平成二十五年法律第 号第一条の規 定による改正前の厚生年金保険法による年金である給付又は一時 金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
---	--

別表第二に次のように加える。

三十六 削除

別表第二に次のように加える。

百十六 平成二十五年 法律第 号附則 第三条第十一号に規 定する存続厚生年金 基金	平成二十五年法律 号附則第五条第 一項の規定によりなぞそ の効力を有するものとさ れた平成二十五年法律 第二号第一条の規定 による改正前の厚生年金 保険法による年金である 給付又は一時金の支給に 関する事務であつて主務 省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日 本年金機構	厚生労働大臣又は日 本年金機構
百十七 平成二十五年 法律第 号附則 第三条第十三号に規 定する存続連合会又 は企業年金連合会	平成二十五年法律 第二号による年金で ある給付又は一時金の支 給に関する事務であつて 主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日 本年金機構	厚生労働大臣又は日 本年金機構
		年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの

(厚生労働省設置法の一部改正)

第一百五十五条 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第百号中「厚生年金基金、企業年金連合会」を削る。

附則中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

期 間	事 務
同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	同法附則第二条第十一号に規定する存続厚生年金基金に関すること。
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成二十五年法律第 号)附則第五条第	同法附則第三条第十三号に規定する存続連合会に関すること。
一項各号に掲げる規定が効力を有する間	同法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金に関するものとすること。
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 附則第三十八条第一項に規定する規定が効力を有する間	同法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金に関するものとすること。
3 社会保障審議会は、第七条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項各号に掲げる規定が効力を有する間、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 (罰則に関する経過措置)	この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。
第百五十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の効力)	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、厚生年金基金について、その新設を行うことができないこととすること、他の企業年金制度等への移行を促進しつつ、解散の特例を導入すること等の措置を講ずることとともに、国民年金について第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の必要がある。これができるものとすること。
第百五十三条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八十七条の規定は、改正後国民年金法の規定を改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。 (その他の経過措置の政令への委任)	3 施行日から五年後以降に存続する厚生年金基金について、その積立状況が一定の基準に該当しなくなつた場合、厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて解散を命ずることができるものとすること。 4 解散する厚生年金基金の事業所が他の企業年金制度等に移行できるよう、必要な措置を講ずること。 5 第三号被保険者であつた者は、第二号被保険者の被扶養配偶者でなくなつたことについて、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬものとすること。 6 第三号被保険者期間のうち、第一号被保険者期間として記録が訂正された期間のある者は、その不整合期間のうち、保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間について届出を行うものとすること。 この場合において、当該届出に係る期間を老齢基礎年金等の受給資格期間に算入できる期
一 議案の目的及び要旨 本案は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、厚生年金基金について、その新設を行なうことをとする特例及び国民年金保険料の若年者納付猶予制度を、それぞれ十年間延長するものとすること。 二 議案の修正議決理由 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、厚生年金基金について、その新設を行なうことができるものとすること、他の企業年金制度等への移行を促進しつつ、解散の特例を導入すること等の措置を講ずることとともに、国民年金について第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認めるが、政府は、この法律の施行の日から起算して十年を経過する日までに、存続厚生年金基金の解散等について検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする必要があると認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。 右報告する。	この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
平成二十五年五月二十二日 衆議院議長 伊吹 文明殿	6 の届出に係る期間のある者は、三年間に限り措置として、当該期間のうち、五十歳以上六十歳未満の期間(六十歳未満の者である場合には、過去十年以内の期間)について、保険料の納付ができるものとすること。 7 6の届出に係る期間のある者は、三年間に限り措置として、当該期間のうち、五十歳以上六十歳未満の期間(六十歳未満の者である場合には、過去十年以内の期間)について、保険料の納付ができるものとすること。

〔別紙〕

(小字及び
は修正)

附 則

(検討)
法制上の措置等

第二条 政府は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して十年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、この法律により改正された国民年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(定義)

第三条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 改正前厚生年金保険法 第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
- 二 改正後厚生年金保険法 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。
- 三 改正前確定給付企業年金法 第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法をいう。
- 四 改正後確定給付企業年金法 第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法をいう。
- 五 改正後国民年金法 第三条の規定による改正後の国民年金法をいう。
- 六 改正前確定拠出年金法 附則第二条の規定による改正前の確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)をいう。

七 改正後確定拠出年金法 附則第二条の規定による改正後の確定拠出年金法をいう。

八 改正前保険業法 附則第二百三十五条の規定による改正前の保険業法(平成七年法律第五号)をいう。

九 改正後特別会計法 附則第二百三十五条の規定による改正後の特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)をいう。

十 旧厚生年金基金 改正前厚生年金保険法の規定により設立された厚生年金基金をいう。

十一 存続厚生年金基金 次条の規定によりなお存続する厚生年金基金及び附則第六条の規定により従前の例によりこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に設立された厚生年金基金をいう。

十二 厚生年金基金 旧厚生年金基金又は存続厚生年金基金をいう。

十三 存続連合会 附則第三十七条の規定によりなお存続する企業年金連合会をいう。

十四 確定給付企業年金 改正後確定給付企業年金法第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。

十五 連合会 改正後確定給付企業年金法第九十二条の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。